

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年3月31日

【発行者名】 F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）
エス・エイ
(FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 マルク・ワセレット
(Marc Wathelet)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1246、アルバート・
ボルシェット通り 2 a
(2a rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, Grand
Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディン
グ
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディン
グ
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）
外国投資信託受益証券に係るファ
ンドの名称】 フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ -
米ドル・マンスリー・インカム
(Fidelity Global Bond Series - US Dollar Monthly Income)

【届出の対象とした募集（売出）
外国投資信託受益証券の金額】 クラスA 受益証券 100億アメリカ合衆国ドル（約8,977億円）を
上限とする。
クラスB 受益証券 100億アメリカ合衆国ドル（約8,977億円）を
上限とする。
(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換
算は、便宜上、平成22年1月29日現在の株式会社三菱東京
U F J 銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル =
89.77円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム

(Fidelity Global Bond Series - US Dollar Monthly Income)

(注 1) フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム (以下「サブ・ファンド」という。) は、アンブレラ・ファンドであるフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ (以下「ファンド」という。) のサブ・ファンドである。現在、ファンドは、本サブ・ファンドのみにより構成されている。サブ・ファンドの受益者は、ファンドの他のサブ・ファンドが設定された場合、約款の定めに従い他のサブ・ファンドに転換 (スイッチング) をすることができる。なお、取扱販売会社 (以下に定義される。) により、他のサブ・ファンドへの転換 (スイッチング) を取り扱わないことがある。また、代行協会員が必要と認める場合には、日本において転換を取り扱わないことがある。

(注 2) 日本において、サブ・ファンドの名称について「フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ」を省略することができる。また、ファンドの愛称として、「ドルの実り」を使用する。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券。現在、クラス A 受益証券およびクラス B 受益証券の 2 種類である。

(以下、総称して「受益証券」または「ファンド証券」という。)

格付は取得していない。

ファンド証券は追加型である。

(3) 【発行 (売出) 価額の総額】

クラス A 受益証券 100 億米ドル (約 8,977 億円) を上限とする。

クラス B 受益証券 100 億米ドル (約 8,977 億円) を上限とする。

(注 1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成 22 年 1 月 29 日現在の株式会社三菱東京 U F J 銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1 米ドル = 89.77 円) による。以下、別段の表示がない限り、米ドルの金額表示はすべてこれによる。

(注 2) ファンドおよびサブ・ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、ファンド証券は米ドル建のため、本書の金額表示は別段の記載がない限りサブ・ファンドの基準通貨である米ドル貨をもって行う。

(注 3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4) 【発行 (売出) 価格】

申込みが取扱われる評価日に計算される各クラスの受益証券 1 口当たりの純資産価格

(注) 「評価日」とは、12 月 25 日 (以下「クリスマス」という。) 、 1 月 1 日 (以下「元日」という。) およびニューヨーク証券取引所の休業日を除く月曜日から金曜日までの各日をいう。

(5) 【申込手数料】

クラス A 受益証券

発行価格の 3.4125% (税抜き 3.25%) を上限とする。

クラス B 受益証券

クラスB受益証券について、申込手数料は課せられないが、日本国内における申込みについては、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払申込手数料（以下「C D S C」または「条件付後払手数料」ということがある。）が課される（C D S Cについては、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」を参照のこと）。なお、本書の日付現在、C D S Cに対して日本の消費税は課せられない。

購入後経過年数 ^()	C D S C
1年未満	4.0%
1年以上2年未満	4.0%
2年以上3年未満	3.0%
3年以上4年未満	2.0%
4年以上5年未満	1.0%
5年以上	0%

() 「購入後経過年数」とは、フィデリティ証券株式会社が任命する日本における販売取扱会社に対し受益証券購入の申込みを行った日（同日を含む。）から日本における販売取扱会社が当該受益証券の買戻請求を受領した日の直前の暦日（同日を含む。）までの期間をいう。

(注1) 投資者は、買戻価額からC D S Cを差し引いた金額を買戻時に受領する。C D S Cは、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

(注2) C D S Cの金額は、最も低いC D S Cにより計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課されない5年以上保有するクラスB受益証券を最初に買い戻し、その次に長く保有するクラスB受益証券を次に買い戻すものとみなされる。

(注3) クラスB受益証券の純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分にC D S Cが課されることはない。

(注4) C D S Cは、総販売会社（以下に定義される。）に対して支払われ、買戻手続を行う日本における販売会社または販売取扱会社を通じて清算される。C D S C金額は、総販売会社に支払われ、総販売会社はその全部または一部を、クラスB受益証券の販売、販売促進およびマーケティングに関するファンドに対する販売関連業務の提供のための費用ならびに管理会社の販売促進担当者による受益者へのサービス提供のための費用として使用する。

(6) 【申込単位】

クラスA受益証券

100口以上10口単位

クラスB受益証券

100口以上10口単位

ただし、販売取扱会社（以下に定義される。）により異なる申込単位を用いる場合がある。

(7) 【申込期間】

平成22年4月1日（木曜日）から平成23年3月31日（木曜日）まで

ただし、評価日にかつ販売会社および販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。また、分配の宣言が行われる各暦月の第一評価日が日本における販売会社および販売取扱会社の営業日でない場合、当該暦月の前月の日本における販売会社および販売取扱会社の最終営業日については、申込みの取扱いが行われない。

その他、代行協会員が必要と認める場合には、日本において申込みを取扱わないことがある。日本における申込取扱時間は、原則として、日本時間午後3時（半日営業日は午前11時）までとする。

サブ・ファンドの日本における取扱日に関する照会先は、下記「(8) 申込取扱場所」に同じ。

(8) 【申込取扱場所】

フィデリティ証券株式会社

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー

(以下「フィデリティ証券」または「日本における販売会社」という。)

フリーダイヤル 0120 - 140 - 460

(受付時間：フィデリティ証券の営業日の午前9時から午後5時)

ホームページ (http://www.fidelity.co.jp/s_japan/)

(9) 【払込期日】

投資者は、申込み注文の成立を販売取扱会社が確認した日(以下「約定日」という。)から起算して日本での4営業日目までに申込金額および適用ある申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする(以下、かかる支払日を「払込期日」という。)。各申込日の発行価額の総額は、日本における販売会社によって最終的に保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイのファンド口座に米ドル貨で払い込まれる。

(10) 【払込取扱場所】

フィデリティ証券

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はない。

(ロ) 引受等の概要

フィデリティ証券は、F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.) (以下「管理会社」という。)およびF I L ・ ディストリビューターズ (FIL Distributors) (以下「総販売会社」という。)との間で、日本における受益証券の販売および買戻しについて、2006年8月23日付受益証券販売・買戻契約(改訂済)を締結している。

日本における販売会社は、他の販売・買戻取扱会社(以下「販売取扱会社」という。なお日本における販売会社が直接日本の受益者に販売する場合については、日本における販売会社も含むものとする。)を通じて間接的に受理したファンド証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(注) 販売・買戻取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う取次金融商品取引業者または取次登録金融機関をいう。

管理会社は、フィデリティ証券をサブ・ファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う会社をいう。

(ハ) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出し、当該約款に基づき口座管理料を支払う。申込金額は、サブ・ファンドの取引通貨である米ドル貨で支払う。販売取扱会社が同意する限り、円またはユーロを販売取扱会社の円建口座またはユーロ建口座に銀行送金することにより支払うことができる。円貨ま

たはユーロ貨と米ドル貨との換算は、別段の定めのない限り、当該申込みのあった申込日またはその払込日における東京外国為替市場に準拠したもので、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

申込金額は、日本における販売会社により設定日または各払込期日に最終的に保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイのファンド口座にそれぞれ払い込まれる。

(二) 日本以外の地域における発行

ファンドの受益証券の日本国外での募集は、予定されていない。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの形態

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム (Fidelity Global Bond Series - US Dollar Monthly Income) は、アンブレラ・ファンドであるフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズのサブ・ファンドである。現在、ファンドは、本サブ・ファンドのみにより構成されているが、将来的には追加のサブ・ファンドが設定される可能性がある。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国 (以下「ルクセンブルグ」という。) の民法および2002年12月20日の投資信託に関する法律 (以下「ルクセンブルグ投信法」または「2002年12月20日法」という。) のパート の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行の間の契約 (以下「約款」という。) によってアンブレラ・ファンドであるオープン・エンド型の共有持分型投資信託として設立された投資信託である。

ファンドは、その共同所有者 (以下「受益者」という。) の利益のために管理会社により運用される。本書におけるファンドへの言及は、文脈上適切な場合、ファンドのために行為する管理会社を意味するものとする。ファンドの資産は、一または異なる複数のサブ・ファンドにおいて保有される。管理会社は、各サブ・ファンドに関して別個のクラスの受益証券を発行することができ、単一のサブ・ファンドに関して複数のクラスの受益証券を発行することができる。

受益証券の購入、売却、買付け、買戻しまたは転換の注文は、通常、販売会社のいずれかまたは管理会社に対して本書に記載される日にこれを提出することができる。販売会社および管理会社は、サブ・ファンドの取引通貨である米ドル貨でのみ注文を受諾する。

受益証券の購入または売却に関しては、サブ・ファンドの純資産価格を表す単一の価格が存在する。適用ある場合、購入に際しては申込手数料が課され、転換に際しては転換手数料が課される。該当する場合、クラスB 受益証券の買戻しに際してはC D S C が控除されることがある。

管理会社は、ファンドの受益証券をルクセンブルグ証券取引所またはその他の証券取引所に上場する権利を有している。

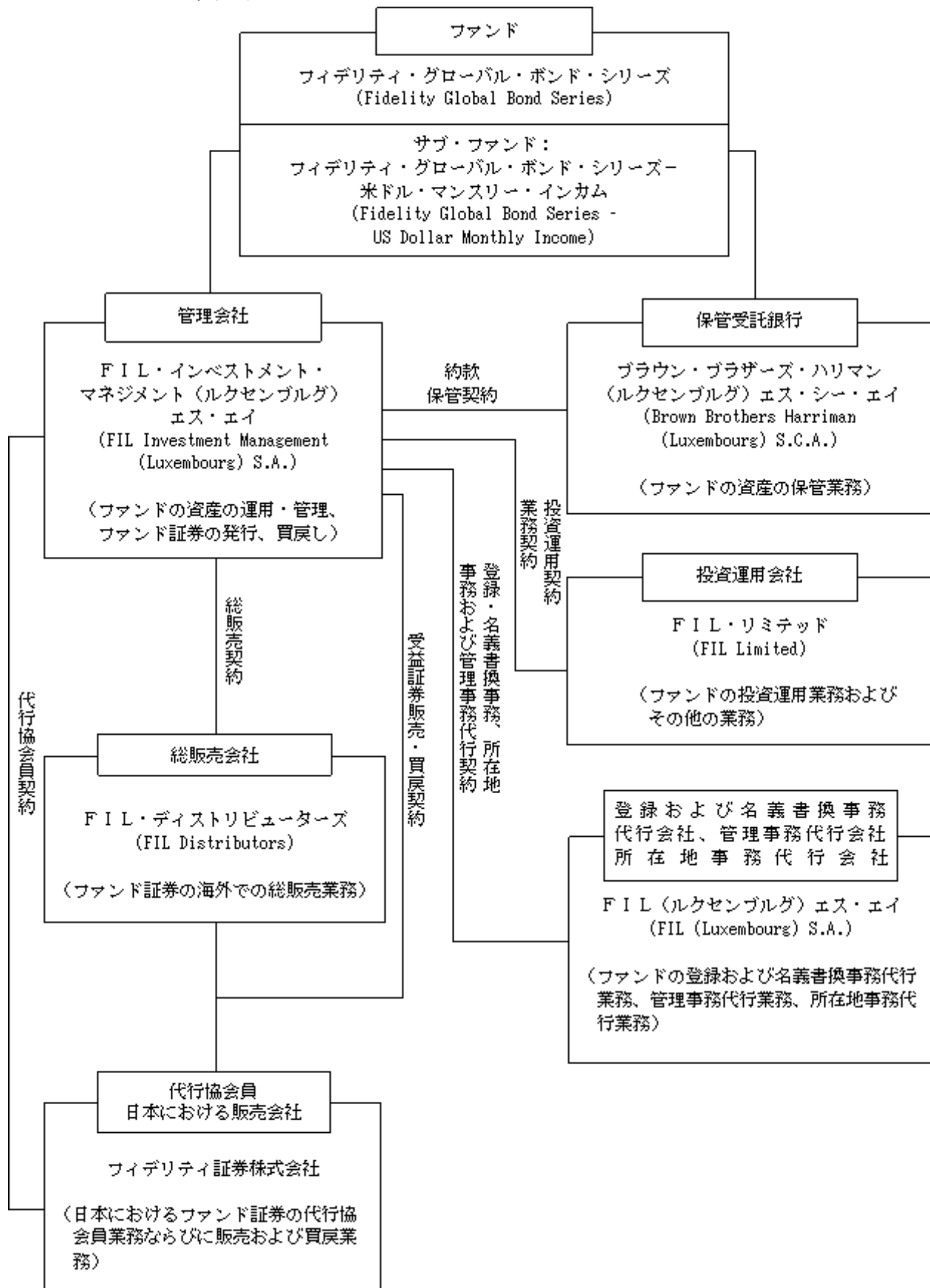
管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、約款を改訂して、他のサブ・ファンドを追加設定することができる。ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができる。

b . ファンドの目的及び基本的性格

サブ・ファンドは、主として、米国ハイ・イールド債券、米国の政府債券および投資適格債券、エマージング債券ならびに米国以外の先進国の政府債券への投資を通じて、高水準のインカム収益および元本増加を追求する。

(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



b . 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社	平成18年8月29日付で保管受託銀行との間で約款 (改訂済) を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し業務を行う。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス ・ シー ・ エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)	保管受託銀行	平成18年8月29日付で管理会社との間で保管契約 ^(注1) を締結。ファンド資産の保管業務について規定している。
F I L ・ リミテッド (FIL Limited)	投資運用会社	平成18年8月23日付で管理会社との間で投資運用契約 ^(注2) を締結。投資運用業務について規定している。 平成18年8月23日付で管理会社との間で業務契約 ^(注3) を締結。評価、統計、技術、報告およびその他の支援を含むサブ・ファンドの投資に関する業務について規定している。
F I L (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (FIL (Luxembourg) S.A.)	登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社 所在地事務代行会社	平成18年8月23日付で管理会社との間で登録・名義書換事務、所在地事務および管理事務代行契約 ^(注4) を締結。ファンドの登録・名義書換事務代行業務、所在地事務および管理事務代行業務について規定している。
フィデリティ証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成18年8月23日付で管理会社との間で代行協会員契約 (改訂済) ^(注5) を締結。日本における受益証券の代行協会員業務について規定している。平成18年8月23日付で管理会社および総販売会社との間で受益証券販売・買戻契約 (改訂済) ^(注6) を締結。日本における受益証券の販売・買戻業務、他の販売取扱会社を通じて間接的に受けたファンド証券の販売・買戻請求の管理会社への取次業務について規定している。

(注1) 保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行が、有価証券の保管、引渡し等、ファンド資産の保管業務および支払事務を行うことを約する契約である。

(注2) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンドに対し投資運用業務を提供することを約する契約である。

(注3) 業務契約とは、F I L ・ リミテッドが、サブ・ファンドの投資に関し、評価、統計、報告およびその他の支援を含む業務を提供することを約する契約である。

(注4) 登録・名義書換事務、所在地事務および管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された事務代行会社が、登録・名義書換事務、所在地事務および管理事務を行うことを約する契約である。

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注6) 受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で総販売会社を通じて管理会社から交付を受けるファンド証券を、販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

c. 管理会社の概要

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年商事会社法（改正済）に基づき設立された。

1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。管理会社は、ルクセンブルグ投信法のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有している。

(ロ) 会社の目的

管理会社は、投資信託を設定し、管理および運用を行うことを専業とする。受益者に代わり、受益証券、債券および投資信託の受益証券の購入、売却、申込みおよび交換を含むファンドの管理運用業務を行い、ファンドの資産に関連するすべての権利を行使することができる。

(ハ) 会社の沿革

管理会社は平成14年8月14日にルクセンブルグにおいて設立された。

管理会社の定款は、平成14年12月17日、平成15年12月19日および平成20年4月8日に変更された。

(ニ) 資本金の額

資本金は50万ユーロ（約6,250万円）で、平成22年1月末日現在全額払込済である。なお、1株1,000ユーロ（約124,990円）で記名株式500株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は、便宜上、平成22年1月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 124.99円）による。以下、別段の表示がない限り、ユーロの金額表示はすべてこれによる。

(ホ) 大株主の状況

(提出日現在)

名称	住所	保有株数	比率
F I L ・ リミテッド (FIL Limited)	バミューダ、HM19 ペンブローク、 クロウ・レーン42、ペンブローク・ ホール	499株	99.80%

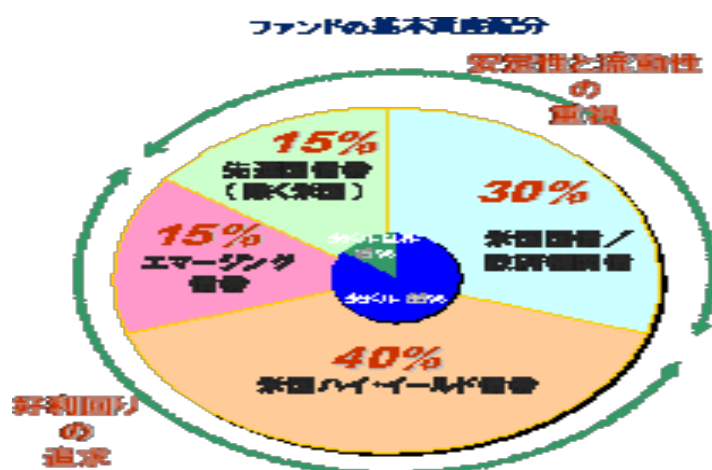
2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドは、主として、米国ハイ・イールド債券、米国の政府債券および投資適格債券、エマージング債券ならびに米国以外の先進国の政府債券への投資を通じて、高水準のインカム収益および元本増加を追求する。

基本資産配分

サブ・ファンドは、主として、米国ハイ・イールド債券、米国国債 / 政府機関債、エマージング債券、先進国債券 (除く米国) の4つの債券セクターに分散投資を行う。4つの債券セクターへの基本資産配分比率は、以下の図の通りである。



運用にあたっては上記の基本方針でのぞむが、資金動向および市況動向によっては上記のような運用ができない場合がある。なお、円グラフ内の数値は、債券セクター、通貨の基本配分であり、ベンチマークのインデックスに基づくものである。各債券セクターのベンチマークは市場の構造変化等によって見直される場合があり、ファンド全体のベンチマークは各セクターのベンチマークを基本配分の割合で合成した複合ベンチマークとなる。運用にあたってはこの基本配分をベースとするが、必ずしもこの配分と一致するわけではない。資金動向および市況動向に応じて基本資産配分から乖離する可能性がある。また、複合ベンチマークに対して一定の投資成果を上げることが保証するものではない。なお、ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことである。

資産の合同運用

管理会社は、サブ・ファンドの投資方針が許容する限りにおいて、効率的な運用を目的として複数のサブ・ファンドの資産を合同運用することを選択することができる。このような場合、異なるサブ・ファンドの資産が合同で運用される。合同運用される資産は、実際には内部的な運用目的でのみ使用されるにもかかわらず、「プール」と記載されるものとする。プールは個別の主体を構成せず、また、投資者が直接アクセスすることはできない。合同運用されるそれぞれのサブ・ファンドには、特定の資産が配分されるものとする。

複数のサブ・ファンドの資産がプールされる場合、各参加サブ・ファンドに帰属する資産は、まず、かかるプールに対する資産の当初配分を参照して決定され、追加の配分または引出しがあった場合には変更される。

各参加サブ・ファンドが合同運用される資産に対して有する権利は、かかるプールにおけるすべての投資対象に適用される。

合同運用されるサブ・ファンドのために行われた追加投資は、それらのサブ・ファンドの個別の権利に応じて当該サブ・ファンドに配分され、同様に、売却された資産は、各参加サブ・ファンドに帰属する資産により負担されるものとする。

(2) 【投資対象】

サブ・ファンドは、とりわけ、政府、政府機関、国際機関、上場もしくは非上場会社、特別目的会社もしくは投資ビークルまたは信託が発行することのできる債券または債務商品に投資することができる。利払いは確定利息または変動利息で、変動利息は、実勢市場金利またはその他資産（アセット・バック証券等）のリターンを参照の上で決定される。別途記載されていない限り、アセット・バック証券またはモーゲージ・バック証券にサブ・ファンドの純資産の10%を超えて投資してはならないが、かかる制限は米国政府または米国政府の支援法人により発行または保証される証券への投資には適用されない。債券の償還日は予め指定されているか、発行体の裁量に従う（一部のモーゲージ債券等）。債券には、転換の権利または新株予約権が付されていることがある（転換社債等）。すべての債券または債務商品が一または複数の格付機関により格付を付与されているものではなく、一部は投資適格格付を下回る可能性がある。デリバティブ商品（先物、オプションまたはスワップ等）は、関連するリスク要因へのエクスポージャーを獲得または低減するために用いられることがある。これらの事項に関する詳細は、下記「3 投資リスク、a . リスク要因」を参照のこと。

(3) 【運用体制】

フィデリティ^(注1)の概要

「F I L ・ リミテッド (FIL Limited)」は、昭和44年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品およびサービスを提供している。

FIL Limitedの関連会社である「フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー (FMR Co.)」^(注2)は、昭和21年にボストンで設立された歴史のある米国の投資信託会社である。世界各地のフィデリティの投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっている。

(注1) FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」という場合がある。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味する。

(注2) FMR Co.はFMR LLCの子会社である。

フィデリティの企業調査情報の活用

フィデリティの企業調査

フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視している。大規模なインハウス・リサーチ（自社のスタッフによる独自調査）体制を有し、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事している。企業内容の調査・分析にあたっては、FIL Limitedと、関連会社であるFMR Co.が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用できるシステムを共有し、株式や債券の運用に活かしている。

フィデリティの運用・調査体制

（2009年12月末日現在）

（単位：人）

拠点		米国	欧州	日本	アジア・パシフィック	総計
ポートフォリオ・マネージャー	株式	104	59	16	26	205
	ハイ・イールド債券	11	0	0	0	11
	投資適格債券	23	7	0	2	32
アナリスト	株式	215	96	36	48	395
	ハイ・イールド債券	28	0	0	0	28
	投資適格債券	63	20	0	7	90
トレーダー	株式	42	13	0	15	70
	ハイ・イールド債券	4	0	0	0	4
	投資適格債券	31	8	0	4	43
合計		521	203	52	102	878
運用に関するコンプライアンス部門		47	8	5	10	70

FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含む。

アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含む。管理職等は除く。

上表中の数値は、将来変更となることがある。

フィデリティの運用哲学

株式の運用においては、運用哲学の基礎を「ボトム・アップ・アプローチ」という調査・分析の手法においている。「ボトム・アップ・アプローチ」とは、綿密な個別企業調査を行うことにより、企業の将来の成長性や財務内容等ファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法である。世界の調査部を7つのセクター（消費、ヘルスケア、公共事業、シクリカル、テクノロジー、金融、天然資源）に分け、企業の中長期的な成長の原動力となる競争力を多面的に調査する。調査対象企業からの情報のみならず、世界中の競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先から、より広く、かつ客観的な情報を収集し、収益予測を行い、最終的に中長期的な成長力を持った企業を発掘することに注力している。

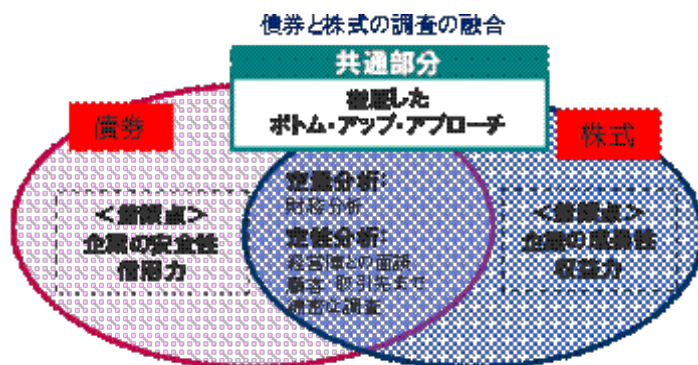
（注）セクター分類は、フィデリティ独自の定義によるものである。なお、日本においては天然資源セクターを独立して設けていない。

債券の運用においては、運用哲学の基礎を「過度のリスクをとらずに超過収益を生み出す」ことにおいている。投資適格債券の運用においては、社内の債券専任アナリストによる計量分析（クオンツ分析）、発行体の信用分析（ファンダメンタルズ分析）の双方を活用した複数の戦略の積み重ねにより、付加価値を創出することを目的としている。ハイ・イールド債券のうち高利回り社債の運用においては、ハイ・イールド債券発行企業専任の社内アナリスト等が、株式同様、ボトム・アップによる徹底した個別企業調査を行い、債務不履行等のリスクを最小限に抑える運用を行うことに注力している。エマージング債券の運用においては、トップ・ダウンによるソブリン・リサーチと、

ボトム・アップによる発行体の信用分析を組み合わせ、リスクを抑制しながら超過収益の創出を目指す。

いずれの場合においても、社内の株式アナリストとの間で調査情報の共有、調査活動の連携が行われている。

上記はフィデリティの主たる投資対象に関する運用哲学を述べたものである。



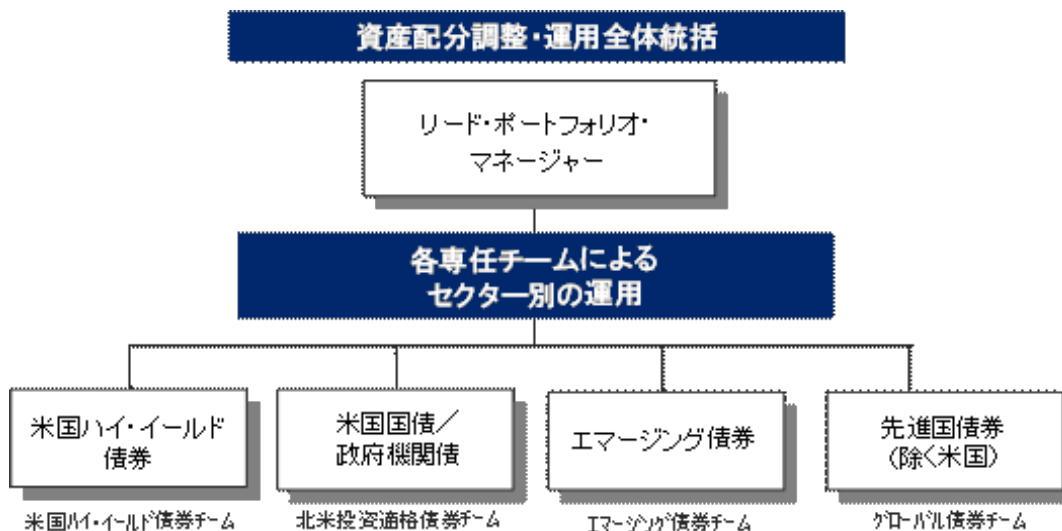
サブ・ファンドの運用プロセス

ポートフォリオの構築

サブ・ファンド全体の運用の統括は、リード・ポートフォリオ・マネージャーが行う。

リード・ポートフォリオ・マネージャーは、金利動向やマクロ経済環境などのトップ・ダウンの視点と、企業収益動向などのボトム・アップの視点を組み合わせ、基本資産配分の調整を行う。

4つの債券セクターについては、それぞれ分野で実績を重ねた経験豊富な専任のチームが、社内アナリストによる徹底したリサーチに基づき、運用を担当する。



運用体制に関する社内規則等

ポートフォリオ・マネージャーは、約款、目論見書および管理会社取締役会（以下「取締役会」という。）決議等に記載された運用の遵守条件をもとに投資戦略を策定し、自身の判断によってポートフォリオの内容を決定する。

ファンドの運用を行っている拠点のチーフ・インベストメント・オフィサーがファンドのポートフォリオ・マネージャーと定期的にポートフォリオ・レビュー・ミーティングを実施し、情報を共有することでポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっている。

投資リスクの管理および投資行動のチェックは、資産運用部門が自ら行う方法と資産運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用している。

管理会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制等

管理会社は登録および名義書換事務代行会社兼管理事務代行会社ならびに保管受託銀行の業務について、年1回ファンド業務の監査を行い、C S S Fの通達(02/81)に基づき独立監査人によって作成される報告書により適切な監督を行っている。

(4) 【分配方針】

管理会社は、サブ・ファンドの会計年度における純投資収益の実質的にすべてについて分配を推奨する予定である。

分配は、分配の支払われるすべての受益証券について、各暦月の第一評価日に宣言される。

(5) 【投資制限】

約款に従い、管理会社には、リスク分散の原則に基づき、かつ付属定款およびルクセンブルグ法に従い、随時適用されるファンドおよび各サブ・ファンドの投資に関する企業方針および投資方針ならびに投資制限を決定する広範な権限が付与されている。下記の投資制限に関し以下の定義の適用がある。

金融市場商品とは、通常、流動性のある金融市場で取引され、常に正確に算定できる価額を有する商品を用いる。

O E C Dとは、経済協力開発機構を用いる。

規制市場とは、欧州共同体通達2004/39/EC第4.1.14条が意味する範囲における市場、または規制され、定期的に運営され、公認され一般公衆に開かれている市場を用いる。疑義を避けるため付言すると、規制市場には米国店頭債券市場が含まれる。

譲渡可能証券とは、以下のものをいう。

- ・ 株式および株式に相当するその他の証券
- ・ 債券およびその他の債務証券
- ・ 買付または交換により当該譲渡可能証券を取得する権利が付されたその他の流通証券

非譲渡可能証券とは、以下のものをいう。

- ・ 上記で定義される譲渡可能証券の定義に合致しないすべての証券

リスク分散の原則に基づき、かつ約款およびルクセンブルグ法に従い、管理会社は、随時適用されるファンドおよびサブ・ファンドに関する企業方針および投資方針ならびに投資制限を決定するものとする。

本書に記載される投資制限に従い、サブ・ファンドは、譲渡可能証券(株式を除くが、第13項に規定されるとおり一定限度での非譲渡可能証券への投資を含む。)、短期金融商品、現金預金および金融派生商品に投資することができ、また、サブ・ファンドは、当該種類の取引に精通した高格付の金融機関との間で行う証券の空売りによりまたは金融商品の保有を原因としてショート・ポジションを保有することがある。

1. サブ・ファンドは確定利付商品に投資することができる。

サブ・ファンドの投資方針に従い、サブ・ファンドは「確定利付商品」に投資し、本書において「確定利付商品」には以下のものが含まれる。

- ・ 政府、政府機関または政府が後援する企業が発行または保証する債務および証券(新興市場債務を含む。)
- ・ 国家、地方政府または企業が発行する現地通貨建(非米ドル建)の債務証券(ヘッジされている場合およびされていない場合がある。)
- ・ 転換証券および企業のコマーシャル・ペーパーを含む(投資適格および高利回りの)社債
- ・ 仕組商品(C L O、C D O、C M OおよびS I V等)、T B Aならびにモーゲージ・バック証券およびその他のアセット・バック証券

- ・ 政府および企業が発行するインフレ連動債
 - ・ ハイブリッド証券およびインデックス証券を含む仕組債ならびにイベント ・ リンク債券およびクレジット ・ リンク債券
 - ・ 銀行預金証書、固定定期預金ならびに銀行引受手形
 - ・ レポ契約および逆レポ契約
 - ・ 国家または地方政府およびそれらの機関、官庁ならびにその他の政府後援企業が発行する債務証券
 - ・ 国際機関または超国家的な主体の債務
- サブ ・ ファンドは、確定利付商品および関連する市場指数に基づくデリバティブに投資することができる。
- 2 . サブ ・ ファンドは、純資産の49%を上限として現金および現金等価物 (通常、定期的に流通し残余期間が12か月を超えない短期金融商品および定期預金が含まれる。) を追加保有することができる。この割合は、管理会社が受益者の最善の利益にかなうと判断する場合、一時的に超過することができる。
 - 3 . サブ ・ ファンドは、転換社債および転換社債型新株予約権付社債 (新株予約権を社債と分離することができないもの) を取得することができるが、対象となる資産を取得する転換権または新株予約権を行使することはできない。
 - 4 . サブ ・ ファンドは、単一発行体が発行する証券の50%を上限として投資および保有することができる。
 - 5 . サブ ・ ファンドは、その純資産総額の15%を上限として流動性の乏しい金融商品に投資および保有することができる。
 - 6 . サブ ・ ファンドは、いっさいの受益証券、株式またはいかなる種類の株式関連証券にも投資することができない。株式には、普通株式、優先株式、株式デリバティブおよびワラントなどを含むが、これらに限定されない。
 - 7 . サブ ・ ファンドは、その資産の15%を上限としてロシアの証券に投資することができる。
 - 8 . サブ ・ ファンドは、単一発行体の同一クラスの証券への投資による結果として、サブ ・ ファンドが当該単一発行体の当該クラスの証券の15%を超えるエクスポージャーを有する場合、当該投資によりロング ・ エクスポージャーをとることはできない。
 - 9 . サブ ・ ファンドは、単一発行体の同一クラスの証券に対するショート ・ ポジションを通じて、サブ ・ ファンドが当該単一発行体の当該クラスの証券の10%を超えるエクスポージャーを有する場合、ショート ・ ポジションによってエクスポージャーをとることはできない。
 - 10 . いずれかの一発行体の証券の価値が、サブ ・ ファンドの純資産総額の15%を超える場合、当該サブ ・ ファンドはかかる証券への投資によってロング ・ エクスポージャーをとることはできない。
 - 11 . いずれかの一発行体の証券の価値が、サブ ・ ファンドの純資産総額の10%を超える場合、当該サブ ・ ファンドはショート ・ ポジションによってエクスポージャーをとることはできない。
上記の第 8 項ないし第11項に基づく制限にかかわらず、サブ ・ ファンドはその資産の100%を上限として、O E C D加盟国もしくはそれらの地方当局または欧州連合、地域もしくは世界的範囲の公的国際機関が発行または保証する証券に投資することができ、また、その資産の35%を上限として、他の独立国またはその地方当局が発行または保証する証券に投資することができる。
 - 12 . 欧州連合加盟国に所在を置くか否かを問わず、サブ ・ ファンドは、その純資産の10%を上限として、欧州共同体通達85 / 611 / E E C (修正済) 第 1 条 2 項の 2 段落目が意味する範囲における譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 (以下「 U C I T S 」という。) および / または他の投資信託 (以下「 U C I s 」という。) の受益証券に投資することができる。ただし、以下を条件とする。
 - ・ かかる U C I T S および / または他の U C I s は、ユニット ・ トラスト等の法人格のない組織であること。
 - ・ その他の U C I s は、欧州連合加盟国の法律または、カナダ、香港、日本、ノルウェー、スイスもしくはアメリカ合衆国等の C S S F によって同等であると承認されている法律に基づいて認可

されていること。

- ・ その他の U C I S の受益者に対する保護レベルは、U C I T S の受益者に提供される保護レベルと同等であり、特に、資産分離、借入れ、貸付ならびに譲渡可能証券および金融市場商品のアンカバード・セールsの規則について、欧州共同体通達85 / 611 / E E C (修正済) の要件と同等であること。
 - ・ その他の U C I S の事業について、報告期間にわたる資産および負債、収益および活動について評価を行うことができるよう、半期報告書および年次報告書において報告されること。
 - ・ U C I T S または別の U C I S の設立書類によるとその資産の取得が企図される U C I T S または別の U C I S の資産総額の10%を超えて、他の U C I T S または他の U C I S の受益証券に投資することはできないこと。
 - ・ かかる U C I T S は、いっさいの受益証券、株式またはいかなる種類の株式関連証券にも投資することができないこと。株式には、普通株式、優先株式、株式デリバティブおよびワラントなどを含むが、これらに限定されない。
- 13 . サブ・ファンドは、純資産の10%を上限として、非譲渡可能証券に投資することができる。非譲渡可能証券には、ローン・パーティシペーション (ソプリン・ローン・パーティシペーションを含む) および債権譲渡、定期貸付、銀行貸付、ブリッジ・ローン、ディレイド・ファンディング・ローンおよび融資枠貸付ならびに流通可能でないまたは譲渡制限条項の付されたその他の証券が含まれるが、これらに限定されない。
- 14 . サブ・ファンドは、その純資産の15%を超えて証券取引所で値付けされてない譲渡可能証券または定期的に運営され、公認され、一般公衆に開かれているその他の規制された市場で取引されていない譲渡可能性証券に投資することはできない。
- 15 . サブ・ファンドは、純資産の10%を超える金額を借入れることはできない。この場合の借入れには、信用取引による株式購入またはレポ契約の一環として保有する証券のいずれも含まないものとする。デリバティブ契約が、同一の通貨建を有する資金の保有に該当する場合、デリバティブ・ポジションについてカバーが存在する。
- 16 . サブ・ファンドは、その市場エクスポージャーをヘッジする権限を有する。ヘッジは、知られた将来の債務からの保護を企図している。
- 金利変動に対するグローバル・ヘッジとして、サブ・ファンドは金利先物契約を売却することができる。同様の目的をもって、サブ・ファンドはまた、金利に係るコール・オプションを売却もしくはプット・オプションを購入することができ、または、このような種類の取引に精通した一流の金融機関との相互契約に基づき金利スワップを行うことができる。
- 金利先物契約、金利に係るオプション契約および金利スワップの全体的エクスポージャーは、サブ・ファンドによって保有される、ヘッジされる資産および負債のかかる契約に対応する通貨建の評価総計を超えることはできない。
- 17 . サブ・ファンドは、譲渡可能証券についてコール・オプションまたはプット・オプションを売買することができる。ただし、かかるオプションは、当該オプション取引について値付けをし、このような種類の取引に精通した一流の金融機関であり、かつ、当該店頭市場における参加者であるブローカー・ディーラーとの間でオプション取引所または店頭市場において取引されることを条件とする。
- 本項において検討されるコール・オプションおよびプット・オプション購入のために支払うプレミアムの総額は、金融商品に係るコール・オプションおよびプット・オプション購入のために支払うプレミアムの総額と合計し、サブ・ファンドについて、その純資産の15%を超えることはできない。
- プット・オプションが売却される場合、契約の全期間を通じて、オプション行使価格に相当する総額が、関連するサブ・ファンドの流動資産によってカバーされていなくてはならない。
- アンカバード・コール・オプションの売却の場合、未清算のポジションを即時にカバーすることを確保するのに十分な市場の流動性が存在しなければならない。また、サブ・ファンドが売却したかかる全てのアンカバード・コール・オプションの行使価格の総額は、その純資産の25%を超えて

はならない。

個別の金融派生商品に対する未決済のオプション取得のために支払うプレミアムは、サブ・ファンドの純資産の5%を超えることはできない。

18. サブ・ファンドはまた、金融派生商品の取引を行う権限を有する。

取引は金融市場における将来の変動の予測に基づいている。この文脈において、サブ・ファンドはヘッジ以外の目的をもって、あらゆる種類の金融商品に対する先物契約およびオプション契約を売買することができる。

金融派生商品が組織された市場で取り扱われる場合またはかかる金融派生商品に関する契約が当該種類の取引に精通した高格付の金融機関との間で締結される場合に限り、サブ・ファンドはかかる金融派生商品を締結することができる。

ヘッジ以外の目的をもって利用されるデリバティブに関して、サブ・ファンドが取引相手方に対して支払いを行うことを義務付けられる金融商品に起因する（未実現利益の相殺後の）累積未実現損失は、いかなる時点においても、純資産の25%を超えることはできない。また、サブ・ファンドが保有する金融派生商品に関連して発生する証拠金の預託額は、いかなる時点においても、ファンドの純資産の35%を超えることはできない。

金融派生商品に係る証拠金所要額または純未実現損失が、純資産の5%を超える場合、サブ・ファンドは、かかる金融派生商品について、単一契約に基づく未決済のポジションをもつことはできない。

19. サブ・ファンドはまた、効率的なポートフォリオ運用を図るための手段として、金利スワップを利用することができる。ただし、（ ）かかるスワップは、サブ・ファンドが保有する資産に関連して利用されること、（ ）かかる取引の名目元本は、当該取引に関連する資産の価額を超えないものとする（ ）スワップ取引の実行は、サブ・ファンドのポートフォリオの流動性を過度に制限しないものであること、ならびに（ ）その取引相手方が、このような種類の取引に精通した高格付の金融機関であることを条件とし、かつ、スワップ取引の結果、サブ・ファンドが単一の取引相手方に対し、純資産の20%を超える信用リスクを有さない場合に限るものとする。

20. サブ・ファンドはレポ取引を行うことができる。レポ取引は、契約上の合意において両当事者により定められた価格および条件で売却した証券を取得者から買戻す権利または義務を売主に留保する条項を伴った証券の売買から構成される。

サブ・ファンドは、レポ取引において買主または売主として行為することができる。ただし、サブ・ファンドのかかる取引への関与に関して、以下の規則に従うものとする。

- ）サブ・ファンドは、当該取引における取引相手方がこのような種類の取引に精通した一流の金融機関である場合を除き、レポ取引を用いて証券を売買することはできない。
- ）レポ契約の存続期間中、サブ・ファンドは、当該証券を買戻す権利を取引相手方が行使する前、または買戻し期間が終了する前に、契約の対象となっている証券を売却することはできない。ただし、サブ・ファンドが他のカバーの手段を有する場合を除く。
- ）サブ・ファンドが、自己の受益証券の買戻し義務を負担している場合、サブ・ファンドはレポ取引に対するエクスポージャーの水準につき、常時その買戻債務の履行が可能であるような水準であることを確保するよう注意しなければならない。
- ）レポ取引において、サブ・ファンドが証券の売り手となる場合、契約の存続期間中、当該サブ・ファンドは所有権を売却することもしくは第三者に対し担保を設定すること、または売却された証券をその他の方法で重複して換金することはできない。サブ・ファンドは、適切な場合、レポ取引の満期時において、譲受人に対して合意された支払うべき買戻代金を支払うのに十分な資産を保有していなければならない。

21. 現在および将来の資産および負債を為替変動から保護するため、サブ・ファンドは、その目的が、為替先渡契約の売買である取引、通貨に関するコール・オプションまたはプット・オプションの売買である取引、先物為替の売買である取引または相互の合意に基づく通貨交換である取引を行うことができる。ただし、かかる取引は、このような種類の取引に精通し、店頭市場の参加者である一流の金融機関との間で取引所または店頭において行われることを条件とする。

上記に記載された取引の目的は、企図される取引とヘッジされる資産もしくは負債との間における直接的な関係の存在を前提し、原則として所定の通貨（米ドルの価値に対して実質的な関連を有する通貨を含む。）による取引は、かかる資産もしくは負債の評価総計を超えることはできず、また、当該取引は、その存続期間に関して、かかる資産が保有される、もしくはその取得が予想される間の期間、またはかかる負債が生じるもしくはその発生が予想される期間を超えることはできない。

22. ファンドは、貸付を行ったり、第三者の債務を保証することはできないが、保管受託銀行、銀行もしくは保管受託銀行が承認する預金受入機関に預金を預け入れること、または債務証券を保有することができる。本制限の目的において、証券の貸付は融資に相当しない。

23. ファンドは、取締役の同意がある場合を除き、ポートフォリオ投資に関して、任命されたファンドの投資運用者もしくは投資顧問またはそれらのいずれかの関連当事者（関連会社を含むフィデリティの組織に含まれるすべての会社）から、もしくはかかる者に対して、購入、売却、借入れもしくは貸出しを行ったり、かかる者との間でその他取引を実行することはできない。

ファンドは、デリバティブ商品に関連する全体のエクスポージャーがファンドの純資産を超えないように確保するものとする。エクスポージャーは、原資産の現在価値、取引相手方リスク、予見可能な市場動向およびポジションの解消のために利用可能な時間を考慮して算定される。

一般原則

1. ファンドは、その資産の一部を構成する証券に付された引受権を行使する場合、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。

2. かかる制限は、サブ・ファンドならびにファンド全体に適用されるものとする。

3. ファンドの支配することのできない投資後に生じた事由または行為により、またはファンドが保有する証券に付された引受権の行使により上記の投資制限比率に対する超過が生じた場合、ファンドは、受益者の最善の利益になるよう、かかる比率の超過が生じている範囲で、証券の売却の際にはかかる証券の処分を優先するものとする。

4. ファンドは、現金および他の流動資産に関してリスク分散方針に従う。

5. ファンドは、()通常の下で受益証券を買い戻す義務を履行するため、および()ファンドの債務を決済するため、サブ・ファンドの資産の十分な流動性を確保する。

また、以下の制限が管理会社の取締役会において、採択されている。

管理会社が管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドもしくはサブ・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。

3【投資リスク】

a . リスク要因

サブ・ファンドによる投資が成功する保証はなく、サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証もない。また、サブ・ファンドのポートフォリオは、すべての投資および市場に内在するリスクにさらされている。したがって、受益証券1口当たり純資産価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあり、投資対象から生じる収益は変動するため保証されているものではない。外貨建クラスのあるファンドでは、外貨建では投資元本を割り込んでいない場合でも、為替相場の変動により円建で換算すると投資元本を割り込むことがある。さらに、サブ・ファンドへの投資は、特に以下に記載される要因を含む多数の要因に由来する大きなリスクを伴っている。

債券に投資するサブ・ファンドに関して、裏付け投資対象の価額は、金利および発行者の信用度により決定される。確定利付証券に投資したサブ・ファンドの純資産価格は金利および為替レートの変動に応じて変化する。一部のサブ・ファンドが保有する証券の一部に対する価格下落のリスクおよびキャピタル・ロスの発生が不可避である場合、かかるサブ・ファンドは高利回り証券に投資することがある。中低格付証券およびそれらに相当する信用力を有する無格付証券は、利回りや市場価値において、高格付証券よりもより大きく変動する場合がある。

複数の国に投資を行うファンドは、一国あたりのリスクに対するエクスポージャーはより低い、一方でより多くの国のリスクにさらされることになる。いずれかのサブ・ファンドの裏付け投資対象の大部分が、特定のサブ・ファンドの裏付け投資対象の通貨とは異なることがある。これは、裏付け投資対象における為替動向が、サブ・ファンドの受益証券の価格に重大な影響を与えようことを意味する。

エマージング証券に全部または一部を投資するサブ・ファンドに関して、投資者は、かかるサブ・ファンドは、先進国市場に投資するサブ・ファンドに比べ変動率が高くなりうることを理解すべきである。その結果、かかるサブ・ファンドにおける価格変動および買戻しの停止に対するリスクは、より成熟した市場に投資するファンドと比較すると、より大きくなる可能性がある。当該変動性は、政治的および経済的要因から生じることがあり、また、法的、取引流動性、決済、証券譲渡および通貨要因により増幅することがある。新興市場国の中には経済が比較的堅調な国もあるが、世界市場における商品の相場による影響を受けやすいことがある。その他新興市場国は、とりわけ他の国の経済状況により影響を受ける可能性がある。かかるリスクを理解し管理すべく注意が払われるが、個々のサブ・ファンドおよびサブ・ファンドの受益者が最終的に、かかる市場における投資に伴うリスクを負う。

ロシアへの投資

いくつかのサブ・ファンドは、本書の「投資制限」の項において記載されるように、その純資産の一部をロシアへの投資にあてることができる。サブ・ファンドは、規制市場とは、欧州共同体通達2004/39/EC第4.1.14条が意味する範囲における市場、または規制され、定期的に運営され、公認され一般公衆に開かれている市場に投資することができる。疑義を避けるために付言すると、これには米国店頭債券市場、ロシア取引システム証券取引所 (RTS Stock Exchange) およびモスクワ銀行間通貨取引所 (M I C E X) が含まれる。サブ・ファンドはまた規制されていない市場に投資することもできる。ルクセンブルグにおける現行法令規制の下では、サブ・ファンドは、その純資産の10%を上限として、規制ある市場において取引されていない未上場証券に投資できると解されている。ロシア証券への投資の一部は、かかる制限に当てはまると考えられる。ロシアへの投資に関連して、特定のリスクが存在する。投資者は、登録機関が常に有効な政府またはその他の監督官庁の監督に服していないロシア市場では、証券の決済および保管に関して、ならびに資産の登録の際に特定のリスクを伴うことを認識すべきである。ロシアの証券は、保管受託銀行またはそのロシアにおける代理人にその現物が預託されない。したがって、ロシアの保管受託銀行またはそのロシアにおける代理人のいずれも、公認の国際基準に従った現物証券の保管または保管機能を遂行しているとみなすことはできない。保管受託銀行の責任の範囲は、自己の過失および故意の不履行、ならびにロシアにおける代理人の過失および故意の違法行為のみ及びものであり、登録機関の清算、破産、過失および故意の不履行による損失には及ばない。かかる損失が生じた場合、ファンドは発行者および/またはその任命した登録機関に対して、ファンドが有する権利を追及しなくてはならない。

リスクに関する警告

市場リスク

市場リスクとは、株価、債券価格、通貨価格もしくはその他の市場価格もしくは指数の不利な値動きまたはかかる値動きの変動の結果生じうる金融商品のポートフォリオの価値の変動のリスクとして説明できる。典型的な取引またはポジションは、多種多様な市場リスクにさらされることがある。市場リスクの種別には、金利リスク、外国為替相場リスクおよび株式リスクがある。金利リスクは、イールド・カーブの水準、勾配および曲率の変動、金利デリバティブのインプライド・ボラティリティの変動、モーゲージの期限前償還率の変動ならびに信用スプレッドの変動から生じうる。外国為替相場リスクは、直物価格および通貨デリバティブのインプライド・ボラティリティの変動から生じうる。株式リスクは、個々の株式の価格および指数の変動、株式デリバティブのインプライド・ボラティリティの変動ならびに配当リスクから生じうる。

流動性リスク

流動性リスクは、流動性を欠く保有投資対象から損失が生ずるリスクである。これは、ポジションを適時に合理的な価格で清算できないことから生じうる。流動性リスクには、顧客の買戻請求に応じるに十分な資産を投資運用会社が換金できない場合の借入れコストも含まれる。

取引相手方リスク

信用リスクは、取引相手方がサブ・ファンドに対する金銭的な債務を履行しない場合の損失のリスクであり、例えば、元利を期限に返済しないことにより不履行となる可能性がある。

運営リスク

運営リスクは、「不適切または機能しない内部のプロセス、人員およびシステムまたは外部の事象から生ずる損失のリスク」と定義される。運営リスクには、規制および法律上のリスクが含まれるが、ビジネスおよび戦略に関わるリスクは除かれる。運営リスクは、ファンドの活動の多くの側面に内在し、多数の異質なリスクから構成される。リスクの特定、評価、管理および報告のために一貫性のある枠組みが用いられる。

政治リスク

政府の政治的未熟または政治システムの不安定性は、短期間内に一国の経済および政治に重大な変化が生ずるリスクを高める。結果として、対価を伴わない資産の没収、資産の処分権の制限、国家の介入または国家による監視統制体制の導入による資産価値の急激な下落がありうる。

経済リスク

エマージング市場の経済は、その他の先進国に比べてより大幅に変動する金利およびインフレ率の変動の影響を受けやすい。サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資先の政治リスクおよび経済リスクにさらされる。多数の国に投資するファンドは、一つの国のリスクから受ける影響は少なくなるが、多数の国のリスクにさらされる。

空売り

サブ・ファンドは、その全体的な運用実績を高めるために、市場技法である空売りをを用いることがある。空売りとは、サブ・ファンドが借入れた証券に関して、証券の市場価格が下落する、またはサブ・ファンドがロング・ポジションをとっている他の証券より価格上昇の幅が少ないであろうという予測のもと、保有しない証券を借入れて売却する取引である。サブ・ファンドが、保有していない証券を空売りする場合、サブ・ファンドは証券会社から当該空売りする証券を借入れなければならない、また空売りの終了後、借入れた証券を当該証券会社に返却しなくてはならない。サブ・ファンドは、特定の証券を借入れるのに手数料の支払を要求されることがあり、かつ多くの場合、当該借入れた証券に関して受領した支払金を支払う義務を負う。

空売りした時とサブ・ファンドが借入れた証券を返却する時の間に、空売りした証券の価格が上昇する場合、サブ・ファンドは損失を被る。反対に、価格が下落する場合、サブ・ファンドは短期キャピタル・ゲインを実現する。また、上記の取引費用により、利益は減少し、損失は増大する。サブ・ファンドの利益は、サブ・ファンドが空売りした証券の価格に限定されるが、その潜在的な損失は理論上無制限である。

確定利付証券

確定利付証券とは、通常、借入元本に利息を付して確定期間後に投資者（または貸主）に返済する発行者の債務を表章する。一般的な確定利付証券は、借入額（元本）の全額を返済すべき確定日（満期日と称される。）および証券の存続期間に渡り定期的に利子（利息）を支払う日を明記している。

確定利付証券には様々な種類があり、利息の計算方法、支払の額および頻度、担保の種類（もしあれば）、特別な性質（転換権等）の存在の点において異なっている。確定利付証券の価格は変動し、とりわけ、金利リスク、信用リスク、早期償還リスクおよびスプレッド・リスクを含む（ただし、これらに限られない。）複数の主要なリスクの影響を受ける。

金利リスクは、確定利付証券の購入後の市場金利の一般的な変動により生じる。通常、確定利付証券の価格は金利の変化とは反対の方向に変化する。金利低下局面では、通常、多くの発行済み確定利付証券の価額は上昇し、金利上昇局面では、通常、多くの発行済み確定利付証券の価額は下落する。より長い最終満期を有する確定利付証券は、多くの場合、より短い満期の確定利付証券に比べて利率が高くなるが、金利の変化やその他の要因に対してより敏感に価格が変動する。従来から満期までの残存期間は、金利の変化に対する確定利付証券の感応度の指標として用いられている。ただし、この指標は最終元本支払までの期間のみを考慮し、満期までの元本または利息の支払方法または額については考慮しない。デュレーションは、利回り、利息、元利金支払、最終満期およびコール（期限前弁済）の性質の検討の組合わせである。デュレーションは、一般的な金利の僅かな平行移動に対する確定利付証券の価格の発生しうる変化の割合を測定する。また、これは証券の残存キャッシュ・フローの加重平均存続期間の予測値でもある。ほとんどの場合、確定利付証券のデュレーションは、満期までの期間より短くなる。

不履行リスクともいわれる信用リスクは、発行者が予定された元利金支払義務を履行することができなくなる可能性を表す。他の確定利付証券についても生じ得るが、最も一般的には社債に関する。信用等级付および定量的モデルにより確定利付証券の信用リスクの程度の測定が図られ、実勢イールド・スプレッドが当該リスクに十分見合うかどうかについて判断する手がかりを提供している。他の要素が等しければ、信用リスクの高い確定利付証券は、信用リスクの低い確定利付証券より低い価格で（高い利率で）市場で取引される。

コール・リスクともいわれる早期償還リスクは、所定の最終満期日より前に発行者が確定利付証券のすべてまたは大部分を早期償還することができるために生じる。早期償還は、通常、金利の低下により借主がその債務を借り換える機会を利用することから生じる。このリスクは、コール条項の付いた社債または他の債券でも発生するが、多くの場合、モーゲージ証券に関する。これは、投資対象となっているモーゲージ・ローンの借り換えが可能であるためである。早期償還が発生すると、ポートフォリオはより利回りの低い確定利付証券への再投資が強いられる場合がある。定量的モデルは早期償還リスクの程度の測定に有用であり、実勢イールド・スプレッドが当該リスクに十分見合うかどうかについて判断する手がかりを提供している。

スプレッド・リスクは、スプレッドの拡大によりポートフォリオの資産価値が下落する可能性をいう。確定利付証券は、一般に、より大きな信用リスクに対しより高い利率が与えられる。証券の利回りとベンチマークの利回りの差異（または「スプレッド」）は、信用リスクに対して支払われる追加利息の評価である。証券のスプレッドが拡大（または増加）すると、証券の価格（または価値）は下落する。スプレッドの拡大は、とりわけ市場安定性に対する市場の懸念、供給過剰、他の市場における一般的な信用懸念、証券もしくは市場に固有の信用懸念またはリスク許容度の一般的な減少を原因として生じることがある。

経済的、政治的およびその他の出来事に関連するリスクは、金利、信用リスク、早期償還リスクまたはスプレッド・リスクの一般的な水準の変化を通じて市場にもたらされるが、これらの出来事はまた広く確定利付市場の価格に影響を及ぼす場合がある。

デリバティブ商品の利用

投資運用会社等の経験豊富な投資顧問によるデリバティブ商品の賢明な利用は、有益となりうる一方、デリバティブ商品はまた、従来の投資手法に伴うリスクとは異なる、また特定の場合においてはそれよりも大きいリスクを伴う。デリバティブの利用は、レバレッジの構造をもたらすことがあり、これによりレバレッジされなかった場合に比べて、ファンドをより不安定にすることがある。これは、レバレッジが、ファンドの組入証券の価額の増減の影響を増幅する傾向を有することによるものである。

以下は、投資者がサブ・ファンドへの投資を行う前に理解すべき、デリバティブ商品の利用に関する重要なリスク要素および問題点の一般的な記載である。

- ・市場リスク - これは、あらゆる投資対象に付随する一般的なリスクで、特定の投資対象の価値の変動により、サブ・ファンドの利益が害されるものである。
- ・運用リスク - デリバティブ商品は、株式および債券とは異なる投資技術およびリスク分析を要する高度に専門的な投資手法である。デリバティブ商品の利用は、あらゆる可能性ある市況においてデリバティブ商品の実績を監視することもないまま、裏付け投資対象の理解のみならず、デリバティブ商品そのものに対する理解も必要とする。特に、デリバティブ商品の利用およびその複雑性によって、実行取引を監視する十分な管理の整備、デリバティブ商品がサブ・ファンドに対し追加的にもたらすリスクの評価能力および価格、金利または為替レートの動向を正確に予測する能力が必要とされる。
- ・信用リスク - これは、デリバティブ商品の相手方当事者（通常「取引相手方」という）によるデリバティブ商品契約の条件の不履行の結果としてサブ・ファンドが損失を被るリスクである。取引所で取引される各デリバティブ商品の発行者または取引相手方である清算機関が履行を保証するため、取引所で取引されるデリバティブ商品に対する信用リスクは、個別に交渉されるデリバティブ商品に比して、概ね少なくなっている。こうした保証は、信用リスク全般を軽減する目的で清算機関が運用している日払いシステム（即ち証拠金率）により補強されている。個別に交渉されるデリバティブ商品に関しては、同様の清算機関による保証は存在しない。したがって、投資運用会社は潜在的な信用リスクを判断する際、個別に交渉されるデリバティブ商品の各取引相手方の信用度を考慮する。
- ・流動性リスク - 流動性リスクは、ある特定の商品の売買が困難な場合に存在する。デリバティブ商品の取引が格別大規模であるか、または当該市場が（多くの個別に交渉されるデリバティブ商品と同様に）流動性に乏しい場合、デリバティブ商品の取引を有利な価格で開始し、またはポジションを清算することが不可能なこともある。
- ・その他リスク - デリバティブ商品の利用におけるその他リスクには、デリバティブ商品について誤った価格設定または不適切な評価がなされるリスク、ならびにデリバティブ商品が裏付け資産、レートおよび指数と完全には相関できないというリスクを含む。多くのデリバティブ商品、特に個別に交渉されるデリバティブ商品は複雑であり、しばしば主観的に評価される。不適切な評価により、取引相手方に対する現金支払い額が増大し、またはサブ・ファンドの価値が損なわれることになる。デリバティブ商品は、追跡すべき資産、レートまたは指数の価値と、必ずしも完全にまたは高度に相関し、またはこれに従うものではない。結果として、サブ・ファンドによるデリバティブ商品

の利用は、必ずしも、サブ・ファンドの投資目的を推進するための有効な手段とはならず、時にはかかる推進を妨げるものとなる。

非譲渡可能証券、公開市場で取引されていない証券、私募証券および譲渡制限証券

ポートフォリオは、私募証券および譲渡制限証券を含む証券取引所に上場されていないまたは店頭市場で取引されていない証券に投資することができる。これらの非上場証券は、より高い業務上および財務上のリスクを有している場合があり、結果として重大な損失を被る可能性がある。これらの証券について公開取引市場がないため、公開市場で取引されている証券に比べて流動性が乏しい場合がある。また、非譲渡可能証券には第三者または発行者の同意がなければ他の者への譲渡が制限されているものがある。これらの証券は個別交渉により転売することが可能であるが、当該売却により実現した価格は、ポートフォリオが当初支払った金額または当該証券の公正価値と考えられる金額を下回る場合がある。さらに、公開市場で取引されていない証券の発行会社には、その証券が公開市場で取引されていたならば適用があったであろう開示義務その他の投資者保護規制の適用がない場合がある。

流動性に乏しい証券

原則として、ポートフォリオは、その純資産の15%を上限として、容易に利用できる流通市場がない証券または一般公衆への売却が制限されている証券などの流動性に乏しい証券に投資することができる。

b . リスクに対する管理体制

リスク管理の手段として、ファンドの運用を行っている拠点のチーフ・インベストメント・オフィサーが、ファンドのポートフォリオ・マネージャーと定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議し、過度なリスクを取っていないかを点検している。ファンドの運用を行うポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、投資タイミングの決定等についてすべての権限を保有しているが、このポートフォリオ・レビュー・ミーティングでは、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況でレビューされる。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっている。

また、法令または投資制限等のサブ・ファンドおよびファンドの遵守状況については、運用部門からは完全に独立している、運用拠点のコンプライアンス部門が日々チェックを行っている。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

（イ）海外における申込手数料

クラスA受益証券

発行価格の5.25%を上限とする申込手数料が課せられる。

クラスB受益証券

購入時に、申込手数料は課せられない。しかし、クラスB受益証券には、C D S Cが課せられる。

クラスB受益証券には、純資産価額の年率0.50%の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、当初の購入から一定期間内に受益者により売却されたクラスB受益証券の手取金に対して課せられ、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に対する一定の料率として計算される。

クラスB受益証券を売却する旨の指示は、最も発行期間が長い受益証券について発せられたものとみなされる。分配の再投資から生じたクラスB受益証券の買戻しの際にはC D S Cは課せられない。

C D S Cは、クラスB受益証券の販売促進に関するファンドへの販売関連サービスの提供費用を支払うため総販売会社により全部または一部が使用される。クラスB受益証券の発行または販売時に、販売会社（総販売会社を含む。）は、自己資金または申込手数料（もしあれば）から、ブローカーその他の専門代行会社を通して受領した申込みに関するコミッションを支払い、またディスカウントを行うことができる。C D S Cは、クラスB受益証券を購入した受益者のため関連する販売会社（総販売会社を含む。）により放棄または減額されることがある。

（ロ）日本国内における申込手数料

クラスA受益証券

発行価格の3.4125%（税抜き3.25%）を上限とする。

ただし、販売取扱会社により、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課される場合がある。なお、申込手数料に関する照会先は、販売取扱会社である。

クラスB受益証券

クラスB受益証券について、申込手数料は課せられないが、購入後の経過年数により買戻時にC D S Cが徴収され、総販売会社に対して支払われる。

クラスB受益証券には、純資産価格の年率0.50%の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、当初の購入から一定の期間内に受益者により売却されたクラスB受益証券の手取金に対して課せられ、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に対し、下記の料率を適用して決定される。なお、本書の日付現在、C D S Cに対して日本の消費税は課せられない。

購入後経過年数 ^()	C D S C
1年未満	4.0%
1年以上2年未満	4.0%
2年以上3年未満	3.0%
3年以上4年未満	2.0%
4年以上5年未満	1.0%
5年以上	0%

- （ ）「購入後経過年数」とは、フィデリティ証券株式会社が任命する日本における販売取扱会社に対し受益証券購入の申込みを行った日（同日を含む。）から日本における販売取扱会社が当該受益証券の買戻請求を受領した日の直前の暦日（同日を含む。）までの期間をいう。

クラスB受益証券を売却する旨の指示は、最も発行期間が長い受益証券について発せられたものと

みなされる。分配の再投資から生じたクラスB受益証券の買戻しの際にはC D S Cは課せられない。

C D S Cは、クラスB受益証券の販売促進に関するファンドへの販売関連サービスの提供費用を支払うため総販売会社により全部または一部が使用される。クラスB受益証券の発行または販売時に、販売会社（総販売会社を含む。）は、自己資金または申込手数料（もしあれば）から、ブローカーその他の専門代行会社を通して受領した申込みに関するコミッションを支払い、またディスカウントを行うことができる。C D S Cは、クラスB受益証券を購入した受益者のため販売会社（総販売会社を含む。）により放棄または減額されることがある。

クラスB受益証券は、購入後7年経過後に当該クラスB受益証券の受益者の反対の意思表示がない限り、通貨建にかかわらず、同一サブ・ファンドのクラスA受益証券に転換される。かかる際には、転換に係わる手数料は適用されない。転換は、強制的には行われない。受益証券を転換する旨の書面による指示は、販売会社または管理会社宛に提出されなければならない。また、代行協会員が必要と認める場合には、日本において転換を取り扱わないことがある。

転換は当該受益証券の1口当たり純資産価格で行われるため、転換後の口数は変わる。

なお、申込手数料に関する照会先は、販売取扱会社である。

(2) 【買戻し手数料】

(イ) 海外における買戻し手数料

クラスB受益証券に適用あるC D S Cを除いて、海外における買戻し手数料は徴収されない。

(ロ) 日本国内における買戻し手数料

クラスB受益証券に適用あるC D S Cを除いて、日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

(3) 【管理報酬等】

投資運用報酬

管理会社は、サブ・ファンドに関し、投資運用会社に対し、各評価日に米ドル建で発生し、毎月通常米ドルで支払われ、純資産に基づき計算される年率1.00%の報酬（以下「投資運用報酬」という。）をファンドの資産から支払う。

投資運用会社は、その裁量により、随時、サブ・ファンドに関する自らの報酬の一部または全部を放棄することができる。

投資運用会社は、投資運用会社がファンドのために履行する業務に関して投資運用会社ならびに投資運用会社の関係会社および助言者に生じたすべての費用を負担する。委託売買手数料、取引手数料およびファンドのその他の運営費用は、ファンドが支払う。

2009年9月30日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、1,594,744米ドルだった。

保管受託銀行の報酬

ファンドは、保管受託銀行に対し、主に各月の最終営業日におけるファンドの純資産額を基準にして計算される月次保管報酬を支払う。保管受託銀行およびファンドは、ルクセンブルグにおいて適用される市場料率を参照して、随時、この報酬の水準を決定する。保管受託銀行に生じ、またはファンドの資産の保管を委託された他の銀行および金融機関に生じた合理的な費用は、保管受託銀行の報酬と別個に加算される。保管受託銀行の報酬には、通常、保管報酬ならびに他の銀行および金融機関の一定の取引手数料が含まれる。保管受託銀行または資産の保管を委託された他の銀行および金融機関に生じた取引手数料ならびに合理的な支出および立替費用は、ファンドが負担する。一会計年度において保管受託銀行に対して支払われた金額は、ファンドの年次報告書に記載される。

2009年9月30日に終了した会計年度中の保管受託銀行の報酬は、98,593米ドルだった。

代行協会員報酬

管理会社は、サブ・ファンドに関し、サブ・ファンドの受益証券の日々の純資産価額の平均額の年率0.02%に相当する代行協会員への報酬を支払う。

2009年9月30日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、31,892米ドルだった。

販売報酬

クラスB受益証券には、純資産価額の年率0.50%の年間販売報酬が課せられる。当該報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。

2009年9月30日に終了した会計年度中の販売報酬は、652,173米ドルだった。

登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社および所在地事務代行会社の報酬

ファンドは、登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社および所在地事務代行会社に対し、随時当事者間で合意された商業的料率での報酬および合理的な立替費用を支払う。

2009年9月30日に終了した会計年度中の登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社および所在地事務代行会社の報酬は、318,951米ドルだった。

業務報酬

平成18年8月23日付契約（業務契約）により、管理会社は、評価、統計、技術報告およびその他の支援を含めたファンドの投資に関する業務提供のため、F I L ・リミテッドを任命した。契約書は、いずれか一方の当事者による90日前の事前の通知により解約することができる。管理会社は、F I L ・リミテッドに対し、ファンドの資産から、各当事者間で随時合意する報酬を支払う。

2009年9月30日に終了した会計年度中の業務報酬はなかった。

（4）【その他の手数料等】

ファンドが負担するコスト、料金および費用には、以下のものが含まれる。

- ファンドの資産および所得に関して支払われるべきすべての税金
- ファンドのポートフォリオ証券に関わる取引に関して支払われるべき通常の銀行手数料および委託売買手数料（委託売買手数料は取得価額に加算され、売却対価から控除される。）
- 保険、郵便および電話の費用
- 投資運用会社、保管受託銀行、登録事務代行会社、名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、所在地事務代行会社および支払代行会社ならびに受益証券の販売が認可されるその他の法域における代表者ならびにファンドのために使用されるその他すべての代理人の報酬（かかる報酬は、ファンドの純資産を基準とするものもしくは取引の個数を基準とするものまたは固定額の場合がある。）
- 設立費用
- ファンドに関する目論見書、年次報告書および半期報告書ならびに政府・当局の適用法規の下で望ましくまたは義務づけられているその他の報告書および文書につき、その必要な言語での作成、印刷および公表ならびに配布の費用
- 目論見書およびファンドに関するその他のすべての文書（ファンドおよび受益証券の募集に関する法域のすべての当局（現地の証券業協会を含む。）への届出書および販売文書を含む。）の作成および提出の費用
- 各法域においてファンドおよび受益証券の販売の認可を得るための費用および証券取引所における上場の費用
- 会計および帳簿管理の費用
- 各サブ・ファンドの受益証券の純資産価格を計算する費用
- 受益者への公告およびその他の通信文の作成、印刷、公表および配布の費用
- 弁護士費用および監査費用
- 登録料
- その他のすべての類似の手数料および費用

規則的または経常的な性質を有する管理費用その他の費用は、これを毎年またはその他の期間毎に見積ベースで事前に計算することができ、かかる期間にわたり均等に計上することができる。

特定のサブ・ファンドに帰属させることができるコスト、手数料および費用は、当該サブ・ファンドにより負担される。その他の場合、コスト、料金および費用は、管理会社が適切とみなす基準に基づきすべてのサブ・ファンド（またはすべての該当するサブ・ファンド）の純資産価額に比例して米ドルで配分される。

一定のポートフォリオ取引に関して選択されたブローカーに支払われた委託手数料の一部は、当該ブローカーに対する委託手数料を発生させたサブ・ファンドに払い戻される場合があり、費用を相殺するために充当されることがある。

2009年9月30日に終了した会計年度中のその他の費用は、267,787米ドルだった。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）

の税率となる。) 。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益 (上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。) および上場株式等の配当所得 (受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年 1 月 1 日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。) との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降 3 年間の繰越も可能である。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5) と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

(B) ルクセンブルグ

ファンドに対する課税

ファンドは、その課税上の地位に関してルクセンブルグの法律に従う。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法規の下で、ファンドは、日々発生し、四半期毎に納税する、ファンドの純資産に対する年率0.05%の税金を課される。ただし、ファンドは、その資産のうちルクセンブルグで設立された投資信託に投資された資産部分については、この税金を課されない。

管理会社は、ファンドが日本の所得税法第 2 条第15項 (改正済) にて定義される「公社債投資信託」として適格となるよう、ファンドを運用することを目指す。

受益者に対する課税

現行法の下で、受益者 (ルクセンブルグに居住地、登記された事務所または恒久的施設を有する者または会社を除く。) は、所得またはキャピタル ・ ゲインに対するルクセンブルグのいかなる税金の課税も受けず、源泉徴収税または相続税の課税も受けない。

ファンドの受益証券の購入、申込み、取得、保有、転換、売却、買戻しまたは処分が各受益者に及ぼす影響は、当該受益者が服する法域の関係法に依存する。投資者および投資予定者は、このことに関して、および関係する為替管理その他の法規に関して、専門家の助言を求めるべきである。ファンドおよび受益者に関係する税法および税慣行ならびに税率は、変更される可能性がある。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2010年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	米国	140,939,412.26	59.40
	カナダ	8,549,564.45	3.60
	ドイツ	8,448,071.37	3.56
	英国	7,644,641.34	3.22
	ルクセンブルグ	7,432,855.36	3.13
	アルゼンチン	7,059,988.35	2.98
	ベネズエラ	5,917,177.15	2.49
	イタリア	5,153,597.83	2.17
	オランダ	4,387,547.84	1.85
	バミューダ	3,822,131.33	1.61
	メキシコ	2,358,269.81	0.99
	インドネシア	1,766,777.17	0.74
	トルコ	1,627,072.35	0.69
	日本	1,625,105.94	0.68
	アイルランド	1,453,371.44	0.61
	ロシア	1,451,994.50	0.61
	ベトナム	766,769.83	0.32
	ブラジル	715,581.25	0.30
	ウクライナ	628,120.50	0.26
	フランス	624,955.01	0.26
	ウルグアイ	586,160.80	0.25
	ケイマン諸島	557,963.08	0.24
	フィリピン	535,550.50	0.23
	オーストラリア	473,200.00	0.20
	エルサルバドル	461,075.00	0.19
	コロンビア	435,625.00	0.18
イラク	390,000.00	0.16	
ドミニカ共和国	356,975.58	0.15	
ギリシャ	334,799.20	0.14	

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率(%)
債券	カザフスタン	314,509.56	0.13
	ノルウェー	309,012.50	0.13
	ベルー	308,000.00	0.13
	マーシャル諸島	271,175.00	0.11
	パキスタン	258,995.87	0.11
	セルビア	228,620.00	0.10
	スリランカ	210,000.00	0.09
	エジプト	173,773.10	0.07
	コンゴ	171,451.73	0.07
	リトアニア	159,014.50	0.07
	スイス	155,821.18	0.07
	ガーナ	137,072.00	0.06
	リベリア	119,700.00	0.05
	インド	106,375.50	0.04
	カタール	91,750.00	0.04
	スペイン	86,219.40	0.04
	スウェーデン	80,589.21	0.03
	ベルギー	75,557.18	0.03
デンマーク	70,059.90	0.03	
債券合計		219,832,050.87	92.65
現金およびその他の資産（負債控除後）		17,449,437.08	7.35
合計（純資産総額）		237,281,487.95 (21,301百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2010年 1 月末日現在)

順位	銘柄	国名	業種	償還日	利率 (%)	額面	米ドル		投資 比率 (%)
							取得価額	時価	
1	REPUBLIC OF ARGENTINA 7% 28/03/2011 V	アルゼンチン	政府債券	2011年 3 月28日	7.000	5,440,000米ドル	5,096,057.90	5,243,072.00	2.21
2	USTN 0.875% 31/01/2012	米国	政府債券	2012年 1 月31日	0.875	3,865,000米ドル	3,864,484.20	3,865,905.88	1.63
3	GERMANY 3.25% 04/01/2020 09	ドイツ	政府債券	2020年 1 月 4 日	3.250	2,715,000ユーロ	3,774,796.95	3,774,298.47	1.59
4	USTN 3% 31/08/2016	米国	政府債券	2016年 8 月31日	3.000	3,470,000米ドル	3,444,935.26	3,470,948.84	1.46
5	FNMA 3.25% 12/08/2010	米国	金融商品	2010年 8 月12日	3.250	3,306,000米ドル	3,304,611.48	3,359,524.14	1.42
6	USTN 2.75% 28/02/2013	米国	政府債券	2013年 2 月28日	2.750	2,857,000米ドル	2,900,006.79	2,970,387.19	1.25
7	CANADA 1.25% 01/12/2011	カナダ	政府債券	2011年12月 1 日	1.250	3,140,000カナダドル	2,950,406.51	2,950,653.71	1.24
8	UST BOND 6.25% 15/08/2023	米国	政府債券	2023年 8 月15日	6.250	2,295,000米ドル	2,683,864.45	2,794,969.33	1.18
9	USTN 2.875% 31/01/2013	米国	政府債券	2013年 1 月31日	2.875	2,580,000米ドル	2,689,759.41	2,694,084.38	1.14
10	USTN 1.375% 15/01/2013	米国	政府債券	2013年 1 月15日	1.375	2,651,000米ドル	2,638,685.15	2,649,541.95	1.12
11	UK GILT 4.75% 07/06/2010	英国	政府債券	2010年 6 月 7 日	4.750	1,610,000英ポンド	2,633,522.10	2,614,714.18	1.10
12	USTN 3.125% 31/01/2017	米国	政府債券	2017年 1 月31日	3.125	2,445,000米ドル	2,441,632.89	2,445,382.03	1.03
13	REPUBLIC OF VENEZUELA FRN 20/04/2011 REGS	ベネズエラ	政府債券	2011年 4 月20日	1.249	2,490,000米ドル	1,966,166.52	2,237,887.50	0.94
14	EUROPEAN INVESTMENT BANK 1.25% 20/09/2012	ルクセンブルグ	金融商品	2012年 9 月20日	1.250	196,200,000円	2,218,328.65	2,222,160.09	0.94
15	USTN 3.125% 30/09/2013	米国	政府債券	2013年 9 月30日	3.125	1,930,000米ドル	2,017,082.63	2,024,238.29	0.85
16	ITALY 4.25% 01/03/2020	イタリア	政府債券	2020年 3 月 1 日	4.250	1,400,000ユーロ	1,977,029.06	1,968,774.62	0.83
17	USTN 5.125% 15/05/2016	米国	政府債券	2016年 5 月15日	5.125	1,639,000米ドル	1,809,292.39	1,853,350.47	0.78
18	ITALY 3.5% 01/06/2014	イタリア	政府債券	2014年 6 月 1 日	3.500	1,300,000ユーロ	1,859,153.28	1,851,037.42	0.78
19	USTB 4.25% 15/05/2039	米国	政府債券	2039年 5 月15日	4.250	1,842,000米ドル	1,814,922.71	1,755,368.44	0.74
20	USTN 1% 31/12/2011	米国	政府債券	2011年12月31日	1.000	1,734,000米ドル	1,731,225.18	1,739,825.16	0.73
21	FNMA 5.125% 15/04/2011	米国	金融商品	2011年 4 月15日	5.125	1,576,000米ドル	1,582,540.73	1,663,798.96	0.70
22	CSFB (EXIM OF UKRAINE) 7.65% 07/09/2011 REGS	英国	金融商品	2011年 9 月 7 日	7.650	1,750,000米ドル	1,393,245.00	1,606,675.00	0.68
23	GERMANY 4.75% 04/07/2040 08	ドイツ	政府債券	2040年 7 月 4 日	4.750	1,000,000ユーロ	1,540,009.12	1,586,846.24	0.67

順位	銘柄	国名	業種	償還日	利率 (%)	額面	米ドル		投資 比率 (%)
							取得価額	時価	
24	REPUBLIC OF ARGENTINA 7% 12/09/2013 VII	アルゼンチン	政府債券	2013年 9月12日	7.000	1,765,000米ドル	1,318,072.27	1,501,818.91	0.63
25	SPRINT CAPITAL 6.9% 01/05/2019	米国	情報通信サービス	2019年 5月 1日	6.900	1,635,000米ドル	1,198,275.00	1,467,412.50	0.62
26	RUSSIA 5% 31/03/2030 REGS	ロシア	政府債券	2030年 3月31日	7.500	1,287,800米ドル	1,334,187.11	1,451,994.50	0.61
27	USTN 1.875% 15/06/2012	米国	政府債券	2012年 6月15日	1.875	1,423,000米ドル	1,422,539.21	1,449,848.01	0.61
28	EUROPEAN INVESTMENT BANK 1.4% 20/06/2017 INTL	ルクセンブルグ	金融商品	2017年 6月20日	1.400	125,000,000円	1,378,298.39	1,413,951.43	0.60
29	UK GILT 4.75% 07/12/2038	英国	政府債券	2038年12月 7日	4.750	820,000英ポンド	1,443,987.49	1,390,825.50	0.59
30	USTN 1.375% 15/05/2012	米国	政府債券	2012年 5月15日	1.375	1,343,000米ドル	1,327,213.76	1,353,387.27	0.57

【投資不動産物件】

該当事項なし (2010年 1月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし (2010年 1月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2010年1月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2007年9月末日)	133,121,141.97	11,950,284,915	クラスA 10.17 クラスB 10.16	913 912
第2会計年度末 (2008年9月末日)	153,332,827.97	13,764,687,967	クラスA 9.60 クラスB 9.60	862 862
第3会計年度末 (2009年9月末日)	207,548,717.93	18,631,648,409	クラスA 10.40 クラスB 10.40	934 934
2009年2月末日	147,701,281.73	13,259,144,061	クラスA 8.75 クラスB 8.75	785 785
3月末日	155,896,920.56	13,994,866,559	クラスA 8.92 クラスB 8.92	801 801
4月末日	161,995,550.13	14,542,340,535	クラスA 9.19 クラスB 9.19	825 825
5月末日	169,519,461.81	15,217,762,087	クラスA 9.50 クラスB 9.50	853 853
6月末日	174,430,405.11	15,658,617,467	クラスA 9.63 クラスB 9.63	864 864
7月末日	179,135,406.62	16,080,985,452	クラスA 9.98 クラスB 9.98	896 896
8月末日	186,938,072.33	16,781,430,753	クラスA 10.09 クラスB 10.09	906 906
9月末日	207,548,717.93	18,631,648,409	クラスA 10.40 クラスB 10.40	934 934
10月末日	213,014,363.82	19,122,299,440	クラスA 10.41 クラスB 10.41	935 935
11月末日	224,408,849.16	20,145,182,389	クラスA 10.52 クラスB 10.52	944 944
12月末日	233,757,101.32	20,984,374,985	クラスA 10.49 クラスB 10.48	942 941
2010年1月末日	237,281,487.95	21,300,759,173	クラスA 10.52 クラスB 10.51	944 943

【分配の推移】

	1口当たり分配金額				分配落ち日
	クラスA		クラスB		
	米ドル	円	米ドル	円	
第1会計年度	0.3785	33.98	0.3325	29.85	-
第2会計年度	0.4382	39.34	0.3869	34.73	-
第3会計年度	0.4127	37.05	0.3713	33.33	-
2009年2月	0.0311	2.79	0.0274	2.46	2009年2月2日
3月	0.0323	2.90	0.0288	2.59	2009年3月2日
4月	0.0290	2.60	0.0255	2.29	2009年4月1日
5月	0.0305	2.74	0.0272	2.44	2009年5月1日
6月	0.0384	3.45	0.0345	3.10	2009年6月1日
7月	0.0351	3.15	0.0322	2.89	2009年7月1日
8月	0.0363	3.26	0.0334	3.00	2009年8月3日
9月	0.0400	3.59	0.0380	3.41	2009年9月1日
10月	0.0441	3.96	0.0399	3.58	2009年10月1日
11月	0.0344	3.09	0.0301	2.70	2009年11月2日
12月	0.0383	3.44	0.0341	3.06	2009年12月1日
2010年1月	0.0405	3.64	0.0361	3.24	2010年1月4日

【収益率の推移】

各会計年度における収益率^(注)は以下のとおりである。

	クラス A	クラス B
第 1 会計年度 (2006年10月16日～2007年9月30日)	5.49%	4.93%
第 2 会計年度 (2007年10月1日～2008年9月30日)	- 1.30%	- 1.70%
第 3 会計年度 (2008年10月1日～2009年9月30日)	12.63%	12.20%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）（ただし、第1会計年度については、当初募集価格（10米ドル）である。）

6 【 手続等の概要 】

(1) 日本における申込 (販売) 手続

申込日

平成22年4月1日 (木曜日) から平成23年3月31日 (木曜日) まで

(注) 評価日であつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。ただし、分配の宣言が行われる各暦月の第一評価日が日本における販売会社および販売取扱会社の営業日でない場合、当該暦月の前月の日本における販売会社および販売取扱会社の最終営業日については、申込みの取扱いが行われない。その他、代行協会が必要と認める場合には、日本において申込みを取扱わないことがある。日本における申込取扱時間は、原則として、午後3時まで (ただし、半日営業日の場合は午前11時まで) とする。

約定日と受渡日

日本における約定日は、販売取扱会社が当該注文の執行を確認した日 (通常、投資者が買付注文をした日の日本における翌営業日) であり、投資者と販売取扱会社との受渡し (払込期日) は、約定日から起算して日本における4営業日目である。

申込価格と申込手数料

申込価格

申込みが取扱われる評価日に計算される各クラスの受益証券1口当たりの純資産価格

日本国内における申込手数料

クラスA 受益証券

3.4125% (税抜き3.25%) を上限とする。

クラスB 受益証券

申込時に手数料は課せられないが、購入後の経過年数により買戻時にC D S Cが課せられる。

申込単位

クラスA 受益証券

100口以上10口単位

クラスB 受益証券

100口以上10口単位

ただし、販売取扱会社により異なる申込単位を用いる場合がある。

買付代金の支払

申込金額は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて、原則として、米ドル貨で支払われるものとする。

受益証券の発行

ファンド証券の券面は発行されない。

(2) 日本における買戻し手続

買戻日

日本における投資者は、販売取扱会社を通じて、受益証券の評価日における買戻しを請求することができる。ただし、分配の宣言が行われる各暦月の第一評価日が日本における販売会社および販売取扱会社の営業日でない場合、当該暦月の前月の日本における販売会社および販売取扱会社の最終営業日については、買戻請求の申込みの取扱いが行われない。その他、代行協会が必要と認める場合には、

日本において買戻請求を取扱わないことがある。日本における買戻請求の申込取扱時間は、原則として、関連する評価日の午後 3 時までとする。

約定日と受渡日

日本における約定日は、販売取扱会社が当該注文の執行を確認した日 (通常、買戻日の日本における翌営業日) であり、投資者と販売取扱会社との受渡し (払込期日) は、約定日から起算して日本における 4 営業日目である。

買戻価格と買戻し手数料

買戻価格

評価日に計算される各クラス受益証券 1 口当たりの純資産価格とする。

買戻し手数料

クラス A 受益証券

買戻時に手数料は課せられない。

クラス B 受益証券

購入後の経過年数により買戻時に以下の C D S C が課せられる。C D S C は、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、本書の日付現在、C D S C に対して日本の消費税は課せられない。

購入後経過年数	C D S C
1 年未満	4.0%
1 年以上 2 年未満	4.0%
2 年以上 3 年未満	3.0%
3 年以上 4 年未満	2.0%
4 年以上 5 年未満	1.0%
5 年以上	0%

買戻単位

10口以上10口単位

買戻代金の支払

買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って、日本における約定日 (通常、買戻日の日本における翌営業日) から起算して日本における 4 営業日目に、販売取扱会社を通じて、原則として、米ドル貨で支払われるものとする。

(3) 日本におけるスイッチング (転換) 手続

クラス A 受益証券

受益者は、ファンドの他のサブ・ファンドが設定された場合、他のサブ・ファンドのクラス A 受益証券に転換することができる。転換手数料は課されない。なお、取扱販売会社により、他のサブ・ファンドへの転換を取り扱わないことがある。

クラス B 受益証券

受益者は、ファンドの他のサブ・ファンドが設定された場合、他のサブ・ファンドの同一通貨建のクラス B 受益証券に転換することができる。転換手数料は課されない。なお、取扱販売会社により、他のサブ・ファンドへの転換 (スイッチング) を取り扱わないことがある。

購入から 7 年経過後すべてのクラス B 受益証券は、受益者の反対の意思表示がない限り、転換手数料なしで同一サブ・ファンドのクラス A 受益証券に転換される。

転換は、強制的には行われず、受益証券を転換する旨の書面による指示は販売取扱会社宛に提出されなければならない。

転換は当該受益証券の 1 口当たり純資産価格で行われるため、転換後の口数は変わる。

最低転換口数は、1 口以上 1 口単位とする。上記にかかわらず、代行協会が必要と認める場合には、日本において転換を取扱わないことがある。

7【管理及び運営の概要】

資産の評価

() 純資産価格の計算

ファンドの純資産価格は、評価日毎に、基準通貨で算定される。受益証券1口当たりの純資産価格は、ファンドの純資産総額を関係する評価日の発行済受益証券口数で除した価格である。

ファンドの純資産価額は、常に資産と負債の差額に相当する。

() 純資産価格の決定の停止

管理会社は、一定の場合において、各サブ・ファンドの純資産価格の決定を一時的に停止し、各サブ・ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび転換（適用ある場合）を一時的に停止することができる。

保管

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管される。受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券についての取引残高報告書が定期的に交付される。

信託期間

ファンドおよびサブ・ファンドの存続期間は無期限である。

約款の修正

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも修正することができる。修正は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に預託された旨の記載がルクセンブルグの「メモリアル・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」紙に公告された日または当該変更約款に記載されたその他の日に発効する。

開示制度の概要

() ルクセンブルグにおける開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」または「金融監督委員会」という。）への登録およびその承認が要求される。いずれの場合でも、目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をCSSFに提出しなければならない。

年次報告書の写しは、受益者の登録上の住所に送付され、また、半期報告書は、管理会社、総販売会社および代行協会員に対して請求することにより入手可能である。

() 日本における開示

受益証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（以下「交付目論見書」という。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（以下「請求目論見書」という。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）において閲覧することができる。

管理会社は、約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知っている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社または販売取扱会社を

通じて日本の受益者に通知される。

毎決算後、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、組入有価証券の明細などを記載したファンドの運用報告書が作成され、日本の知れている受益者に交付される。

受益者の権利等

() 受益者の権利等

受益者が管理会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければならない。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、管理会社に対し直接受益権を行使することができない。これらの日本の受益者は、販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

イ 分配金請求権

ロ 買戻請求権

ハ 残余財産分配請求権

() 為替管理上の取扱い

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

() 本邦における代理人

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

() 裁判管轄等

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は以下の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所

東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第2【財務ハイライト情報】

- a. 「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益計算書」等（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載している。これらの記載事項は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（以下「財務書類」ともいう。）から抜粋して記載されたものである。
- b. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・エス・イー・アール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成22年1月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=89.77円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【貸借対照表】

(1) 2009年9月30日終了年度

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ
純資産計算書
2009年9月30日現在フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ -
米ドル・マンスリー・インカム

	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券 時価評価額	189,676,994	17,027,304
銀行預金	11,151,479	1,001,068
投資有価証券売却未収金	1,346,712	120,894
受益証券発行未収金	4,636,892	416,254
未収利息	3,147,139	282,519
為替先渡契約未実現利益	67,233	6,036
資産合計	210,026,449	18,854,074
負債		
投資有価証券購入未払金	2,100,988	188,606
未払費用	313,372	28,131
先物未実現損失	3,402	305
為替先渡契約未実現損失	58,973	5,294
その他の未払金	996	89
負債合計	2,477,731	222,426
純資産 2009年9月30日現在	207,548,718	18,631,648

2 【損益計算書】

運用および純資産変動計算書
2009年9月30日に終了した年度フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ -
米ドル・マンスリー・インカム

	(米ドル)	(千円)
投資収益		
受取利息	9,737,668	874,150
純収益	9,737,668	874,150
費用		
投資運用報酬	1,594,744	143,160
管理事務費用	318,951	28,632
保管取引報酬	52,219	4,688
保護預かり手数料	46,374	4,163
法務および監査報酬	176,334	15,830
販売報酬	652,173	58,546
国税	82,929	7,445
日本代行協会員報酬	31,892	2,863
その他の費用	8,524	765
費用合計	2,964,140	266,091
純投資(損)益	6,773,528	608,060
投資取引に係る実現純(損)益	(3,384,134)	(303,794)
外貨に係る実現純(損)益	(134,711)	(12,093)
先物に係る実現純(損)益	(11,679)	(1,048)
為替先渡契約に係る実現純(損)益	46,546	4,178
投資未実現評価(損)益の純変動	19,308,268	1,733,303
外貨未実現評価(損)益の純変動	26,688	2,396
先物未実現評価(損)益の純変動	(3,402)	(305)
為替先渡契約未実現評価(損)益の純変動	(1,549)	(139)
運用実績	22,619,555	2,030,557
受益者への分配金	(6,500,549)	(583,554)
資本取引		
受益証券発行手取金	55,693,842	4,999,636
受益証券買戻支払額	(17,596,958)	(1,579,679)
資本取引による増(減)	38,096,884	3,419,957
純増(減)額	54,215,890	4,866,960
純資産		
期首現在	153,332,828	13,764,688
期末現在	207,548,718	18,631,648

フィデリティ ・ グローバル ・ ボンド ・ シリーズ

財務書類に対する注記

2009年 9 月30日

重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する法令上の要件に準拠して作成されている。

有価証券評価 - 証券取引所で取引される有価証券への投資は、かかる証券が取引されている主要な証券取引所において評価が行われる時点で入手可能な直近の価格で評価されるものとする。店頭市場で取扱われる有価証券も、同様に評価される。規制された証券取引所で取引されない短期債務譲渡可能証券および短期金融商品の評価は、償却原価法により決定される。この方法に従って、償却原価は、原初原価で証券を評価し、その後満期まで定率で額面価額に対してディスカウントを付加する（またはプレミアムを償却する）ことによって算定される。その他の資産はすべて、管理会社の取締役が適切と判断する方法で評価される。サブ・ファンドの投資明細表に明記される場合を除き、ファンドが保有するものはすべて、公認の証券取引所またはその他の規制ある市場で値が付けられるものである。

公正価額調整方針 - 公正価額調整は、マーケット・タイミング取引に対してファンドの受益者の利益を保護するために行われる場合がある。したがって、サブ・ファンドが評価される時に取引が閉鎖されている市場にサブ・ファンドが投資する場合、取締役は、市場が不安定な期間中、有価証券評価に基づく上記規定から逸脱して、評価時点のサブ・ファンドの投資有価証券の公正価額をより正確に反映するための調整を特定ポートフォリオに含まれる証券について行うことができる。2009年 9 月30日現在、サブ・ファンドは公正価額調整を行っていない。

銀行預金 - 銀行預金はすべて、額面価額で計上されている。

投資有価証券取引 - 投資有価証券取引は、有価証券を購入もしくは売却した日に会計処理される。有価証券の売却原価の計算は、平均原価に基づいて行われる。

為替先渡契約 - 為替先渡契約は、クローリングの日付現在の実勢為替先渡レートに基づき評価され、満期までの残存期間に適用される。為替先渡契約による未実現損益は、純資産計算書および投資明細表に含まれている。

外国為替 - ファンドの指定通貨は米ドルである。2009年 9 月30日現在の資産および負債は、当該日の実勢為替レートで換算されている。管理会社の取締役により各サブ・ファンドの指定通貨が決定される。当期中の外貨建取引はすべて、取引日の実勢為替レートでサブ・ファンドの指定通貨に換算される。

ファンド受益証券取引 - サブ・ファンドの受益証券 1 口当たりの発行価格および買戻価格は、取引日の受益証券 1 口当たり純資産価格である。

創立費 - ファンドの創立費は、設定から 5 年以内の期間にわたりファンドの資産に請求される。

収益 - 利息は、発生基準で会計処理される。

(2) 2008年9月30日終了年度

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ

純資産計算書

2008年9月30日現在

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ -
米ドル・マンスリー・インカム

	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券時価評価額	128,432,396	11,529,376
銀行預金	19,490,468	1,749,659
投資有価証券売却未収金	5,561,129	499,223
受益証券発行未収金	3,398,685	305,100
未収利息	2,201,423	197,622
為替先渡契約未実現利益	81,825	7,345
資産合計	159,165,926	14,288,325
負債		
投資有価証券購入未払金	5,705,480	512,181
未払費用	54,919	4,930
為替先渡契約未実現損失	72,016	6,465
その他の未払金	683	61
負債合計	5,833,098	523,637
純資産 2008年9月30日現在	153,332,828	13,764,688

運用および純資産変動計算書
2008年9月30日に終了した年度

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ -
米ドル・マンスリー・インカム

	(米ドル)	(千円)
投資収益		
受取利息	8,482,075	761,436
純収益	8,482,075	761,436
費用		
投資運用報酬	1,463,810	131,406
管理事務費用	240,572	21,596
保管取引報酬	16,806	1,509
保護預かり手数料	42,791	3,841
法務および監査報酬	188,133	16,889
販売報酬	608,232	54,601
国税	82,285	7,387
日本代行協会員報酬	29,274	2,628
その他の費用	12,315	1,106
費用合計	2,684,218	240,962
純投資(損)益	5,797,857	520,474
投資取引に係る実現純(損)益	626,578	56,248
為替先渡契約に係る実現純(損)益	138,316	12,417
投資未実現評価(損)益の純変動	(9,700,797)	(870,841)
為替先渡契約未実現評価(損)益の純変動	(12,919)	(1,160)
運用実績	(3,150,965)	(282,862)
受益者への分配金	(5,660,010)	(508,099)
資本取引		
受益証券発行手取金	38,931,864	3,494,913
受益証券買戻支払額	(9,909,203)	(889,549)
資本取引による増(減)	29,022,661	2,605,364
純増(減)額	20,211,686	1,814,403
純資産		
期首現在	133,121,142	11,950,285
期末現在	153,332,828	13,764,688

第3【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 F I L（ルクセンブルグ）エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ L - 1246、アルバート・ボルシェット通り 2 a

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されない。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ルクセンブルグの居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

- 第1 ファンドの追加情報
 - 1 ファンドの沿革
 - 2 ファンドに係る法制度の概要
 - 3 監督官庁の概要
- 第2 手続等
 - 1 申込 (販売) 手続等
 - 2 買戻し手続等
 - 3 ファンド証券の転換 (スイッチング)
 - 4 ファンド証券の譲渡
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 開示制度の概要
 - 3 受益者の権利等
 - (1) 受益者の権利等
 - (2) 為替管理上の取扱い
 - (3) 本邦における代理人
 - (4) 裁判管轄等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - 2 ファンドの現況
- 第5 販売及び買戻しの実績

別紙 A

定義

営業日	関係法域において、銀行が通常営業している日。なお、販売会社および管理会社は、関係法域において少なくとも各営業日に営業する。販売会社は販売会社が定めるその他の日付にも営業する場合がある。
日本における販売会社	フィデリティ証券株式会社
取引締切時間	日本における取引については、評価日の日本時間午後3時とする。 ルクセンブルグにおける取引については、評価日の中央ヨーロッパ標準時午前9時とする。
フィデリティ	バーミューダにおいて設立されたF I L ・リミテッド(FIL Limited)および/または米国において設立されたエフ・エム・アール・エルエルシー(FMR LLC)ならびにそれらの関係会社
ファンド	フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ (Fidelity Global Bond Series)
サブ・ファンド	フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム (Fidelity Global Bond Series - US Dollar Monthly Income)
管理会社	ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立され、ルクセンブルグに登記上の事務所を有するF I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ(FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.)
純資産価格	本書に記載される原則に従い決定されるサブ・ファンドの資産から負債を控除した受益証券1口当たりの価額
主として	サブ・ファンドの記述またはサブ・ファンドの種別の記述においてこの表現が使用される場合、この表現は、当該サブ・ファンドの資産の少なくとも70%が当該サブ・ファンドの名称およびその投資目的に記される通貨、国、証券の種別またはその他の重要な要素に直接的に投資されることを意味する。
主に	サブ・ファンドの記述またはサブ・ファンドの種別の記述においてこの表現が使用される場合、この表現は、当該サブ・ファンドの資産の少なくとも70% (通常75%)が当該サブ・ファンドの名称およびその投資目的に記される通貨、国、証券の種別またはその他の重要な要素に直接的に投資されることを意味する。
名義書換事務代行会社	F I L（ルクセンブルグ）エス・エイ (FIL (Luxembourg) S.A.)
受益証券	サブ・ファンドの受益証券のクラスまたはかかるクラス内の受益証券
評価日	12月25日(以下「クリスマス」という。)、1月1日(以下「元日」という。)およびニューヨーク証券取引所の休業日を除く平日(月曜日から金曜日までの各日)。

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの追加情報】

1【ファンドの沿革】

- 平成14年 8月14日 管理会社の設立
- 平成18年 8月29日 ファンド約款締結
- 平成18年 9月19日 サブ・ファンドの募集開始
- 平成18年10月16日 サブ・ファンドの運用開始
- 平成20年 9月18日 ファンド修正約款締結
- 平成21年 3月17日 ファンド修正約款締結

2【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、ルクセンブルグ投信法、勅令、金融監督委員会（Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「C S S F」または「金融監督委員会」という。）の通達等の規則に従っている。

() 準拠法の内容

民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる非会社型の財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは、会社として設立されていないので、個々の投資者には投資会社における株主と同様の権利はなく、その権利は、受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記のルクセンブルグ投信法に従っている。

ルクセンブルグ投信法

ルクセンブルグ投信法により、ルクセンブルグは、U C I T S 通達85 / 611 / C E E（以下「欧州共同体通達」という。）を改正する2001 / 107 / C E および2001 / 108 / C E を実施した。この法律は、平成14年12月31日にメモリアルに公告され、平成15年 1月 1日から施行された。

2002年12月20日法は、5つのパートから構成されている。

パート - U C I T S

パート - その他の投資信託

パート - 外国の投資信託

パート - 管理会社の認可

パート - U C I T S およびその他の投資信託に適用される一般規定

2002年12月20日法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取扱っている。

3【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、C S S F の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

(イ) 登録の届出の受理

- () ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合は、C S S F の監督に服し、C S S F に登録しなければならない。

- () U C I T S で、E U 加盟国で設立され、かつ欧州共同体通達の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかる U C I T S は、C S S F に通知を行うとともに、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつ C S S F が、かかる通知および書類の提出から 2 か月以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において、販売することができる。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定された共有持分型の契約型投資信託である。ファンドは、2002年12月20日法のパート に基づき登録されており、ファンドの受益証券について、E U 加盟国またはその地域内で公衆に対する販売活動は行われない。

- () 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、C S S F への事前登録を要する。

当該投資信託が、設立・設定された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

(口) 登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務もしくは C S S F に対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が C S S F により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

(ハ) 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前に C S S F に提出されなければならない。C S S F は、書類が適用ある法律、勅令、通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

(二) 財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者および C S S F に提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を C S S F に報告する義務を負う。監査人は、C S S F が要求するすべての情報 (投資信託の帳簿、記録を含む。) を C S S F に提出しなければならない。

第 2 【 手 続 等 】

1 【 申 込 (販 売) 手 続 等 】

(1) 海外における申込手続等

記入済申込書および決済資金が、販売会社または管理会社により、その営業日の適用ある取引締切時までに受領された場合、当該申込みは、通常、当該クラスの受益証券の当該申込受領後に入手可能な 1 口当たり純資産価格および申込手数料により処理される。適用ある取引締切時の後に決済資金と共に受領された申込書は、その後最初に計算される 1 口当たり純資産価格により処理される。1 口当たり純資産価格は、各評価日に計算される。

各クラスの最低申込単位は、以下の表のとおりである。ただし、管理会社は、販売会社がかかる最低申込単位を放棄し、または減少させることを許容することができる。

ファンド	当初最低投資額	追加最低投資額
クラス A 受益証券	100口	10口
クラス B 受益証券	100口	10口

販売会社および管理会社は、ルクセンブルグの法律およびその他の適用あるマネー・ロンダリングに関する法律を遵守しなければならない。投資者は、その申込みが受諾される前に、追加的な身分証明を求められる場合がある。通常は、管理会社および / または販売会社は、登録された受益者以外の者から支払いを受領しまたはそれらの者に対して支払いを行うことはない。

標準的な取引締切時間は、以下の表のとおりであるが、一定の例外がある

日本における取引	ルクセンブルグにおける取引
日本時間午後 3 時	中央ヨーロッパ標準時午前 9 時

購入価格は、評価日における当該クラスの基準通貨による受益証券の純資産価格と適用ある申込手数料の合計額である。受益証券口数は、小数第二位で四捨五入される。

直近のサブ・ファンドの受益証券の純資産価格の詳細は、販売会社または管理会社から入手することができる。

管理会社の裁量により、評価日は変更されることがあり、また、異なる締切時間が指定されることもある。管理会社は、受益者に対して、締切時間の変更を通知する。管理会社が本書に記載される所により純資産価格の決定を停止または延期した場合には、その翌評価日における評価が利用される。

注文は、原則として、販売会社が受領した日に管理会社または名義書換事務代行会社に転送される。ただし、その注文が、注文が実行される営業所により随時に設定される締切時間までに販売会社により受領された場合に限られる。販売会社は、価格変更により利益を受けるために、注文を保留することが許されていない。

管理会社は、その裁量により、受益証券の買付申込を拒絶することができる。

海外における申込手数料は、以下のとおりである。

クラス A 受益証券

申込金額の 5.25% を上限とする申込手数料が課せられる。

クラス B 受益証券

購入時に、申込手数料は課せられない。しかし、クラス B 受益証券には、C D S C が課せられる。

クラス B 受益証券には、純資産価格の年率 0.50% の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S C は、クラス B 受益証券の当初販売から 5 年未満の期間に投資者より売却された受益証券の手取金に下記の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

購入後経過年数

C D S C の適用料率

1 年未満	上限4.0%
1 年以上 2 年未満	上限4.0%
2 年以上 3 年未満	上限3.0%
3 年以上 4 年未満	上限2.0%
4 年以上 5 年未満	上限1.0%
5 年以上	0%

上記の「購入後経過年数」とは、フィデリティ証券株式会社が任命する日本における販売取扱会社に対し受益証券購入の申込みを行った日（同日を含む。）から日本における販売取扱会社が当該受益証券の買戻請求を受領した日の直前の暦日（同日を含む。）までの期間をいう。

クラス B 受益証券を売却する旨の指示は、最も発行期間が長い受益証券について発せられたものとみなされる。

C D S C は、分配金の再投資により発行されたクラス B 受益証券の買戻しについては適用されない。C D S C は、クラス B 受益証券の販売促進に関するファンドへの販売関連サービスの提供費用を支払うため総販売会社により全部または一部が使用される。クラス B 受益証券の発行または販売時に、販売会社（総販売会社を含む。）は、自己資金または申込手数料（もしあれば）から、ブローカーその他の専門代行会社を通して受領した申込みに関するコミッションを支払い、またディスカウントを行うことができる。C D S C は、クラス B 受益証券を購入した受益者のため販売会社（総販売会社を含む。）により放棄または減額されることがある。

決済

決済は、銀行手数料を控除した金額で銀行電信送金により行われる。支払は、販売会社が公表している決済通貨に対応する銀行口座に対して行われる必要がある。

その他の支払方法をとる場合、販売会社または管理会社の事前承認を要する。支払が小切手で受領された場合（または銀行電信送金によっても直ちには決済資金が受領されない場合）、申込書の処理は、通常、決済資金が受領されるまで延期される。決済資金は、銀行手数料を控除して投資される。

取引確認書

取引確認書は、通常、受益証券の割当てから24時間以内に発行される。

受益証券の様式

クラス A 受益証券は、記名式で申込者の名義で発行される。クラス B 受益証券は、記名式で発行されるが、決済機関を利用することはできない。

登録された受益証券は、ファンドが設定した登録簿上で申込者の名義で保有される。

適格投資家

受益証券は譲渡可能である。約款は、(a)（約款に定義されるところの）「米国人」、または(b)その者が受益証券を保有することにより、ファンドが、そうでなければ負担もしくは被ることのない税務上の債務を負担もしくは金銭上の不利益を被ることになると管理会社の取締役会が判断する当該者による受益証券の実質的所有を防止する権利を保持している。管理会社は下記の「米国人」の定義を採用している。このような権限に基づき、管理会社は、約款に規定されている条件でかかる「米国人」により保有される受益証券を強制的に買い戻すことができ、かかる受益証券に付された権利の行使を制限することができる。

「適格投資家」とは、米国人ではなく、かつ、その者による（ファンドまたはその他の者からの）受益証券の申込みその他の取得が、(a)その者がアメリカ合衆国に存在する間に、または(b)その者がアメリカ合衆国に物理的に存在する間に行われたその者に対する申込みの勧誘に関して行われていない者であって、かつ、その者による受益証券の購入がその者が居住しまたは存在する法域の法律の違反にならない者をいう。

本書においては、適用法および受益証券の申込者または譲受人に対して伝達される変更に従い、「米国人」とは以下に掲げる者をいう。(a)アメリカ合衆国の市民もしくは居住者、(b)アメリカ合衆国の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは法人、(c)その執行者、管理者もしくは受託者が米国人である財団もしくは信託（ただし、受託者として行為するいずれかの職業的受任者が米国人である信託の場合において、米国人ではない受託者が信託財産に関して単独もしくは共同の投資裁量権を有し、かつ、

当該信託のいずれの受益者も (かつ、信託が撤回可能な場合はいずれの委託者も含む。) 米国人ではない場合を除く。)、(d)財団もしくは信託であって、アメリカ合衆国外の源泉からのその所得がそれにより支払われるべき米国所得税の計算上、総所得に含まれるべき財団もしくは信託、(e)アメリカ合衆国に位置する外国の法主体の代理人または支店、(f)米国人のために、もしくは米国人の勘定で、アメリカ合衆国内外に位置するディーラーその他の受任者により保有される一任勘定もしくは非一任勘定もしくは類似の勘定 (財団もしくは信託を除く。)、(g)アメリカ合衆国において設立されもしくは (個人の場合は) 居住するディーラーもしくはその他の受任者により保有される一任勘定または類似の勘定 (財団もしくは信託を除く。) (ただし、アメリカ合衆国において設立されもしくは (個人の場合は) 居住するディーラーもしくはその他の職業的受任者により、非米国人のために、もしくは非米国人の勘定で、保有される一任勘定または類似の勘定 (財団もしくは信託を除く。) は、米国人とはみなされないものとする。)、(h)随時施行されているアメリカ合衆国の所得税法上、その所有権が一もしくは複数の米国人に帰されるであろう場合において、その市民権、本居地、所在地もしくは居住権にかかわらず、あらゆる企業、法人もしくはその他の法主体、(i)(A)外国の法域の法律に基づき設立され、かつ、(B)1933年法に基づく登録はされていない証券 (ファンドの受益証券を含むがこれに限定されない。) に投資することを主な目的として一もしくは複数の米国人により所有されもしくは設立されているパートナーシップ、法人もしくはその他の法主体、または(j)その他の者もしくは法主体であって、役員もしくは取締役を通じて行為するフィデリティ・インベストメンツ・インスティテューショナル・サービス・カンパニー・インク、F I L ・ ディストリビューターズ・インターナショナル・リミテッドもしくはファンドの受益証券の保有またはかかる受益証券の保有の勧誘が、アメリカ合衆国法もしくはその州法その他の法域の証券法に違反すると、管理会社が判断する者もしくは法主体。

本書において、アメリカ合衆国には、その領域および領土が含まれる。

ファンドは長期保有をされる投資家のためのものであり、短期売買を目的とする投資家向けのファンドではない。ファンドの短期または過度の売買は、ファンドのポートフォリオ構築計画を阻害し、また費用増加につながり、ファンドの運用成績に悪影響を及ぼすことがある。一般的なフィデリティの方針および慣習ならびにC S S Fの通達04 / 146に基づき、管理会社、販売会社または販売取扱会社は、マーケット・タイミングに関係することを知っている取引または関係すると信じる根拠がある取引を許可しない。したがって、ファンドの運用に支障をきたすと考えられる、特に短期売買を行う投資家、または短期売買、過度な売買、もしくはファンドに悪影響を及ぼしたもしくは及ぼす可能性がある取引を過去何度かにわたって行ったと管理会社、販売会社または販売取扱会社により判断される投資家からのファンドの受益証券の申込みまたは転換の申込みについては、管理会社、販売会社または販売取扱会社は、これを拒絶することがある。過去の投資活動の判断を行うため、管理会社、販売会社または販売取扱会社は、投資家のファンドの取引履歴やその他のフィデリティが運用するファンドの取引状況の検討を行うことがある。

一般的なフィデリティの方針および慣習ならびにC S S Fの通達04 / 146に基づき、ファンド、販売会社または販売取扱会社は、マーケット・タイミングに関係することを知っている取引または関係すると信じる根拠がある取引を許可しない。

ファンドに投資する投資家は、自己、自己の口座および自己の口座の取引に関する情報につきフィデリティまたはその関係会社がこれを保存し、変更しまたは使用することができることに同意する。このようなデータのフィデリティ・グループ内での保存および使用の目的は、投資者との営業上の関係を発展させることであり、また、データが保存されているあらゆる法域において投資者が自己のデータにアクセスできるようにすることである。データは、営業上の関係を有する、フィデリティ内の会社、仲介者およびその他の当事者に送信されうる。データは、目論見書が入手可能な法域以外の法域でも利用可能となりうる。フィデリティ・グループは、関係する各主体間で送信されるデータの機密を確保するために合理的な措置をとっている。

(2) 日本における申込手続等

日本においては、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間中の評価日でかつ販売取扱会社の営業日に、ファンド証券の募集が行われる。ただし、分配の宣言が行われる各暦月の第一評価日が日本における販売会社および販売取扱会社の営業日でない場合、当該暦月の前月の日本における販売会社お

よび販売取扱会社の最終営業日については、申込みの取扱いが行われない。評価日に関する照会先は、販売取扱会社である。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

クラス A 受益証券およびクラス B 受益証券の申込単位は、以下のとおりである。

クラス A 受益証券

100口以上10口単位

クラス B 受益証券

100口以上10口単位

ただし、販売取扱会社により異なる申込単位を用いる場合がある。なお、申込単位に関する照会先は、販売取扱会社である。

販売取扱会社により受領された買付申込のすべては、販売会社により、ルクセンブルグの登録および名義書換事務代行会社に詳細を取り次ぐため、総販売会社に送付される。日本における約定日は原則として販売取扱会社が当該注文の執行を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して日本における第 4 営業日目に、受渡しを行うものとする。

代行協会員が必要と認める場合には、日本において申込みを取扱わないことがある。日本における申込取扱時間は、原則として、午後 3 時まで（ただし、半日営業日の場合は午前 11 時まで）とする。サブ・ファンドの日本における申込取扱日に関する照会先は、日本における販売取扱会社である。

ファンド証券 1 口当たりの販売価格は、通常、申込日の 1 口当たりの純資産価格である。外国証券取引口座約款に従い受渡しを行う。

クラス A 受益証券

発行価格の 3.4125%（税抜き 3.25%）を上限とする。

クラス B 受益証券

クラス B 受益証券について、申込手数料は課せられないが、購入後の経過年数により買戻時に以下の C D S C が課せられる。C D S C は、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、本書の日付現在、C D S C に対して日本の消費税は課せられない。

購入後経過年数	C D S C
1 年未満	4.0%
1 年以上 2 年未満	4.0%
2 年以上 3 年未満	3.0%
3 年以上 4 年未満	2.0%
4 年以上 5 年未満	1.0%
5 年以上	0%

上記の「購入後経過年数」とは、フィデリティ証券株式会社が任命する日本における販売取扱会社に対し受益証券購入の申込みを行った日（同日を含む。）から日本における販売取扱会社が当該受益証券の買戻請求を受領した日の直前の暦日（同日を含む。）までの期間をいう。

クラス B 受益証券は、購入後 7 年経過後に当該クラス B 受益証券の受益者の反対の意思表示がない限り、通貨建にかかわらず、同一サブ・ファンドのクラス A 受益証券に転換される。かかる際には、転換に係わる手数料は適用されない、転換は、強制的には行われず、受益証券を転換する旨の書面による指示は、販売会社または管理会社宛に提出されなければならない。また、代行協会員が必要と認める場合には、日本において転換を取り扱わないことがある。

なお、申込手数料等に関する照会先は、販売取扱会社である。

販売取扱会社は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託し口座約款を締結した投資者に対し、代金の受領と引換えに取引報告書を交付する。代金の支払は、原則としてサブ・ファンドの基準通貨である米ドルによるものとする。販売取扱会社が同意する限り、円またはユーロを販売取扱会社の円建口座またはユーロ建口座に銀行送金することにより支払うことができる。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が 1 億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益証券の売却の指示は、販売会社または管理会社に対して行う。販売会社は、受益者のために、買戻請求が管理会社または名義書換事務代行会社に送付されるように手配する。売却の指示または買戻の指示は、書面により、または電話（直ちに書面で確認を要する。）により、行うことができる。売却の指示は、フィデリティが事前にファックス免責書を受領している場合は、ファックスによっても行うことができる。このような指示には、登録内容のすべて、サブ・ファンドの名称、決済通貨、売却する受益証券の口数または価額および銀行口座の詳細が記載されなければならない。受益証券の最低買戻口数は、1 口である。

買戻請求は、評価日における適切な締切時間までに、受益者により販売会社または管理会社に対して行わなければならない。買戻価格は、当該評価日に決定される（当該クラスの取引通貨建の）受益証券 1 口当たり純資産価格とする。買戻価格は、買戻のなされる日の純資産価格に応じて、申込みまたは購入の時点の支払額よりも高くなることもあれば低くなることもある。

ある買戻日において、買戻請求がサブ・ファンドの発行済受益証券総数の 25% を超える場合、管理会社は、25% を超える分の買戻請求につき、翌買戻日へ延期することを決定することができる。

かかる延期により、または管理会社もしくはその代理人の権限行使により処理されなかった買戻請求は、その当初の請求の処理が終わるまで、その後の請求よりも優先して取扱われる。

取引確認書

取引確認書は、通常、価格が決定されてから 24 時間以内に発行される。

決済

決済は、通常、銀行電信送金により行われる。通常、支払は、書面により指示の受領後、当該受益証券クラスの主要取引通貨の一つによって 3 営業日以内に行われる。管理会社の制御しえない例外的な状況において当該期間内に支払いを行うことが不可能である場合、その後の合理的に可能な限り早い時点で、利

息を付さずに、支払うものとする。決済金額には、受益者自らのまたはコルレス銀行により手数料が課される場合がある。指示の時点で受益者が要求した場合は、自由に転換可能な主要通貨のうちの一つで支払うことができる。現時点では、サブ・ファンドに対して売却手数料または買戻し手数料は適用されていない。しかし、管理会社が将来決定した場合、費用を含む純資産価額の1.00%を上限として売却手数料または買戻し手数料を賦課する権限が留保されており、当該手数料は、総販売会社に返金される。買戻し手数料が適用される場合、英文目論見書が更新され、投資家には適切に通知される。

本書の「日本国内における申込手数料」に記載される期間内に投資者により売却されるクラスB受益証券の代金に対しては、同項に記載される料率で計算されるC D S Cが課される。

(2) 日本における買戻し手続等

受益者は、販売取扱会社を通じて、自己の保有する受益証券の評価日における買戻しを請求することができる。ただし、分配の宣言が行われる各暦月の第一評価日が日本における販売会社および販売取扱会社の営業日でない場合、当該暦月の前月の日本における販売会社および販売取扱会社の最終営業日については、申込みの取扱いが行われない。買戻請求には買い戻されるべき受益証券の口数または金額（当該クラスの基準通貨による。）が明記されなければならない。最低買戻口数は、10口以上10口単位とする。

代行協会員が必要と認める場合には、日本において買戻請求を取扱わないことがある。日本における買戻請求の申込取扱時間は、原則として、関連する評価日の午後3時までとする。サブ・ファンドの日本における買戻請求取扱日に関する照会先は、販売取扱会社である。

販売取扱会社は、受益者のために、管理会社に買戻請求が送付されるように手配する。

管理会社は、純資産価格の決定が停止されている場合、受益者の受益証券買戻請求権を停止することができる。

さらに、ある買戻日において、買戻請求がサブ・ファンドの発行済受益証券総数の25%を超える場合、管理会社は、25%を超える分の買戻請求につき、翌買戻日へ延期することを決定することができる。

かかる延期により、または管理会社もしくはその代理人の権限行使により処理されなかった買戻請求は、その当初の請求の処理が終わるまで、その後の請求よりも優先して取扱われる。

買戻請求は、受益者により販売取扱会社に対して行われなければならない。販売取扱会社は、それを販売会社または管理会社に対して送付する。買戻価格は、関連する評価日に決定される（当該クラスの取引通貨建の）受益証券1口当たり純資産価格とする。買戻価格は、買戻しのなされる日に適用される純資産価格に応じて、申込みまたは購入の時点の支払額よりも高くなることもあれば低くなることもある。

日本における約定日は原則として販売取扱会社が当該注文の執行を確認した日（通常、買戻日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して日本における第4営業日目に、受渡しを行うものとする。

3 【ファンド証券の転換（スイッチング）】

(1) 海外における転換

クラスA受益証券

受益者は、クラスA受益証券の全部または一部を、ファンドの他のサブ・ファンドのクラスA受益証券に転換することができる。

クラスB受益証券

受益者は、クラスB受益証券の全部または一部を、ファンドの他のサブ・ファンドのクラスB受益証券に、発行時と同一基準通貨建で転換することができる。転換手数料は課されない。C D S Cは、当初の購入日について適用され、転換により影響を受けない。購入から7年経過後すべてのクラスB受益証券は、当該クラスB受益証券の受益者の反対の意思表示がない限り、通貨建にかかわらず、転換手数料なしで同一サブ・ファンドのクラスA受益証券に転換される。転換は、強制的には行われない。受益証券を転換する旨の書面による指示は、販売会社または管理会社宛に提出されなければならない。

クラスA受益証券およびクラスB受益証券のいずれについても、転換請求は、評価日における適切な締切時間前に受益者から販売会社または管理会社に対してなされなければならない。最低転換口数は、1

口以上とする。受益証券の口数は、小数第二位で四捨五入される。

取引確認書

取引確認書は、通常、転換が終了してから24時間以内に発行される。

(2) 日本における転換

クラスA 受益証券

受益者は、ファンドの他のサブ・ファンドが設定された場合、クラスA 受益証券の全部または一部を、ファンドの他のサブ・ファンドのクラスA 受益証券に転換することができる。なお、取扱販売会社により、他のサブ・ファンドのクラスA 受益証券への転換（スイッチング）を取り扱わないことがある。

クラスB 受益証券

受益者は、ファンドの他のサブ・ファンドが設定された場合、クラスB 受益証券の全部または一部を、ファンドの他のサブ・ファンドのクラスB 受益証券に、発行時と同一基準通貨建で転換することができる。転換手数料は課せられない。C D S C は、当初の購入日について適用され、転換により影響を受けない。なお、取扱販売会社により、他のサブ・ファンドのクラスB 受益証券への転換（スイッチング）を取り扱わないことがある。

購入から7年経過後すべてのクラスB 受益証券は、当該クラスB 受益証券の受益者の反対の意思表示がない限り、通貨建にかかわらず、転換手数料なしで同一サブ・ファンドのクラスA 受益証券に転換される。転換は、強制的には行われない。

受益証券を転換する旨の書面による指示は販売取扱会社宛に提出されなければならない。

最低転換口数は、1口以上とする。受益証券の口数は、小数第二位で四捨五入される。

代行協会員が必要と認める場合には、日本において転換を取り扱わないことがある。日本における転換取扱時間は、原則として、午後3時までとする。サブ・ファンドの日本における転換取扱日に関する照会先は、日本における販売取扱会社である。

4 【ファンド証券の譲渡】

受益者は、いつでも、適格投資家である第三者にファンド証券を譲渡することができる。かかる譲渡を受益者名簿上明らかにするためには、譲渡人および譲受人の双方が譲渡書に署名する必要がある。

第 3 【 管理及び運営 】

1 【 資産管理等の概要 】

(1) 【 資産の評価 】

(イ) 純資産価額の計算

サブ・ファンドの純資産価額は、約款に従い米ドル建てで決定される。受益証券の各クラスの純資産価額は、1セントまで計算される。

サブ・ファンドおよびサブ・ファンドの各クラスの1口当たり純資産価格は、まず、該当するサブ・ファンドの純資産のうち各受益証券クラスに帰属する部分を決定し、各クラスにより支払われるべき継続的な販売費用を反映させることにより計算される。かかる金額は、可能な限り、営業終了時の当該クラスの発行済受益証券口数で控除される。

約款には、純資産価格を決定するための評価規則が以下の通り規定されている。

1. 証券取引所で取引されている有価証券は、評価が行われる時点で入手可能な直近の価格で評価されるものとし、管理会社またはその受任者がかかる価格が公正な市場価格を表していないと考える場合、かかる有価証券は、管理会社またはその受任者の見解において公正な市場価格で評価されるものとする。
2. 証券取引所で取引されていない有価証券は、他の規制された市場で取引されている場合は、前項に記載されているところに可能な限り近い方法で評価されるものとするが、残存期間の短い譲渡可能証券に関して適切な評価方法である定額償却法など、他の価格決定方法がその公正価値をより適切に表していると管理会社またはその受任者が判断した場合はこの限りでなく、その場合は、そのような価格決定方法が評価のために使用される。
3. 処分制限付証券は、管理会社またはその受任者により決定されたその公正価値で評価されるものとする。このような決定を行う上で考慮される要因には、(a)当該証券の処分に対する制限の性質と期間、(b)同一の種別の証券に関して、または処分制限付証券から転換可能な証券に関して、どの程度市場が存在するか、および(c)かかる処分制限付証券が取得された際の、同一の種別の処分制限のない証券またはかかる処分制限付証券から転換可能な処分制限のない証券の市場価格からの当初割引額（もしあれば）、が含まれる。
4. 専門ディーラーおよび機関投資家の間の市場で主に取引されている投資対象、証券またはその他の資産の価額は、入手可能な直近の価格を基準にして決定される。
5. その他のすべての資産は、管理会社またはその受任者により決定されるそれぞれの推定売却価格で評価されるものとする。

米ドルまたは各クラスの主要取引通貨で表示されていないすべての資産および負債の価額は、主要銀行が提示した直近のレートでサブ・ファンドの基準通貨または当該クラスの主要取引通貨に換算される。かかる価格を入手できない場合、為替レートは、管理会社により、または管理会社が設定した手続に従い、誠実に決定される。

サブ・ファンドの純資産は、サブ・ファンドに帰属する資産からサブ・ファンドに帰属する負債を控除したものを意味し、ファンドの資産または負債を特定のサブ・ファンドに帰属するものとみなすことができない場合、かかる資産または負債は、ファンド全体の資産または負債に、またはすべての関係するサブ・ファンドの資産または負債に、その純資産価額に応じて比例的に配分されるものとする。負債は関係するサブ・ファンドのみを拘束するが、例外的な状況において、管理会社は、それが関係する受益者の利益となる場合、複数またはすべてのサブ・ファンドを拘束する連帯債務を引き受けすることができる。

純資産価額の計算は、管理会社または管理会社によりかかる計算のために任命された機関（以下「受任者」という。）により、一般会計原則に従い行われる。不誠実、過失または明白な誤りがない限り、純資産価額の計算において管理会社または受任者により行われた決定は最終的であり、ファンドおよび現在、過去または未来の受益者を拘束する。管理会社は、上記の評価方法が異常な状況または特別の事由により不可能または不適切と思われる場合は、その他の適切な評価原則を適用する権限を有

する。

(口) 純資産価格の決定の停止

管理会社は、以下に掲げる場合において、サブ・ファンドの受益証券の純資産価格の決定、かかる受益証券の発行、転換および買戻しを一時的に停止することができる。(a)サブ・ファンドに関するファンドの投資対象の相当な部分の価格が提示され、かつ、かかる投資対象の主要な市場または証券取引所が閉場している(通常の祝日または通常の週末の閉場以外の)期間(ただし、かかる証券取引所または市場の閉場がそこで価格が提示されている投資対象の評価に影響するものに限る。)、またはかかる市場または証券取引所における取引が大幅に制限されまたは停止されている期間(ただし、かかる証券取引所または市場の閉場がそこで価格が提示されている当該サブ・ファンドの投資対象の評価に影響するものに限る。)、(b)緊急事態であって、その結果、サブ・ファンドの投資対象のうちサブ・ファンドの相当な部分を占める投資対象の処分が現実的に実行不能でありまたは受益者に重大な不利益をもたらすと予想される緊急事態が存在する期間、(c)サブ・ファンドの投資対象の価格、または市場もしくは証券取引所における時価を決定するために通常使用される通信手段が機能停止している期間、(d)いずれかの理由によりサブ・ファンドの投資対象の価格が迅速にまたは正確に確認できないとき、および(e)サブ・ファンドの投資対象の換金またはかかる投資対象に対する支払に関わる資金の送金が管理会社の見解において通常の為替レートで実行不可能な期間。

いずれか一つのサブ・ファンドの純資産価額の決定の停止は、当該事由による影響を受けない他のサブ・ファンドの停止を意味しない。

自らの受益証券の転換または買戻しを請求している受益者または受益証券に対する申込みを行っている受益者は、受益証券の申込み、転換、または買戻しを請求する権利のかかる停止につき、書面で通知を受け、かかる停止の終了があればその旨の通知を迅速に受ける。かかる停止は、管理会社の見解において当該停止が1週間を超えそうな場合には、受益証券の価格が通常公表される新聞にて公表される。

各販売会社は、サブ・ファンドの受益証券の販売を停止または終了し、あらゆる申込みの受諾を拒否する権利を保持している。管理会社が純資産価額の決定を停止している期間中は、通常、販売は停止される。

(2) 【保管】

ファンド証券の券面または確認書は、受益者の責任において保管される。日本において投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、日本における販売会社を名義人とする確認書を、日本における販売会社に交付する。受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券についての取引残高報告書が定期的に交付される。

(3) 【信託期間】(存続期間)

ファンドおよびサブ・ファンドの存続期間は、無期限である。

(4) 【計算期間】

ファンドおよびサブ・ファンドの決算日は、毎年9月末日である。

(5) 【その他】

(イ) ファンドおよびサブ・ファンドの解散等

ファンドおよびサブ・ファンドは、存続期間を無期限として設定されている。受益者、その相続人およびその他の実質所有者はファンドまたはサブ・ファンドの解散または分割を請求することができない。ファンドは、管理会社および保管受託銀行の相互の合意により、いつでも解散されうる。ファンドの解散の通知は、「メモリアル・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」（以下「メモリアル紙」という。）および2つの新聞（うち1つはルクセンブルグの新聞）に公告される。ファンドの受益証券は、管理会社および保管受託銀行のかかる決定の日の後は発行することができない。受益証券の買戻しは、受益者間の平等取扱いが確保できる状況においては、継続される。管理会社は、ファンドの資産を、受益者の最良の利益に適うように換価し、かつ保管受託銀行は、受益証券の各クラスに対応する清算手取金を、清算費用および支出を控除した上、各クラスの権利の比率に応じて、各クラスの受益証券の保有者に対して、管理会社の指示に従い、分配する。

清算終了までに権利のある者に分配することのできなかつた清算手取金は、適用ある時効期間が満了するまでの間、ルクセンブルグの供託機関に預託される。

管理会社は、同様に、ファンドを終了させることなくサブ・ファンドを解散することを決定できる。その場合、管理会社は、かかるサブ・ファンドの各クラスの受益証券の保有者に対して、そのサブ・ファンドの各クラスの受益証券の純資産価格全額を払い戻す。かかるサブ・ファンドを解散する決定は、当該サブ・ファンドの受益者に書面により通知され、また、当該サブ・ファンドのファンド証券がルクセンブルグ証券取引所に上場されている場合には、ルクセンブルグの新聞において公告される。払戻手取金は、権利を有する全受益者による回収のために6か月間保管受託銀行に預託され、その後ルクセンブルグの供託機関に預託される。

管理会社の決定により、二またはそれ以上のサブ・ファンドが統合し、対応する単一または複数の受益証券のクラスが対応する他のサブ・ファンドの単一または複数のクラスの受益証券に転換される。かかる場合、異なる受益証券クラスの権利は、それぞれの純資産価格の比率により決定される。かかる合併の通知は、投資家が、統合後のサブ・ファンドに参加することを欲しない場合に買戻請求をすることを可能とするため、少なくともその1か月前になされることを要する。

(ロ) 約款の修正

ファンドは、約款に従い管理会社により管理される。ファンドの約款は、平成18年8月29日付（改訂済）であり、商業および法人登記所への提出の通知は、平成18年9月15日にメモリアル紙にて公告された。約款は、随時、管理会社が必要とみなす目的のためにこれを修正することができる。約款は商業および法人登記所に保管され、同所にてこれを縦覧し、写しを入手することができる。約款に対する修正は、すべて、当該文書の商業および法人登記所への提出を参照する方法でメモリアル紙に公告される。修正は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に預託された旨の記載がルクセンブルグのメモリアル紙に公告された日または当該変更約款に記載されたその他の日に発効する。

(ハ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一方の当事者が他方当事者に90日前に書面で通知を行うことにより終了することができる。ただし、不可抗力の場合を除き、後任の保管受託銀行が退任する保管受託銀行に代わり有効に任命されることを条件とする。

投資運用契約

投資運用契約は、90日間の事前の書面による通知により、一方の当事者により解除されない限り、ファンドの設定日（平成18年10月16日）から30年間有効である。

投資運用契約が何らかの理由により解除された場合、ファンドは、投資運用会社の請求があれば、その名称を直ちに「フィデリティ」または投資運用会社と関連する名称を含まない名称に変更するものとする。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

業務契約

業務契約は、一方の当事者による90日間の事前の書面による通知により解除することができる。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

登録・名義書換事務、所在地事務および管理事務代行契約

登録・名義書換事務、所在地事務および管理事務代行契約は、一方の当事者によって他方当事者に交付される90日前の書面による通知をもっていずれの当事者によってもいつでも解約されるものとする。同契約は、当事者間の合意の書面によってのみ変更することができる。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、他の契約当事者に対し、3か月前の書面による終了通知がなされるまで有効とする。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈され、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、他方当事者に対する書面による通知後3か月で終了する。

同契約は、バーミュダの法律に準拠し、同法により解釈され、同法に基づき変更することができる。

2【開示制度の概要】

A．ルクセンブルグにおける開示

(イ) C S S F に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、C S S F への登録およびその承認が要求される。いずれの場合でも、目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をC S S F に提出しなければならない。

さらに、前記「第1 ファンドの追加情報 3 監督官庁の概要 (二)財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、独立の監査人により監査され、C S S F により承認されなければならない。ファンドの独立監査人は、プライスウォーターハウスクーパーズ (PricewaterhouseCoopers S. à .r.l) のルクセンブルグ事務所である。さらに、ファンドは、金融庁の1997年6月13日付通達97 / 136 (金融庁の通達08 / 348により改正済) に基づき、C S S F に対して、月次報告書を提出することを要求されている。

(ロ) 受益者に対する開示

受益者は、監査済の年次報告書および未監査の半期報告書を、管理会社および保管受託銀行の事務所において無料で入手できる。かかる年次報告書の写しは受益者の登録住所宛で受益者に送付される。半期報告書は、請求することにより、管理会社、総販売会社および日本における代行協会員より入手可能である。

ファンドの各サブ・ファンドまたは管理会社に関して公表されるべきその他のあらゆる財務情報 (受益証券の日々の純資産価格およびその価格決定の停止を含む。) については、受益者は、管理会社および保管受託銀行の事務所において無料で入手可能である。

あらゆる通知は、登録された受益者宛に郵送され、必要な場合は、ルクセンブルグのいずれかの新聞、メモリアル紙および / または国において管理会社が随時決定する一般新聞において公告される。

B．日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において一億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書にサブ・ファンドの約款等を添付して、日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券届出書や有価証券報告書の開示書類に関する電子開示システム (E D I N E T) において閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書 (以下「交付目論見書」という。) を投資者に交付する。また、投資者から請求が

あった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（以下「請求目論見書」という。）を交付する。管理会社は、財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出する。受益者およびその他希望する者は、かかる書類を財務省関東財務局の閲覧室またはE D I N E Tにおいて閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(口) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

毎決算後、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、組入有価証券の明細などを記載したファンドの運用報告書が作成され、日本の知れている受益者に交付される。

3【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければならない。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、管理会社に対し直接受益権を行使することができない。これらの日本の受益者は、販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(イ) 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

(ロ) 買戻請求権

受益者は、いつでも、受益証券の買戻しを管理会社に請求することができる。

(ハ) 残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散される場合、受益者は、管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(イ) 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

(ロ) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 中野春芽

同 橋本雅行

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は以下の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成22年1月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝89.77円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【2009年9月30日終了年度】

【貸借対照表】

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ

純資産計算書

2009年9月30日現在

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ -
米ドル・マンスリー・インカム

	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券時価評価額	189,676,994	17,027,304
銀行預金	11,151,479	1,001,068
投資有価証券売却未収金	1,346,712	120,894
受益証券発行未収金	4,636,892	416,254
未収利息	3,147,139	282,519
為替先渡契約未実現利益	67,233	6,036
資産合計	210,026,449	18,854,074
負債		
投資有価証券購入未払金	2,100,988	188,606
未払費用	313,372	28,131
先物未実現損失	3,402	305
為替先渡契約未実現損失	58,973	5,294
その他の未払金	996	89
負債合計	2,477,731	222,426
純資産 2009年9月30日現在	207,548,718	18,631,648
純資産 2008年9月30日現在	153,332,828	13,764,688
純資産 2007年9月30日現在	133,121,142	11,950,285
受益証券発行残高、2009年9月30日現在		
- クラスA 受益証券 (ファンド通貨)	4,410,530口	
- クラスB 受益証券 (ファンド通貨)	15,548,790口	
受益証券1口当たり純資産価格、2009年9月30日現在		
- クラスA 受益証券 (ファンド通貨)	10.40米ドル	934円
- クラスB 受益証券 (ファンド通貨)	10.40米ドル	934円
受益証券1口当たり純資産価格、2008年9月30日現在		
- クラスA 受益証券 (ファンド通貨)	9.60米ドル	862円
- クラスB 受益証券 (ファンド通貨)	9.60米ドル	862円
受益証券1口当たり純資産価格、2007年9月30日現在		
- クラスA 受益証券 (ファンド通貨)	10.17米ドル	913円
- クラスB 受益証券 (ファンド通貨)	10.16米ドル	912円

添付の財務書類に対する注記は、当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用および純資産変動計算書

2009年9月30日に終了した年度

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ -
米ドル・マンスリー・インカム

	(米ドル)	(千円)
投資収益		
受取利息	9,737,668	874,150
純収益	9,737,668	874,150
費用		
投資運用報酬	1,594,744	143,160
管理事務費用	318,951	28,632
保管取引報酬	52,219	4,688
保護預かり手数料	46,374	4,163
法務および監査報酬	176,334	15,830
販売報酬	652,173	58,546
国税	82,929	7,445
日本代行協会員報酬	31,892	2,863
その他の費用	8,524	765
費用合計	2,964,140	266,091
純投資(損)益	6,773,528	608,060
投資取引に係る実現純(損)益	(3,384,134)	(303,794)
外貨に係る実現純(損)益	(134,711)	(12,093)
先物に係る実現純(損)益	(11,679)	(1,048)
為替先渡契約に係る実現純(損)益	46,546	4,178
投資未実現評価(損)益の純変動	19,308,268	1,733,303
外貨未実現評価(損)益の純変動	26,688	2,396
先物未実現評価(損)益の純変動	(3,402)	(305)
為替先渡契約未実現評価(損)益の純変動	(1,549)	(139)
運用実績	22,619,555	2,030,557
受益者への分配金	(6,500,549)	(583,554)
資本取引		
受益証券発行手取金	55,693,842	4,999,636
受益証券買戻支払額	(17,596,958)	(1,579,679)
資本取引による増(減)	38,096,884	3,419,957
純増(減)額	54,215,890	4,866,960
純資産		
期首現在	153,332,828	13,764,688
期末現在	207,548,718	18,631,648
クラスA受益証券：発行済受益証券数		(口)
発行済受益証券数 - 期首		2,694,000
発行済受益証券数		1,953,970
買戻受益証券数		(237,440)
受益証券の純増(減)		1,716,530
発行済受益証券数 - 期末		4,410,530
クラスB受益証券：発行済受益証券数		(口)
発行済受益証券数 - 期首		13,275,750
発行済受益証券数		3,888,480
買戻受益証券数		(1,615,440)
受益証券の純増(減)		2,273,040
発行済受益証券数 - 期末		15,548,790

添付の財務書類に対する注記は、当財務書類の一部である。

フィデリティ ・ グローバル ・ ボンド ・ シリーズ

財務書類に対する注記

2009年9月30日

1. 一般事項

ファンドは、非法人形態の証券共有持分としてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたミューチュアル ・ インベストメント ・ ファンド (Fonds Commun de Placement) である。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立され、ルクセンブルグに登記上の事務所を有している F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (「 管理会社 」) によって、共同所有者 (「 受益者 」) の利益のために管理運用されている。ファンドは、ルクセンブルグの2002年12月20日の投資信託に関する法律のパート に基づき登録されている。

本書におけるファンドへの言及は、文脈上適切な場合、ファンドのために行為する管理会社を意味するものとする。

2009年9月30日現在、ファンドは一つのサブ ・ ファンド、すなわちフィデリティ ・ グローバル ・ ボンド ・ シリーズ - ミドル ・ マンスリー ・ インカム (「 サブ ・ ファンド 」) から構成されていた。

2. 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する法令上の要件に準拠して作成されている。

有価証券評価 - 証券取引所で取引される有価証券への投資は、かかる証券が取引されている主要な証券取引所において評価が行われる時点で入手可能な直近の価格で評価されるものとする。店頭市場で取扱われる有価証券も、同様に評価される。規制された証券取引所で取引されない短期債務譲渡可能証券および短期金融商品の評価は、償却原価法により決定される。この方法に従って、償却原価は、原初原価で証券を評価し、その後満期まで定率で額面価額に対してディスカウントを付加する (またはプレミアムを償却する) ことによって算定される。その他の資産はすべて、管理会社の取締役が適切と判断する方法で評価される。サブ ・ ファンドの投資明細表に明記される場合を除き、ファンドが保有するものはすべて、公認の証券取引所またはその他の規制ある市場で値が付けられるものである。

公正価額調整方針 - 公正価額調整は、マーケット ・ タイミング取引に対してファンドの受益者の利益を保護するために行われる場合がある。したがって、サブ ・ ファンドが評価される時に取引が閉鎖されている市場にサブ ・ ファンドが投資する場合、取締役は、市場が不安定な期間中、有価証券評価に基づく上記規定から逸脱して、評価時点のサブ ・ ファンドの投資有価証券の公正価額をより正確に反映するための調整を特定ポートフォリオに含まれる証券について行うことができる。2009年9月30日現在、サブ ・ ファンドは公正価額調整を行っていない。

銀行預金 - 銀行預金はすべて、額面価額で計上されている。

投資有価証券取引 - 投資有価証券取引は、有価証券を購入もしくは売却した日に会計処理される。有価証券の売却原価の計算は、平均原価に基づいて行われる。

為替先渡契約 - 為替先渡契約は、クロージングの日付現在の実勢為替先渡レートに基づき評価され、満期までの残存期間に適用される。為替先渡契約による未実現損益は、純資産計算書および投資明細表に含まれている。

外国為替 - ファンドの指定通貨は米ドルである。2009年9月30日現在の資産および負債は、当該日の実勢為替レートで換算されている。管理会社の取締役により各サブ ・ ファンドの指定通貨が決定される。当期中の外貨建取引はすべて、取引日の実勢為替レートでサブ ・ ファンドの指定通貨に換算される。

ファンド受益証券取引 - サブ ・ ファンドの受益証券1口当たりの発行価格および買戻価格は、取引日の受益証券1口当たり純資産価格である。

創立費 - ファンドの創立費は、設定から5年以内の期間にわたりファンドの資産に請求される。

収益 - 利息は、発生基準で会計処理される。

3. 管理会社またはその関連会社との取引

管理会社ならびにその株式保有会社である F I L (ルクセンブルグ) エス ・ エイおよび F I L ・ リミテッドは、ファンドに対して管理事務サービス、評価、記録保持または投資運用等の一定のサービスを提供している。

投資運用会社により提供される業務に関して、管理会社は、サブ ・ ファンドの通貨で日々計算され発生する運用報酬を、ファンドの資産から投資運用会社に対して支払う。サブ ・ ファンドの純資産額の1.00%の現在適用されている年間運用報酬に加えて、0.02%の代行協会員報酬が適用されている。

クラス B 受益証券には、当該クラスの純資産価額の1.00%を上限とする年間販売報酬が課せられる。当該報酬は日々発生し、総販売会社に対して毎月支払われる。2009年9月30日に終了した年度に、販売報酬合計額は652,173米ドルであった。

4. 税金

ファンドは、利益もしくは実現 ・ 未実現キャピタル ・ ゲインに対していかなるルクセンブルグの税金も、またはいかなるルクセンブルグの源泉徴収税も課せられない。サブ ・ ファンドは、各歴四半期の最終日のサブ ・ ファンドの純資産に対し四半期毎

に計算され支払われる、その純資産の0.05%の年次税を課せられる。

キャピタル・ゲインおよび利息に関して、それらの発生国で源泉徴収されることがあり、かかる税金はファンドや受益者によって回収不能である。

5. 投資変動明細表

当期中に発生した各投資対象の購入合計額および売却合計額を詳述する一覧表は、管理会社の登記上の事務所またはファンドの販売会社として登録されている会社から無料で入手可能である。

6. 分配金支払

2009年9月30日に終了した年度中に、以下の分配金支払が行われた。

サブ・ファンド名	通貨	1口当たり分配金	分配落日
フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム			
クラスA 受益証券	米ドル	0.0358	2008年10月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0317	2008年10月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0345	2008年11月3日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0307	2008年11月3日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0357	2008年12月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0322	2008年12月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0340	2009年1月2日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0297	2009年1月2日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0311	2009年2月2日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0274	2009年2月2日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0323	2009年3月2日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0288	2009年3月2日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0290	2009年4月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0255	2009年4月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0305	2009年5月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0272	2009年5月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0384	2009年6月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0345	2009年6月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0351	2009年7月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0322	2009年7月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0363	2009年8月3日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0334	2009年8月3日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0400	2009年9月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0380	2009年9月1日

7. 為替レート

2009年9月30日現在の資産および負債の米ドル (USD) への換算に用いられた為替レートは、以下のとおりであった。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
カナダ・ドル (CAD)	1.07195	日本円 (JPY)	89.495
コロンビア・ペソ (COP)	1,925.75	メキシコ・ペソ (MXN)	13.4825
エジプト・ポンド (EGP)	5.502	英ポンド (GBP)	0.624863
ユーロ (EUR)	0.683667	ロシア・ルーブル (RUB)	30.0305

8. 後発事象

2009年9月30日に終了した年度後に、以下の分配金支払が行われた。

サブ・ファンド名	通貨	1口当たり分配金	分配落日
フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム			
クラスA 受益証券	米ドル	0.0441	2009年10月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0399	2009年10月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0344	2009年11月2日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0301	2009年11月2日

【投資有価証券明細表等】

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ

投資明細表

2009年9月30日現在

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
公認の証券取引所またはその他の規制ある市場で取引される証券					
US Treasury 3.00% 31/08/2016	US	USD	4,590,000	4,620,122	2.23
US Treasury 1.00% 30/09/2011	US	USD	4,343,000	4,345,714	2.09
Argentina 7.00% 28/03/2011	AR	USD	4,510,000	4,085,158	1.97
Fannie Mae 3.25% 12/08/2010	US	USD	3,306,000	3,386,336	1.63
US Treasury 0.875% 28/02/2011	US	USD	3,100,000	3,111,746	1.50
US Treasury 2.75% 28/02/2013	US	USD	2,857,000	2,966,370	1.43
US Treasury 6.25% 15/08/2023	US	USD	2,295,000	2,879,687	1.39
US Treasury 2.875% 31/01/2013	US	USD	2,580,000	2,690,456	1.30
Germany 3.50% 04/07/2019	DE	EUR	1,660,000	2,484,766	1.20
US Treasury 3.125% 30/09/2013	US	USD	1,930,000	2,022,881	0.97
US Treasury 1.875% 15/06/2012	US	USD	1,973,000	2,003,212	0.97
Development Bank Japan 2.30% 19/03/2026	JP	JPY	170,000,000	1,965,652	0.95
US Treasury 4.25% 15/05/2039	US	USD	1,842,000	1,907,621	0.92
US Treasury 5.125% 15/05/2016	US	USD	1,639,000	1,870,637	0.90
France 3.75% 25/10/2019	FR	EUR	1,225,000	1,822,447	0.88
Germany 3.00% 12/03/2010	DE	EUR	1,200,000	1,774,284	0.85
Germany 4.75% 04/07/2040	DE	EUR	1,040,000	1,736,444	0.84
Canada 4.00% 01/06/2016	CA	CAD	1,700,000	1,697,177	0.82
UK Treasury 3.75% 07/09/2019	GB	GBP	1,045,000	1,681,341	0.81
Fannie Mae 5.125% 15/04/2011	US	USD	1,576,000	1,679,386	0.81
Freddie Mac 5.125% 17/11/2017	US	USD	1,510,000	1,672,325	0.81
Canada 3.75% 01/09/2011	CA	CAD	1,650,000	1,611,165	0.78
Sprint Capital 6.90% 01/05/2019	US	USD	1,635,000	1,475,588	0.71
European Investment Bank 1.40% 20/06/2017	99	JPY	125,000,000	1,423,962	0.69
Venezuela 1.505% FRN 20/04/2011 Reg S	VE	USD	1,595,000	1,406,790	0.68
Russia 7.50% 31/03/2030 Reg S	RU	USD	1,287,800	1,405,505	0.68
US Treasury 1.375% 15/05/2012	US	USD	1,343,000	1,347,302	0.65
Citibank 1.875% 07/05/2012	US	USD	1,250,000	1,256,975	0.61
US Treasury 2.625% 30/06/2014	US	USD	1,200,000	1,221,562	0.59
Time Warner Cable 8.25% 01/04/2019	US	USD	1,000,000	1,214,414	0.59
UK Treasury 5.75% 07/12/2009	GB	GBP	750,000	1,211,845	0.58
Argentina 7.00% 12/09/2013	AR	USD	1,450,000	1,126,400	0.54
MGM Mirage 13.00% 15/11/2013 144A	US	USD	900,000	1,037,250	0.50
US Treasury 1.25% 30/11/2010	US	USD	1,000,000	1,008,984	0.49
US Treasury 2.625% 30/04/2016	US	USD	1,008,000	995,636	0.48
US Treasury 1.375% 15/09/2012	US	USD	995,000	993,134	0.48
US Treasury 2.25% 31/05/2014	US	USD	974,000	977,044	0.47
Global Village Telecom 12.00% 30/06/2011 144A	US	USD	936,000	964,080	0.46
Energy Future Holdings 10.875% 01/11/2017	US	USD	1,240,000	942,400	0.45
HCA 8.75% 01/09/2010	US	USD	910,000	923,650	0.45

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
Canada 5.00% 01/06/2037	CA	CAD	800,000	893,325	0.43
US Treasury 8.75% 15/05/2020	US	USD	584,000	854,419	0.41
Intelsat Jackson Holdings 9.50% 15/06/2016	BM	USD	790,000	829,500	0.40
Italy 5.00% 01/09/2040	IT	EUR	550,000	827,461	0.40
Cengage Learn Acquisitions 10.50% 15/01/2015 Reg S	US	USD	855,000	812,250	0.39
Canada 3.00% 01/06/2014	CA	CAD	850,000	811,193	0.39
Calpine Construction Finance 8.00% 01/06/2016 144A	US	USD	790,000	801,850	0.39
Ford Motor Credit 7.375% 28/10/2009	US	USD	770,000	770,000	0.37
CSFB (EXIM Ukraine) 7.65% 07/09/2011	GB	USD	835,000	744,486	0.36
US Treasury 4.375% 15/08/2012	US	USD	682,000	739,917	0.36
US Treasury 1.875% 15/07/2019	US	USD	703,000	723,870	0.35
Charter Comm. 10.00% 30/04/2012 144A (Defaulted)	US	USD	700,000	714,000	0.34
Federal Home Loan Banks 3.625% 18/10/2013	US	USD	670,000	707,018	0.34
Charter Comm. 10.375% 30/04/2014 144A (Defaulted)	US	USD	685,000	700,412	0.34
Williams Companies 7.625% 15/07/2019	US	USD	645,000	697,231	0.34
Freescale Semiconductor 10.125% 15/12/2016	US	USD	1,025,000	695,770	0.34
Nextel Communications 7.375% 01/08/2015	US	USD	700,000	633,500	0.31
Intelsat Jackson Holdings 11.25% 15/06/2016	BM	USD	590,000	631,300	0.30
Intergas Finance 6.875% 04/11/2011 Reg S	NL	USD	630,000	623,700	0.30
HCA 9.25% 15/11/2016	US	USD	590,000	610,650	0.29
Petroleos Venezuela 5.375% 12/04/2027	VE	USD	1,250,000	599,375	0.29
TMK Capital (OAO TMK) 10.00% 29/07/2011	LU	USD	600,000	598,770	0.29
Japan Finance for Municipal Ent. 2.00% 09/05/2016	JP	JPY	50,000,000	595,089	0.29
Verizon Wireless Capital 8.50% 15/11/2018 144A	US	USD	475,000	593,856	0.29
US Treasury 2.50% 15/01/2029	US	USD	550,000	589,230	0.28
Ford Motor Credit 8.00% 15/12/2016	US	USD	625,000	582,141	0.28
RITE AID 7.50% 01/03/2017	US	USD	645,000	572,438	0.28
US Treasury 2.50% 31/03/2013	US	USD	556,000	572,159	0.28
RITE AID 10.375% 15/07/2016	US	USD	575,000	570,688	0.27
Vitro 8.625% 01/02/2012 (Defaulted)	MX	USD	1,225,000	569,903	0.27
Intergen 9.00% 30/06/2017 Reg S	NL	USD	550,000	563,750	0.27
European Investment Bank 1.25% 20/09/2012	99	JPY	49,200,000	562,726	0.27
Toys "R" Us 7.875% 15/04/2013	US	USD	580,000	553,900	0.27
US Treasury 4.75% 15/08/2017	US	USD	494,000	550,964	0.27
DaVita 6.625% 15/03/2013	US	USD	550,000	544,500	0.26
Kabel Deutschland 10.625% 01/07/2014	DE	USD	520,000	543,400	0.26
Avaya 10.125% 01/11/2015 144A	US	USD	745,000	539,442	0.26
US Treasury 4.00% 15/08/2018	US	USD	500,000	528,359	0.25
Italy 3.50% 01/06/2014	IT	EUR	350,000	526,047	0.25
TNK-BP Finance 7.50% 13/03/2013 144A	LU	USD	515,000	520,408	0.25
US Treasury 3.625% 15/08/2019	US	USD	500,000	513,750	0.25
Freddie Mac 3.00% 28/07/2014	US	USD	500,000	509,655	0.25
Hellenic Republic 5.50% 20/08/2014	GR	EUR	315,000	503,801	0.24
Digicel Group 8.875% 15/01/2015 Reg S	BM	USD	540,000	499,500	0.24
Federal Home Loan Bank 1.625% 26/09/2012	US	USD	500,000	498,900	0.24
Freescale Semiconductor 8.875% 15/12/2014	US	USD	640,000	494,400	0.24
Universal City Florida 8.375% 01/05/2010	US	USD	500,000	490,000	0.24

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Servicemaster Company 10.75% 15/07/2015 144A	US	USD	510,000	484,500	0.23
US Treasury 7.50% 15/11/2016	US	USD	375,000	483,809	0.23
Six Flags Operations 12.25% 15/07/2016 144A	US	USD	530,000	479,650	0.23
US Treasury 4.375% 15/02/2038	US	USD	450,000	474,750	0.23
Venezuela 13.625% 15/08/2018	VE	USD	460,000	471,500	0.23
Edison Mission Energy 7.20% 15/05/2019	US	USD	587,000	471,068	0.23
Rabobank Nederland 1.05% 22/01/2010 EMTN	NL	JPY	42,000,000	469,521	0.23
Brazil 8.25% 20/01/2034	BR	USD	355,000	468,075	0.23
Colombia 7.375% 18/09/2037	CO	USD	410,000	462,275	0.22
Tenet Healthcare 8.875% 01/07/2019 144A	US	USD	435,000	457,838	0.22
Petrohawk Energy 9.125% 15/07/2013	US	USD	445,000	453,900	0.22
Tenneco 8.625% 15/11/2014	US	USD	485,000	453,475	0.22
Citi (Indonesia Loan 1995) SLP 1.25% 14/12/2019 *	ID	USD	527,725	443,289	0.21
Ford Motor Credit 12.00% 15/05/2015	US	USD	395,000	438,450	0.21
Germany 4.25% 04/07/2014	DE	EUR	275,000	435,620	0.21
Venezuela 10.75% 19/09/2013	VE	USD	440,000	434,500	0.21
Universal City Development 11.75% 01/04/2010	US	USD	425,000	425,000	0.20
Toys R US Property I 10.75% 15/07/2017 144A	US	USD	395,000	424,625	0.20
Education Management 8.75% 01/06/2014	US	USD	400,000	424,000	0.20
Ameristar Casinos 9.25% 01/06/2014 144A	US	USD	405,000	421,200	0.20
Georgia-Pacific 7.125% 15/01/2017 Reg S	US	USD	430,000	419,250	0.20
DISH DBS 6.625% 01/10/2014	US	USD	425,000	414,375	0.20
Chesapeake Energy 6.50% 15/08/2017	US	USD	450,000	411,750	0.20
First Data 9.875% 24/09/2015	US	USD	435,000	402,375	0.19
AES 7.75% 01/03/2014	US	USD	400,000	402,000	0.19
GMAC 8.00% 01/11/2031 Reg S	US	USD	491,000	400,165	0.19
NII Capital 10.00% 15/08/2016 144A	US	USD	385,000	398,475	0.19
Georgia Gulf 9.50% 15/10/2014	US	USD	315,000	393,898	0.19
CIT Group 5.00% 01/02/2015	US	USD	625,000	390,625	0.19
Apria Healthcare Group 11.25% 01/11/2014 144A	US	USD	360,000	388,800	0.19
GMAC 6.625% 15/05/2012 144A	US	USD	420,000	388,500	0.19
Airgas 7.125% 01/10/2018 144A	US	USD	375,000	386,250	0.19
Freescale Semiconductor 9.125% 15/12/2014	US	USD	577,155	385,626	0.19
Charter Comm. 8.75% 15/11/2013 (Defaulted)	US	USD	375,000	385,312	0.19
US Treasury 6.375% 15/08/2027	US	USD	293,000	381,335	0.18
Graphic Packaging Intl 9.50% 15/06/2017 144A	US	USD	355,000	375,412	0.18
Bank of America 7.40% 15/01/2011	US	USD	355,000	373,053	0.18
ARAMARK 8.50% 01/02/2015	US	USD	370,000	372,775	0.18
Uruguay 7.625% 21/03/2036	UY	USD	350,000	370,650	0.18
Wind Acquisition Finance 11.75% 15/07/2017 144A	LU	USD	325,000	365,625	0.18
Intergas Finance 6.375% 14/05/2017 Reg S	NL	USD	400,000	364,000	0.18
Nortek 10.00% 01/12/2013	US	USD	355,000	362,100	0.17
Icahn Enterprises 7.125% 15/02/2013	US	USD	375,000	361,875	0.17
Teck Resources 10.75% 15/05/2019	CA	USD	310,000	361,150	0.17
El Salvador 7.75% 24/01/2023 Reg S	SV	USD	330,000	355,245	0.17

* 取締役により価格が決定された証券

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
Perusahaan Penerbit 8.80% 23/04/2014 144A	ID	USD	310,000	354,756	0.17
Owens-Brockway Glass Container 7.375% 15/05/2016	US	USD	345,000	353,625	0.17
Tenet Healthcare 10.00% 01/05/2018 144A	US	USD	315,000	348,075	0.17
Sally Holdings 9.25% 15/11/2014	US	USD	330,000	342,375	0.16
Biomet 11.625% 15/10/2017	US	USD	315,000	341,775	0.16
Staples 9.75% 15/01/2014	US	USD	284,000	341,008	0.16
Nielsen Finance 10.00% 01/08/2014	US	USD	335,000	340,444	0.16
NRG Energy 7.375% 01/02/2016	US	USD	350,000	339,500	0.16
Fannie Mae 5.375% 12/06/2017	US	USD	300,000	339,156	0.16
Berry Plastics 8.875% 15/09/2014	US	USD	355,000	336,362	0.16
US Treasury 4.75% 15/02/2037	US	USD	300,000	335,156	0.16
Altria Group 9.25% 06/08/2019	US	USD	270,000	334,715	0.16
Mobile Telesystems Finance 8.00% 28/01/2012 144A	LU	USD	320,000	333,776	0.16
US Treasury 4.625% 15/11/2016	US	USD	300,000	332,812	0.16
Sungard Data Systems 10.625% 15/05/2015 144A	US	USD	310,000	331,700	0.16
Allison Transmission 11.00% 01/11/2015 144A	US	USD	345,000	331,200	0.16
International Paper 9.375% 15/05/2019	US	USD	280,000	328,310	0.16
Freeport-McMoRan C & G 8.375% 01/04/2017	US	USD	305,000	326,731	0.16
Cablemas 9.375% 15/11/2015 Reg S	MX	USD	300,000	323,250	0.16
Ceridian 11.25% 15/11/2015	US	USD	355,000	318,612	0.15
Corrections Corporation of America 7.75% 01/06/2017	US	USD	310,000	318,525	0.15
Bio-Rad Laboratories 8.00% 15/09/2016 144A	US	USD	310,000	316,975	0.15
Evraz Group 8.875% 24/04/2013 144A	LU	USD	330,000	316,515	0.15
Digicel Group 12.00% 01/04/2014 144A	BM	USD	280,000	312,200	0.15
Matahari International 10.75% 07/08/2012	NL	USD	309,000	311,966	0.15
Hughes Network Systems 9.50% 15/04/2014	US	USD	305,000	308,050	0.15
Texas Competitive Electric 10.50% 01/11/2016	US	USD	475,000	307,494	0.15
CSC Holdings 8.625% 15/02/2019 144A	US	USD	290,000	307,400	0.15
Intelsat Jackson Holdings 11.50% 15/06/2016	BM	USD	293,000	306,918	0.15
US Treasury 1.875% 30/04/2014	US	USD	310,000	306,367	0.15
Qwest 8.375% 01/05/2016 144A	US	USD	295,000	304,588	0.15
Michaels Stores 10.00% 01/11/2014	US	USD	310,000	303,800	0.15
Williams Companies 8.125% 15/03/2012	US	USD	280,000	303,604	0.15
YPF 10.00% 02/11/2028	AR	USD	315,000	303,152	0.15
Ford Motor Credit 5.70% 15/01/2010	US	USD	300,000	300,251	0.14
Turkey 6.875% 17/03/2036	TR	USD	300,000	299,700	0.14
Teck Resources 10.25% 15/05/2016	CA	USD	265,000	298,788	0.14
MGM Mirage 7.625% 15/01/2017	US	USD	380,000	298,300	0.14
FTI Consulting 7.625% 15/06/2013	US	USD	300,000	297,750	0.14
Forest Oil 7.25% 15/06/2019	US	USD	315,000	295,312	0.14
TRW Automotive 7.25% 15/03/2017 144A	US	USD	330,000	290,400	0.14
Range Resources 6.375% 15/03/2015	US	USD	300,000	289,500	0.14
RITE AID 9.75% 12/06/2016 144A	US	USD	265,000	286,200	0.14
Virgin Media Finance 9.125% 15/08/2016	GB	USD	275,000	283,938	0.14
Indonesia 11.625% 04/03/2019 144A	ID	USD	200,000	281,000	0.14
Digicel Group 8.875% 15/01/2015 144A	BM	USD	300,000	277,500	0.13
MGM Mirage 11.125% 15/11/2017 144A	US	USD	250,000	274,375	0.13

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Vietnam 1.50% VRN 12/03/2016	VN	USD	310,870	273,873	0.13
Wendy's/Arby's Restaurants 10.00% 15/07/2016 144A	US	USD	260,000	273,650	0.13
Citigroup Funding 2.125% 12/07/2012	US	USD	270,000	272,294	0.13
Penske Auto Group 7.75% 15/12/2016	US	USD	295,000	272,138	0.13
Quicksilver Resources In 8.25% 01/08/2015	US	USD	275,000	268,125	0.13
Wynn Las Vegas 6.625% 01/12/2014	US	USD	280,000	266,700	0.13
GMAC 6.75% 01/12/2014 144A	US	USD	305,000	263,825	0.13
Venezuela 7.00% 31/03/2038 Reg S	VE	USD	440,000	263,120	0.13
Petroplus Finance 9.375% 15/09/2019 144A	BM	USD	265,000	261,025	0.13
VIP Finance (Vimpel) 8.375% 30/04/2013 144A	IE	USD	250,000	260,590	0.13
Kansas City Southern Railway 13.00% 15/12/2013	US	USD	225,000	259,875	0.13
Turkey 7.25% 05/03/2038	TR	USD	250,000	258,800	0.12
HCA 6.50% 15/02/2016	US	USD	290,000	257,375	0.12
MGM Mirage 10.375% 15/05/2014 144A	US	USD	240,000	256,800	0.12
GMAC 7.50% 31/12/2013 144A	US	USD	290,000	256,650	0.12
FMG Finance 10.625% 01/09/2016 144A	AU	USD	235,000	256,150	0.12
Ford Motor Credit 8.00% 01/06/2014	US	USD	265,000	254,212	0.12
Ipalco Enterprises 8.625% 14/11/2011	US	USD	245,000	251,125	0.12
International Bank for R&D 10.00% 05/04/2012	99	RUB	7,500,000	248,897	0.12
Dominican Republic 9.04% 23/01/2018 144A	DO	USD	240,455	248,871	0.12
Sprint Capital 8.375% 15/03/2012	US	USD	240,000	248,100	0.12
Mohegan Tribal Gaming Authority 6.125% 15/02/2013	US	USD	310,000	248,000	0.12
Turkey 7.375% 05/02/2025	TR	USD	230,000	246,686	0.12
Avis Budget Car Rental 7.625% 15/05/2014	US	USD	275,000	246,125	0.12
El Paso 7.25% 01/06/2018	US	USD	255,000	246,075	0.12
Burlington Coat Factory 11.125% 15/04/2014	US	USD	250,000	245,000	0.12
US Treasury 1.375% 15/07/2018	US	USD	247,000	244,195	0.12
Indonesia 8.50% 12/10/2035 144A	ID	USD	200,000	241,000	0.12
RSHB (Russian Agri Bank) 6.97% VRN 21/09/2016	LU	USD	250,000	240,000	0.12
UBS (Vimpel Communications) 8.375% 22/10/2011 Reg S	LU	USD	225,000	239,058	0.12
Spancion 11.25% 15/01/2016 144A (Defaulted)	US	USD	250,000	238,750	0.12
UK Treasury 2.25% 07/03/2014	GB	GBP	150,000	236,720	0.11
Goodyear Tire & Rubber 7.857% 15/08/2011	US	USD	230,000	235,750	0.11
Momentive Performance Materials 9.75% 01/12/2014	US	USD	305,000	235,612	0.11
Turkey 6.75% 03/04/2018	TR	USD	225,000	235,125	0.11
HCA 8.50% 15/04/2019 144A	US	USD	225,000	235,125	0.11
Biomet 10.00% 15/10/2017	US	USD	220,000	234,300	0.11
Atlas Pipeline 8.125% 15/12/2015	US	USD	300,000	234,000	0.11
Teck Resources 9.75% 15/05/2014	CA	USD	210,000	233,100	0.11
Mirant Americas Generation 8.50% 01/10/2021	US	USD	270,000	232,200	0.11
Plains Exploration & Production 7.625% 01/06/2018	US	USD	235,000	231,769	0.11
Severn Trent Utilities Finance 5.25% 11/03/2016 EMTN	GB	EUR	150,000	230,486	0.11
Penex Project FMT 6.625% 15/06/2035	US	USD	240,000	230,100	0.11
Serbia 3.75% 01/11/2024 144A	RS	USD	230,000	227,194	0.11
Venezuela 9.00% 07/05/2023 Reg S	VE	USD	295,000	224,908	0.11
Sensus Metering Systems 8.625% 15/12/2013	US	USD	220,000	224,400	0.11
Goodyear Tire & Rubber 9.00% 01/07/2015	US	USD	215,000	223,600	0.11

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Italy 4.25% 01/03/2020	IT	EUR	150,000	222,444	0.11
Imperial Tobacco Finance 8.375% 17/02/2016 EMTN	GB	EUR	130,000	222,205	0.11
CB Richard Ellis Services 11.625% 15/06/2017 144A	US	USD	205,000	221,400	0.11
CCH II Capital 10.25% 15/09/2010 B (Defaulted)	US	USD	200,000	221,000	0.11
EI Salvador 7.65% 15/06/2035 Reg S	SV	USD	220,000	220,000	0.11
Texas Competitive Electric 10.25% 01/11/2015	US	USD	295,000	219,775	0.11
VWR Funding 10.25% 15/07/2015	US	USD	245,000	219,505	0.11
Sistema Capital 8.875% 28/01/2011 Reg S	LU	USD	210,000	216,821	0.10
Mexico 8.30% 15/08/2031 MTN	MX	USD	170,000	216,104	0.10
Indonesia 6.625% 17/02/2037 144A	ID	USD	215,000	212,386	0.10
AMC Entertainment 8.75% 01/06/2019	US	USD	205,000	212,175	0.10
Regal Cinemas 8.625% 15/07/2019 144A	US	USD	205,000	211,150	0.10
FMG Finance 10.00% 01/09/2013 144A	AU	USD	200,000	211,000	0.10
Halyk Savings Bank 8.125% 07/10/2009 Reg S	KZ	USD	210,000	209,884	0.10
Nextel Communications 6.875% 31/10/2013	US	USD	225,000	209,250	0.10
Allied Waste North America 6.375% 15/04/2011	US	USD	200,000	208,000	0.10
National Power 6.875% 02/11/2016 144A	PH	USD	200,000	207,000	0.10
GameStop Holdings 8.00% 01/10/2012	US	USD	200,000	206,500	0.10
Affinion Group 10.125% 15/10/2013	US	USD	200,000	206,000	0.10
IASIS Healthcare 8.75% 15/06/2014	US	USD	205,000	204,488	0.10
Mirant Americas Generation 8.30% 01/05/2011	US	USD	200,000	204,000	0.10
Southwestern Energy 7.50% 01/02/2018	US	USD	200,000	203,000	0.10
Levi Strauss 8.875% 01/04/2016	US	USD	200,000	202,000	0.10
Starwood Hotels & Resort 7.875% 15/10/2014	US	USD	195,000	201,338	0.10
Venezuela 8.50% 08/10/2014	VE	USD	225,000	200,250	0.10
US Treasury 4.625% 31/07/2012	US	USD	180,000	196,481	0.09
Ventas Realty 6.50% 01/06/2016	US	USD	200,000	194,000	0.09
Argentina 8.28% 31/12/2033	AR	USD	288,230	192,682	0.09
Tenet Healthcare 9.875% 01/07/2014	US	USD	190,000	191,900	0.09
Chesapeake Energy 6.625% 15/01/2016	US	USD	200,000	191,500	0.09
Senior Housing Property Trust 7.875% 15/04/2015	US	USD	200,000	190,000	0.09
Charter Comm. 10.875% 15/09/2014 144A (Defaulted)	US	USD	175,000	189,875	0.09
GMAC 6.00% 15/12/2011 144A	US	USD	200,000	189,000	0.09
US Treasury 4.50% 15/08/2039	US	USD	175,000	188,863	0.09
Iraq 5.80% 15/01/2028 Reg S	IQ	USD	250,000	188,250	0.09
Gabonese Republic 8.20% 12/12/2017 144A	GA	USD	180,000	187,011	0.09
Seneca Gaming 7.25% 01/05/2012	US	USD	200,000	186,500	0.09
RRI Energy 6.75% 15/12/2014	US	USD	181,000	185,978	0.09
Targa Resources 8.50% 01/11/2013	US	USD	200,000	185,000	0.09
Sprint Capital 8.75% 15/03/2032	US	USD	195,000	184,275	0.09
Mexico 5.625% 15/01/2017	MX	USD	176,000	183,603	0.09
Apria Healthcare Group 12.375% 01/11/2014 144A	US	USD	170,000	183,600	0.09
GMAC 8.00% 01/11/2031 144A	US	USD	225,000	183,375	0.09
Turkey 8.00% 14/02/2034	TR	USD	160,000	182,168	0.09
PolyOne 8.875% 01/05/2012	US	USD	180,000	181,800	0.09
Vedanta Resources 9.50% 18/07/2018 144A	GB	USD	185,000	181,300	0.09
BNP Paribas 3.625% 16/06/2014 EMTN	FR	EUR	120,000	181,177	0.09

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Pakistan 7.125% 31/03/2016 144A	PK	USD	200,000	180,680	0.09
Lafarge 8.75% 30/05/2017 EMTN	FR	GBP	100,000	180,396	0.09
Steel Dynamics 8.25% 15/04/2016 144A	US	USD	180,000	180,000	0.09
Freddie Mac 2.50% 23/04/2014	US	USD	180,000	179,982	0.09
MGM Mirage 7.50% 01/06/2016	US	USD	230,000	179,400	0.09
Navios Maritime Holdings 9.50% 15/12/2014	MH	USD	190,000	178,600	0.09
Eureko 7.375% 16/06/2014 EMTN	NL	EUR	110,000	178,297	0.09
Dollar General 10.625% 15/07/2015	US	USD	160,000	177,600	0.09
Iron Mountain 7.75% 15/01/2015	US	USD	175,000	176,312	0.08
Plains Exploration & Production 7.00% 15/03/2017	US	USD	185,000	176,212	0.08
Telecom Italia 7.375% 15/12/2017 EMTN	IT	GBP	100,000	175,145	0.08
Freeport-McMoRan C & G 4.995% FRN 01/04/2015	US	USD	175,000	175,000	0.08
Goodyear Tire & Rubber 10.50% 15/05/2016	US	USD	160,000	174,800	0.08
Huntsman International 5.50% 30/06/2016 144A	US	USD	205,000	174,250	0.08
CSC Holdings 8.50% 15/04/2014 144A	US	USD	165,000	174,075	0.08
Nielsen Finance 11.50% 01/05/2016	US	USD	165,000	174,075	0.08
Congo 3.00% 30/06/2029	CG	USD	375,250	173,866	0.08
Graphic Packaging Intl 9.50% 15/08/2013	US	USD	170,000	173,400	0.08
GMAC 6.875% 28/08/2012	US	USD	185,000	169,275	0.08
Energy Transfer Partners 9.00% 15/04/2019	US	USD	140,000	169,137	0.08
GMAC 7.00% 01/02/2012 Reg S	US	USD	180,000	168,300	0.08
Pfizer 5.75% 03/06/2021	US	EUR	100,000	163,181	0.08
Tesco Property Finance 6.052% 13/10/2039	GB	GBP	100,000	163,092	0.08
Orascom Telecom Finance 7.875% 08/02/2014 144A	LU	USD	170,000	162,350	0.08
US Treasury 6.125% 15/08/2029	US	USD	126,000	162,038	0.08
United Surgical Partners 8.875% 01/05/2017	US	USD	170,000	161,500	0.08
Alestra 11.75% 11/08/2014 144A	MX	USD	145,000	160,360	0.08
Rabobank Nederland 4.00% 10/09/2015 EMTN	NL	GBP	100,000	160,116	0.08
Central American Bank 5.375% 24/09/2014 144A	99	USD	160,000	160,020	0.08
CIT Group 5.00% 13/02/2014	US	USD	250,000	159,860	0.08
Williams Companies 7.125% 01/09/2011	US	USD	150,000	158,974	0.08
Reynolds American 7.30% 15/07/2015	US	USD	155,000	158,875	0.08
Avago Technologies Finance 10.125% 01/12/2013	SG	USD	150,000	158,625	0.08
Intelsat Subsidiary Holdings 8.875% 15/01/2015	BM	USD	155,000	158,100	0.08
Telefonica Emisiones 5.496% 01/04/2016 EMTN	ES	EUR	100,000	157,991	0.08
CCH II Capital 10.25% 15/09/2010 (Defaulted)	US	USD	140,000	157,500	0.08
Thames Water Utilities 6.125% 04/02/2013 EMTN	KY	EUR	100,000	157,208	0.08
Drummond 7.375% 15/02/2016 144A	US	USD	180,000	156,600	0.08
Ukraine 6.75% 14/11/2017 144A	UA	USD	200,000	156,500	0.08
Allied Waste North America 7.375% 15/04/2014	US	USD	150,000	155,960	0.08
Urbi Desarrollos Urbanos 8.50% 19/04/2016 144A	MX	USD	155,000	155,622	0.07
Fresenius US Finance II 9.00% 15/07/2015 144A	US	USD	140,000	154,000	0.07
Vietnam 4.00% 12/03/2028	VN	USD	205,000	153,750	0.07
DnB NOR Bank 4.50% 29/05/2014 EMTN	NO	EUR	100,000	153,221	0.07
Alcatel-Lucent 6.50% 15/01/2028	US	USD	200,000	152,500	0.07
Commonwealth Bank Australia 5.50% 06/08/2019 EMTN	AU	EUR	100,000	152,129	0.07
Peabody Energy 7.875% 01/11/2026	US	USD	160,000	152,000	0.07

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Fannie Mae 2.75% 13/03/2014	US	USD	150,000	151,920	0.07
American Tower 7.125% 15/10/2012	US	USD	150,000	151,875	0.07
Banco Santander International 3.875% 27/05/2014	ES	EUR	100,000	151,858	0.07
Societe Generale 4.00% 07/07/2016 EMTN	FR	EUR	100,000	151,293	0.07
Staples 7.75% 01/04/2011	US	USD	140,000	151,140	0.07
Citibank 1.50% 12/07/2011	US	USD	150,000	150,978	0.07
Indonesia 8.50% 12/10/2035 Reg S	ID	USD	125,000	150,938	0.07
Edison Mission Energy 7.00% 15/05/2017	US	USD	180,000	149,850	0.07
NXP Funding 7.875% 15/10/2014	NL	USD	190,000	149,150	0.07
Sungard Data Systems 4.875% 15/01/2014	US	USD	165,000	148,706	0.07
EXCO Resources 7.25% 15/01/2011	US	USD	150,000	148,500	0.07
Scientific Games 9.25% 15/06/2019 144A	US	USD	140,000	148,400	0.07
NeWPage 11.375% 31/12/2014 144A	US	USD	150,000	147,750	0.07
Targa Resources Partners 11.25% 15/07/2017 144A	US	USD	140,000	147,000	0.07
Westpac Banking 4.25% 22/09/2016 EMTN	AU	EUR	100,000	146,753	0.07
Banco Comercial Portugues 3.75% 08/10/2016	PT	EUR	100,000	146,563	0.07
Intesa Sanpaolo 5.00% 23/09/2019 EMTN	IT	EUR	100,000	146,446	0.07
TRW Automotive 7.00% 15/03/2014 144A	US	USD	160,000	145,600	0.07
Asbury Automotive Group 8.00% 15/03/2014	US	USD	155,000	144,925	0.07
Quicksilver Resources In 9.125% 15/08/2019	US	USD	145,000	144,638	0.07
Nielsen Finance 12.50% 01/08/2016	US	USD	185,000	144,300	0.07
Crown Cork & Seal 8.00% 15/04/2023	US	USD	150,000	143,250	0.07
Chesapeake Energy 9.50% 15/02/2015	US	USD	135,000	142,931	0.07
Sonic Automotive 8.625% 15/08/2013	US	USD	150,000	142,875	0.07
Us Oncology 9.125% 15/08/2017 144A	US	USD	135,000	142,425	0.07
Crown Castle International 9.00% 15/01/2015	US	USD	135,000	141,750	0.07
Omega Healthcare Investors 7.00% 15/01/2016	US	USD	150,000	141,750	0.07
US Treasury 0.875% 31/03/2011	US	USD	140,000	140,465	0.07
Steel Dynamics 7.375% 01/11/2012	US	USD	140,000	139,825	0.07
Indonesia 6.875% 17/01/2018 144A	ID	USD	130,000	139,146	0.07
Nisource Finance 10.75% 15/03/2016	US	USD	118,000	138,637	0.07
Ford Motor Credit 2.079% FRN 15/01/2010	US	USD	140,000	138,425	0.07
Egypt 8.20% 27/10/2009	EG	EGP	765,000	138,195	0.07
Georgia-Pacific 8.25% 01/05/2016 144A	US	USD	130,000	135,850	0.07
New Albertsons 7.75% 15/06/2026	US	USD	150,000	133,500	0.06
Chesapeake Energy 6.875% 15/11/2020	US	USD	150,000	133,500	0.06
Ford Motor Credit 7.00% 01/10/2013	US	USD	140,000	132,018	0.06
American Casino & Entertainment 11.00% 15/06/2014 144A	US	USD	145,000	131,950	0.06
Catalent Pharma Solutions 9.50% 15/04/2015	US	USD	160,000	131,547	0.06
Helix Energy Solutions 9.50% 15/01/2016 144A	US	USD	130,000	130,325	0.06
Ford Motor Company 6.625% 15/02/2028	US	USD	180,000	129,600	0.06
SandRidge Energy 8.00% 01/06/2018 144A	US	USD	135,000	129,600	0.06
Ghana 8.50% 04/10/2017 144A	GH	USD	130,000	129,512	0.06
Videotron 9.125% 15/04/2018 144A	CA	USD	120,000	129,000	0.06
Majapahit Holding 7.25% 28/06/2017 Reg S	NL	USD	125,000	127,975	0.06
Freeport-McMoRan C & G 8.25% 01/04/2015	US	USD	120,000	127,500	0.06

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
Cellu Tissue Holdings 11.50% 01/06/2014	US	USD	120,000	127,200	0.06
DirecTV Holdings 6.375% 15/06/2015	US	USD	125,000	126,562	0.06
CSN Islands Xi 6.875% 21/09/2019 144A	KY	USD	125,000	125,000	0.06
Uruguay 8.00% 18/11/2022	UY	USD	110,000	123,200	0.06
Chesapeake Energy 7.25% 15/12/2018	US	USD	130,000	123,175	0.06
Petrohawk Energy 7.875% 01/06/2015	US	USD	125,000	123,125	0.06
DISH DBS 7.75% 31/05/2015	US	USD	120,000	122,400	0.06
Sprint Capital 6.875% 15/11/2028	US	USD	145,000	121,075	0.06
Pride International 8.50% 15/06/2019	US	USD	110,000	121,000	0.06
AES 9.75% 15/04/2016 144A	US	USD	110,000	119,900	0.06
Continental Airlines RJ04 9.558% 01/09/2019	US	USD	157,740	119,882	0.06
Hellenic Republic 4.60% 20/09/2040	GR	EUR	90,000	119,835	0.06
Brazil 7.125% 20/01/2037	BR	USD	100,000	118,801	0.06
Forest Oil 7.75% 01/05/2014	US	USD	120,000	117,000	0.06
Nuveen Investments 10.50% 15/11/2015 144A	US	USD	135,000	116,775	0.06
NSG Holdings 7.75% 15/12/2025 Reg S	US	USD	130,000	116,350	0.06
Royal Caribbean Cruises 11.875% 15/07/2015	LR	USD	105,000	115,500	0.06
Ipalco Enterprises 7.25% 01/04/2016 144A	US	USD	115,000	115,288	0.06
Realogy 10.50% 15/04/2014	US	USD	160,000	114,800	0.06
Freescale Semiconductor 4.174% FRN 15/12/2014	US	USD	170,000	113,900	0.05
Argentina 2.50% 31/12/2038	AR	USD	340,000	111,860	0.05
Tenneco 8.125% 15/11/2015	US	USD	115,000	111,550	0.05
Venezuela 9.375% 13/01/2034	VE	USD	145,000	110,925	0.05
RSHB (Russian Agri Bank) 9.00% 11/06/2014 144A	LU	USD	100,000	110,042	0.05
United Surgical Partners 9.25% 01/05/2017	US	USD	120,000	109,200	0.05
Tenet Healthcare 9.25% 01/02/2015	US	USD	105,000	108,938	0.05
Fannie Mae 2.50% 15/05/2014	US	USD	108,000	107,892	0.05
Lamar Media 6.625% 15/08/2015 C	US	USD	115,000	107,238	0.05
Majapahit Holding 8.00% 07/08/2019 144A	NL	USD	100,000	107,113	0.05
Turkey 7.00% 11/03/2019	TR	USD	100,000	106,390	0.05
Allied Waste North America 7.125% 15/05/2016	US	USD	100,000	105,500	0.05
Export-Import Bank of India 0.881% FRN 07/06/2012	IN	JPY	10,000,000	105,363	0.05
Connacher Oil and Gas 10.25% 15/12/2015 144A	CA	USD	130,000	105,300	0.05
Turkey 7.00% 05/06/2020	TR	USD	100,000	105,135	0.05
Global Crossing 12.00% 15/09/2015 144A	BM	USD	100,000	104,750	0.05
Allied Waste North America 5.75% 15/02/2011	US	USD	100,000	104,000	0.05
CMS Energy 8.75% 15/06/2019	US	USD	95,000	103,550	0.05
RSHB (Russian Agri Bank) 7.125% 14/01/2014 144A	LU	USD	100,000	102,962	0.05
Eurasian Development Bank 7.375% 29/09/2014 144A	99	USD	100,000	102,960	0.05
Nationwide Building Society 3.375% VRN 17/08/2015	GB	EUR	75,000	102,528	0.05
DISH DBS 6.375% 01/10/2011	US	USD	100,000	102,125	0.05
Telcordia Technologies 4.259% FRN 15/07/2012 Reg S	US	USD	120,000	102,000	0.05
Barclays 10.00% 21/05/2021 EMTN	GB	GBP	50,000	101,949	0.05
Nortel Networks 6.875% 01/09/2023 (Defaulted)	CA	USD	350,000	101,500	0.05
Crown Americas 7.625% 15/05/2017 144A	US	USD	100,000	101,000	0.05
DigitalGlobe 10.50% 01/05/2014 144A	US	USD	95,000	100,700	0.05
South East Water 5.5834% 29/03/2029	KY	GBP	65,000	100,599	0.05

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
Clear Channel Communications 5.00% 15/03/2012	US	USD	170,000	100,512	0.05
Continental Airlines ERJ1 9.798% 01/04/2021	US	USD	127,733	99,632	0.05
Owens-Brockway Glass Container 6.75% 01/12/2014	US	USD	100,000	99,000	0.05
Eureko 5.125% VRN (Perpetual)	NL	EUR	100,000	98,822	0.05
Petroleum Development 12.00% 15/02/2018	US	USD	100,000	98,750	0.05
Mac-Gray 7.625% 15/08/2015	US	USD	100,000	98,750	0.05
Speedway Motorsports 6.75% 01/06/2013	US	USD	100,000	98,000	0.05
HSBK Europe 9.25% 16/10/2013 144A	NL	USD	100,000	97,750	0.05
Georgia 7.50% 15/04/2013	GE	USD	100,000	97,500	0.05
Videotron 9.125% 15/04/2018	CA	USD	90,000	96,750	0.05
Foundation PA Coal 7.25% 01/08/2014	US	USD	100,000	96,500	0.05
Intelsat Subsidiary Holdings 8.50% 15/01/2013	BM	USD	95,000	95,712	0.05
RSHB (Russian Agri Bank) 6.299% 15/05/2017 144A	LU	USD	100,000	95,583	0.05
Fukoku Mutual Life Insurance 4.50% VRN 28/09/2025	JP	EUR	100,000	95,436	0.05
Liberty Media 5.70% 15/05/2013	US	USD	100,000	95,250	0.05
Ukraine 6.875% 04/03/2011 Reg S	UA	USD	100,000	92,570	0.04
RSC Equipment Rental 10.00% 15/07/2017 144A	US	USD	85,000	90,950	0.04
Anheuser-Busch InBev 8.625% 30/01/2017 EMTN	BE	EUR	50,000	90,532	0.04
Deutsche Telekom 7.50% 24/01/2033 EMTN	NL	EUR	50,000	89,265	0.04
US Treasury 1.50% 31/12/2013	US	USD	91,000	89,144	0.04
Cerveceria Nacional Dominicana 16.00% 27/03/2012	DO	USD	100,000	88,980	0.04
Lamar Media 6.625% 15/08/2015	US	USD	95,000	88,350	0.04
Nortel Networks 10.75% 15/07/2016 (Defaulted)	CA	USD	155,000	87,962	0.04
Georgia Gulf 7.125% 15/12/2013	US	USD	70,000	87,533	0.04
Uruguay 6.875% 28/09/2025	UY	USD	85,000	86,912	0.04
Roche Holding 6.50% 04/03/2021 EMTN	US	EUR	50,000	86,532	0.04
Interpublic Group 10.00% 15/07/2017 144A	US	USD	80,000	86,400	0.04
UBS London 6.375% 20/07/2016 EMTN	CH	GBP	50,000	86,332	0.04
Pakistan Mobile Comm. 8.625% 13/11/2013 144A	PK	USD	100,000	86,000	0.04
GMAC 8.00% 01/11/2031	US	USD	105,000	85,399	0.04
Compagnie de St Gobain 8.25% 28/07/2014 EMTN	FR	EUR	50,000	85,206	0.04
Continental Airlines 8.75% 01/12/2011	US	USD	100,000	85,000	0.04
Nielsen Finance 11.625% 01/02/2014	US	USD	80,000	84,800	0.04
Santander Issuances 7.30% VRN 27/07/2019	ES	GBP	50,000	84,754	0.04
Linde Finance 6.75% 08/12/2015 EMTN	NL	EUR	50,000	84,420	0.04
Svenska Handelsbanken 5.50% 26/05/2016	SE	GBP	50,000	84,079	0.04
Ford Motor Company 6.625% 01/10/2028	US	USD	115,000	83,375	0.04
HCA 9.125% 15/11/2014	US	USD	80,000	83,000	0.04
GMAC 6.625% 15/05/2012	US	USD	90,000	82,350	0.04
Affinion Group 10.125% 15/10/2013 144A	US	USD	80,000	82,200	0.04
Kansas City Southern Railway 8.00% 01/06/2015	US	USD	80,000	81,200	0.04
Bank of America 6.125% 15/09/2021 EMTN	US	GBP	50,000	81,146	0.04
Sovereign Housing Capital 5.705% 10/09/2039	GB	GBP	50,000	81,090	0.04
Enel Finance 5.75% 14/09/2040 EMTN	LU	GBP	50,000	80,330	0.04
American Express Credit 5.375% 01/10/2014 EMTN	US	GBP	50,000	79,945	0.04
Cenveo 10.50% 15/08/2016 144A	US	USD	85,000	79,900	0.04
Berry Petroleum 10.25% 01/06/2014	US	USD	75,000	79,875	0.04

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Cloverie (Zurich) 7.50% VRN 24/07/2039 EMTN	IE	EUR	50,000	79,425	0.04
Schering-Plough 5.375% 01/10/2014	US	EUR	50,000	79,102	0.04
Wachovia 6.00% 23/05/2013 EMTN	US	EUR	50,000	78,970	0.04
USI Holdings 4.315% FRN 15/11/2014 144A	US	USD	95,000	78,969	0.04
Bord Gais Eireann 5.75% 16/06/2014 EMTN	IE	EUR	50,000	77,992	0.04
Range Resources 7.25% 01/05/2018	US	USD	80,000	77,600	0.04
Volkswagen 5.375% 15/11/2013 EMTN	NL	EUR	50,000	77,525	0.04
Ford Motor Company 6.375% 01/02/2029	US	USD	105,000	77,175	0.04
Commercial Vehicle Group 8.00% 01/07/2013	US	USD	140,000	77,000	0.04
Station Casinos 6.00% 01/04/2012	US	USD	255,000	76,500	0.04
NXP Funding 9.50% 15/10/2015	NL	USD	115,000	76,475	0.04
SES Global Americas 4.875% 09/07/2014 EMTN	US	EUR	50,000	76,141	0.04
Petroleos de Venezuela 17.90% 10/07/2011	VE	USD	100,000	75,875	0.04
Standard Chartered Bank 5.875% 26/09/2017 EMTN	GB	EUR	50,000	75,763	0.04
CIT Group 5.40% 07/03/2013	US	USD	115,000	74,789	0.04
KPN 5.625% 30/09/2024	NL	EUR	50,000	74,327	0.04
Washington Mutual 4.375% 19/05/2014 (Defaulted)	US	EUR	50,000	74,300	0.04
RBS 5.375% 30/09/2019 EMTN	GB	EUR	50,000	74,247	0.04
Enel Finance 5.00% 14/09/2022 EMTN	LU	EUR	50,000	74,056	0.04
Australia & New Zealand Banking 5.125% 10/09/2019 EMTN	AU	EUR	50,000	73,625	0.04
Wachovia 4.375% 01/08/2016	US	EUR	50,000	73,342	0.04
KBC 4.50% 17/09/2014 EMTN	NL	EUR	50,000	73,245	0.04
Verso Paper 11.50% 01/07/2014 144A	US	USD	70,000	72,800	0.04
Rexam 4.375% 15/03/2013 EMTN	GB	EUR	50,000	72,736	0.04
Gaz Capital 6.605% 13/02/2018	LU	EUR	50,000	72,556	0.03
Wal-Mart Stores 4.875% 21/09/2029	US	EUR	50,000	72,550	0.03
Credit Suisse Guernsey 3.625% VRN 23/01/2018	GB	EUR	50,000	71,036	0.03
Rabobank Nederland 1.046% FRN 28/07/2015 EMTN	NL	EUR	50,000	70,758	0.03
Morgan Stanley 4.00% 17/11/2015 EMTN	US	EUR	50,000	70,476	0.03
Wachovia 5.25% 01/08/2023 EMTN	US	GBP	50,000	70,469	0.03
Mariner Energy 11.75% 30/06/2016	US	USD	65,000	69,875	0.03
GMAC 6.625% 15/05/2012 Reg S	US	USD	75,000	69,375	0.03
US Bank 4.375% VRN 28/02/2017 EMTN	US	EUR	50,000	68,608	0.03
GMAC 6.875% 15/09/2011 144A	US	USD	70,000	66,150	0.03
Bank of America 4.75% VRN 23/05/2017 EMTN	US	EUR	50,000	65,425	0.03
Pemex Project FMT 5.75% 01/03/2018	US	USD	65,000	64,188	0.03
Noranda Aluminium Acquisition 5.43% 15/05/2015	US	USD	93,305	63,576	0.03
American Airlines 01-1 6.977% 23/05/2021	US	USD	79,335	63,468	0.03
Bank of America 4.00% VRN 28/03/2018 EMTN	US	EUR	50,000	63,221	0.03
Society of Lloyd's 5.625% VRN 17/11/2024	GB	EUR	50,000	63,123	0.03
CIT Group 5.60% 27/04/2011	US	USD	90,000	62,529	0.03
Mapfre 5.921% VRN 24/07/2037	ES	EUR	50,000	61,653	0.03
GMAC 6.875% 15/09/2011	US	USD	65,000	61,425	0.03
Credit Logement 4.604% VRN (Perpetual)	FR	EUR	50,000	59,605	0.03
Clear Channel Communications 6.25% 15/03/2011	US	USD	85,000	59,500	0.03
Mexico 7.50% 08/04/2033 MTN	MX	USD	50,000	59,000	0.03

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
Colombia 11.75% 01/03/2010	CO	COP	110,000,000	58,600	0.03
HCA 6.375% 15/01/2015	US	USD	65,000	57,850	0.03
General Nutrition Center 5.178% 15/03/2014	US	USD	65,000	57,200	0.03
Casella Waste Systems 11.00% 15/07/2014 144A	US	USD	50,000	52,625	0.03
UK Treasury 4.25% 07/12/2055	GB	GBP	30,000	49,968	0.02
CIT Group 4.25% 01/02/2010	US	USD	65,000	49,708	0.02
Avis Budget Car Rental 7.75% 15/05/2016	US	USD	55,000	47,850	0.02
United Mexican States 5.95% 19/03/2019 EMTN	MX	USD	44,000	46,152	0.02
Claire's Stores 9.25% 01/06/2015	US	USD	65,000	45,825	0.02
Tennessee Gas Pipeline 8.00% 01/02/2016	US	USD	40,000	45,200	0.02
Tenet Healthcare 7.375% 01/02/2013	US	USD	45,000	45,000	0.02
GMAC 6.00% 15/12/2011	US	USD	45,000	42,075	0.02
Nexstar Broadcasting 7.00% 15/01/2014	US	USD	93,297	41,894	0.02
American Airlines 01-1 7.377% 23/05/2019	US	USD	70,461	41,572	0.02
CIT Group 5.125% 30/09/2014 MTN	US	USD	65,000	40,950	0.02
GMAC 7.50% 31/12/2013 Reg S	US	USD	45,000	39,825	0.02
Clear Channel Communications 4.40% 15/05/2011	US	USD	60,000	39,600	0.02
MGM Mirage 6.625% 15/07/2015	US	USD	50,000	39,000	0.02
Siemens 6.125% VRN (Perpetual)	NL	GBP	25,000	37,430	0.02
Nextel Communications 5.95% 15/03/2014	US	USD	40,000	35,600	0.02
Shingle Springs Tribal G.A. 9.375% 15/06/2015 Reg S	US	USD	50,000	35,500	0.02
Mexican Bonos De Desarrollo 9.50% 18/12/2014	MX	MXN	432,500	34,934	0.02
Ventas Realty 6.50% 01/06/2016 Ser 1	US	USD	35,000	33,950	0.02
Enterprise Inns 6.50% 06/12/2018	GB	GBP	25,000	31,847	0.02
Waterford Gaming 8.625% 15/09/2014 Reg S	US	USD	50,000	30,000	0.01
US Treasury 1.875% 28/02/2014	US	USD	30,000	29,747	0.01
General Cable 7.125% 01/04/2017	US	USD	30,000	28,575	0.01
American Airlines 01-2 8.608% 01/04/2011	US	USD	30,000	27,600	0.01
Dignity Finance 8.151% 31/12/2030	GB	GBP	15,000	26,146	0.01
NXP Funding 3.259% FRN 15/10/2013	NL	USD	35,000	25,200	0.01
Ford Motor Company 7.45% 16/07/2031	US	USD	30,000	24,600	0.01
Omega Healthcare Investors 7.00% 01/04/2014	US	USD	25,000	24,312	0.01
Rural/Metro Operating 9.875% 15/03/2015	US	USD	25,000	24,250	0.01
Station Casinos 7.75% 15/08/2016	US	USD	60,000	18,900	0.01
Nexstar Finance 7.00% 15/01/2014	US	USD	31,000	13,950	0.01
CIT Group 7.625% 30/11/2012	US	USD	20,000	13,152	0.01
Georgia Gulf 10.75% 15/10/2016	US	USD	25,000	12,135	0.01
Airgas 6.25% 15/07/2014	US	USD	5,000	5,138	0.00
Momentive Performance Materials 10.125% 01/12/2014	US	USD	7,165	4,897	0.00
MGM Mirage 6.75% 01/04/2013	US	USD	5,000	4,150	0.00
Bank of America 7.625% 01/06/2019	US	USD	3,000	3,404	0.00
Reader's Digest Association 9.00% 15/02/2017	US	USD	150,000	3,375	0.00
Marsh & McLennan Cos 9.25% 15/04/2019	US	USD	2,000	2,510	0.00
Anglo American Capital 9.375% 08/04/2019 144A	GB	USD	1,000	1,215	0.00
Bank of America 7.375% 15/05/2014	US	USD	1,000	1,115	0.00
				<u>187,474,903</u>	<u>90.33</u>

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
非上場					
Viant Holdings 10.125% 15/07/2017 144A	US	USD	558,000	524,521	0.25
CCH II Capital 10.25% 01/10/2013 144A	US	USD	300,000	306,000	0.15
Catalina Marketing 10.50% 01/10/2015 144A	US	USD	295,000	289,838	0.14
Six Flags Operations 12.25% 15/07/2016 Reg S	US	USD	234,000	211,770	0.10
Connacher Oil And Gas 11.75% 15/07/2014 144A	CA	USD	195,000	205,724	0.10
North American Energy 10.875% 01/06/2016 144A	US	USD	185,000	190,550	0.09
Crown Castle GS III 7.75% 01/05/2017 144A	US	USD	170,000	175,525	0.08
Univision Communications 12.00% 01/07/2014 144A	US	USD	70,000	75,250	0.04
Sealy Mattress 10.875% 15/04/2016 144A	US	USD	55,000	60,500	0.03
Seagate Technology 10.00% 01/05/2014 144A	KY	USD	50,000	54,625	0.03
Delta Air Lines 9.50% 15/09/2014 144A	US	USD	50,000	49,938	0.02
Tenet Healthcare 10.00% 01/05/2018 Reg S	US	USD	25,000	27,625	0.01
Tenet Healthcare 9.00% 01/05/2015 Reg S	US	USD	25,000	26,250	0.01
Sequa 11.75% 01/12/2015 144A	US	USD	5,000	3,975	0.00
				2,202,091	1.06
投資有価証券合計（取得原価：179,716,866米ドル）				189,676,994	91.39

	対象 エクスポージャー (米ドル)	未実現(損)益 (米ドル)	純資産 比率(%)
為替先渡契約 (Bought : 購入, Sold : 売却, at : レート, 決済日 : 日 / 月 / 年)			
Bought JPY Sold USD at 96.17210 19/11/2009	202,762	15,195	0.01
Bought EUR Sold USD at 0.70192 22/10/2009	210,850	5,627	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.70482 22/10/2009	143,298	4,433	0.00
Bought JPY Sold USD at 94.04000 19/11/2009	83,773	4,282	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.70920 22/10/2009	114,214	4,264	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.70323 22/10/2009	135,090	3,865	0.00
Bought USD Sold GBP at 1.61738 09/12/2009	313,600	3,407	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.69778 22/10/2009	161,942	3,341	0.00
Bought CAD Sold USD at 1.10706 19/11/2009	76,780	2,521	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.69817 22/10/2009	117,449	2,491	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.70318 22/10/2009	71,106	2,029	0.00
Bought JPY Sold USD at 90.21200 19/11/2009	228,018	1,899	0.00
Bought JPY Sold USD at 91.22240 19/11/2009	95,371	1,871	0.00
Bought CAD Sold USD at 1.09695 19/11/2009	78,399	1,834	0.00
Bought CAD Sold USD at 1.09227 19/11/2009	83,312	1,586	0.00
Bought CAD Sold USD at 1.08428 19/11/2009	104,217	1,207	0.00
Bought CAD Sold USD at 1.08380 19/11/2009	99,649	1,109	0.00
Bought JPY Sold USD at 90.75000 19/11/2009	77,135	1,106	0.00
Bought USD Sold EUR at 1.47801 22/10/2009	96,537	1,011	0.00
Bought USD Sold EUR at 1.47050 22/10/2009	172,597	922	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.68871 22/10/2009	116,160	855	0.00
Bought USD Sold GBP at 1.63438 09/12/2009	30,400	653	0.00
Bought CAD Sold USD at 1.07667 19/11/2009	136,532	612	0.00

	対象 エクスポージャー (米ドル)	未実現(損)益 (米ドル)	純資産 比率(%)
Bought USD Sold EUR at 1.46521 22/10/2009	235,492	407	0.00
Bought GBP Sold USD at 0.62756 09/12/2009	78,081	319	0.00
Bought GBP Sold USD at 0.62606 09/12/2009	151,744	256	0.00
Bought USD Sold JPY at 0.01119 19/11/2009	85,115	131	0.00
Bought CAD Sold USD at 1.07096 19/11/2009	84,970	(73)	(0.00)
Bought EUR Sold USD at 0.68279 22/10/2009	130,348	(169)	(0.00)
Bought EUR Sold USD at 0.68181 22/10/2009	111,467	(303)	(0.00)
Bought EUR Sold USD at 0.67930 22/10/2009	76,550	(490)	(0.00)
Bought USD Sold EUR at 1.45463 22/10/2009	90,686	(499)	(0.00)
Bought CAD Sold USD at 1.06450 19/11/2009	77,971	(536)	(0.00)
Bought EUR Sold USD at 0.67944 22/10/2009	91,252	(565)	(0.00)
Bought EUR Sold USD at 0.68119 22/10/2009	158,545	(575)	(0.00)
Bought USD Sold GBP at 1.58941 09/12/2009	89,600	(593)	(0.00)
Bought USD Sold EUR at 1.42154 22/10/2009	23,403	(658)	(0.00)
Bought EUR Sold USD at 0.68088 22/10/2009	237,929	(975)	(0.00)
Bought EUR Sold USD at 0.67847 22/10/2009	142,968	(1,088)	(0.00)
Bought USD Sold EUR at 1.42299 22/10/2009	73,134	(1,985)	(0.00)
Bought GBP Sold USD at 0.60435 09/12/2009	74,460	(2,460)	(0.00)
Bought USD Sold CAD at 0.92554 19/11/2009	318,137	(2,527)	(0.00)
Bought USD Sold CAD at 0.92312 19/11/2009	275,221	(2,899)	(0.00)
Bought GBP Sold USD at 0.60509 09/12/2009	109,074	(3,474)	(0.00)
Bought USD Sold EUR at 1.44116 22/10/2009	267,671	(3,939)	(0.00)
Bought GBP Sold USD at 0.60476 09/12/2009	153,781	(4,981)	(0.00)
Bought USD Sold EUR at 1.43620 22/10/2009	340,805	(6,171)	(0.00)
Bought USD Sold EUR at 1.43020 22/10/2009	498,775	(11,077)	(0.01)
Bought USD Sold JPY at 0.01085 19/11/2009	438,888	(12,936)	(0.01)
		<u>8,260</u>	<u>0.00</u>

	対象 エクスポージャー (米ドル)	未実現(損)益 (米ドル)	純資産 比率(%)
通貨			
先物			
Euro Bund Future 08/12/2009	EUR	(487,520)	(3,402)
		<u>(3,402)</u>	<u>(0.00)</u>

地域別			部門別	
	国コード	%		%
アメリカ合衆国	US	60.17	政府	39.81
ドイツ	DE	3.35	金融	14.44
カナダ	CA	3.18	一般消費財・サービス	10.65
アルゼンチン	AR	2.79	電気通信サービス	5.01
英国	GB	2.75	エネルギー	4.43
オランダ	NL	1.88	素材	3.94
ベネズエラ	VE	1.84	ヘルスケア	3.42
ルクセンブルグ	LU	1.71	公益事業	3.21
バミューダ	BM	1.68	情報技術	2.47
日本	JP	1.29	資本財・サービス	2.28
国際機関	99	1.21	生活必需品	1.06
フランス	FR	1.20	社債	0.67
イタリア	IT	0.91	現金その他純資産	8.61
インドネシア	ID	0.88	合計	100.00
メキシコ	MX	0.84		
ロシア	RU	0.68		
トルコ	TR	0.68		
オーストラリア	AU	0.40		
ギリシャ	GR	0.30		
ブラジル	BR	0.29		
エルサルバドル	SV	0.28		
ウルグアイ	UY	0.28		
コロンビア	CO	0.25		
スペイン	ES	0.22		
ケイマン諸島	KY	0.22		
アイルランド	IE	0.21		
ベトナム	VN	0.20		
ドミニカ共和国	DO	0.16		
パキスタン	PK	0.13		
ウクライナ	UA	0.12		
セルビア	RS	0.11		
カザフスタン	KZ	0.10		
フィリピン	PH	0.10		
マーシャル諸島	MH	0.09		
ガボン	GA	0.09		
イラク	IQ	0.09		
シンガポール	SG	0.08		
コンゴ	CG	0.08		
エジプト	EG	0.07		
ノルウェー	NO	0.07		
ポルトガル	PT	0.07		
ガーナ	GH	0.06		
リベリア	LR	0.06		
グルジア	GE	0.05		
インド	IN	0.05		
ベルギー	BE	0.04		
スウェーデン	SE	0.04		
スイス	CH	0.04		
現金その他純資産		8.61		
合計		100.00		

添付の財務書類に対する注記は、当財務書類の一部である。

[次へ](#)

Fidelity Global Bond Series – US Dollar Monthly Income

STATEMENT OF NET ASSETS as at 30 September 2009

Fidelity Global Bond Series -
US Dollar Monthly Income

USD

ASSETS

Investments in securities at market value	189,676,994
Cash at bank	11,151,479
Receivables on investments sold	1,346,712
Receivables on fund Units issued	4,636,892
Interest receivable	3,147,139
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	67,233
Total Assets	210,026,449

LIABILITIES

Payables on investments purchased	2,100,988
Expenses payable	313,372
Unrealised loss on futures	3,402
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	58,973
Other payables	996
Total Liabilities	2,477,731

NET ASSETS as at 30.09.09	207,548,718
NET ASSETS as at 30.09.08	153,332,828
NET ASSETS as at 30.09.07	133,121,142

UNITS OUTSTANDING as at 30.09.09

- A Units (in fund currency)	4,410,530
- B Units (in fund currency)	15,548,790

NET ASSET VALUE PER UNIT as at 30.09.09

- A Units (in fund currency)	10.40
- B Units (in fund currency)	10.40

NET ASSET VALUE PER UNIT as at 30.09.08

- A Units (in fund currency)	9.60
- B Units (in fund currency)	9.60

NET ASSET VALUE PER UNIT as at 30.09.07

- A Units (in fund currency)	10.17
- B Units (in fund currency)	10.16

The accompanying notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Fidelity Global Bond Series – US Dollar Monthly Income

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS

for the year ended 30 September 2009

Fidelity Global Bond Series -
US Dollar Monthly Income

USD

INVESTMENT INCOME	
Interest income	9,737,668
Net income	9,737,668
EXPENSES	
Investment management fee	1,594,744
Administration expenses	318,951
Custody transaction fees	52,219
Custody safekeeping fees	46,374
Legal and audit fees	176,334
Distribution fees	652,173
Government taxes	82,929
Japan agency fees	31,892
Other expenses	8,524
Total expenses	2,964,140
NET INVESTMENT INCOME / (LOSS)	6,773,528
Net realised gain / (loss) on investment transactions	(3,384,134)
Net realised gain / (loss) on foreign currencies	(134,711)
Net realised gain / (loss) on futures	(11,679)
Net realised gain / (loss) on forward foreign exchange contracts	46,546
Net change in unrealised appreciation / (depreciation) of investments	19,308,268
Net change in unrealised appreciation / (depreciation) on foreign currencies	26,688
Net change in unrealised appreciation / (depreciation) on futures	(3,402)
Net change in unrealised appreciation / (depreciation) forward foreign exchange contracts	(1,549)
RESULTS OF OPERATIONS	22,619,555
DIVIDENDS TO UNITHOLDERS	(6,500,549)
FROM CAPITAL UNIT TRANSACTIONS	
Proceeds from fund Units issued	55,693,842
Payment for fund Units redeemed	(17,596,958)
Increase / (decrease) derived from capital Unit transactions	38,096,884
NET INCREASE / (DECREASE)	54,215,890
NET ASSETS	
Beginning of year	153,332,828
End of year	207,548,718
CLASS A: UNITS IN ISSUE	
Units outstanding - beginning of year	2,694,000
Units issued	1,953,970
Units redeemed	237,440
Net increase / (decrease) in Units	1,716,530
Units outstanding - end of year	4,410,530
CLASS B: UNITS IN ISSUE	
Units outstanding - beginning of year	13,275,750
Units issued	3,888,480
Units redeemed	1,615,440
Net increase / (decrease) in Units	2,273,040
Units outstanding - end of year	15,548,790

The accompanying notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Fidelity Global Bond Series

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

30 September 2009

1. General

The Fund is a mutual investment fund (Fonds Commun de Placement), organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an unincorporated co-proprietorship of its securities. The Fund is managed in the interest of its co-owners (the "Unitholders") by FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. (the "Management Company"), a company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The Fund is registered under Part II of the Luxembourg law of 20 December 2002 relating to undertakings for collective investment.

Reference to the Fund shall, where appropriate in the context, mean the Management Company acting on behalf of the Fund.

As at 30 September 2009, the Fund consisted of one sub-fund, Fidelity Global Bond Series – US Dollar Monthly Income (USD) (the "sub-fund").

2. Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to undertakings for collective investments.

SECURITY VALUATION. Investments in securities traded on any stock exchange are valued at the last available price at the time when the valuation is carried out on the principal stock exchange on which such security is traded. Securities dealt on any over the counter market are valued in the same manner. The valuation of short-dated debt transferable securities and money market instruments not traded on a regulated exchange is determined by means of the amortised cost method. Under this method, amortised cost is determined by valuing the security at original cost and thereafter accreting (amortising) the discount (premium) to its nominal value at a constant rate until maturity. All other assets are valued in such manner as the Directors of the Management Company consider appropriate. All holdings owned by the Fund are quoted on an official stock exchange or on another regulated market, except where otherwise distinguished in the sub-fund's Schedule of Investments.

FAIR VALUE ADJUSTMENTS POLICY. Fair value adjustments may be implemented to protect the interests of the Fund's Shareholders against market timing practices. Accordingly if a sub-fund invests in markets that are closed for business at the time the sub-fund is valued, the Directors may, during periods of market volatility and by derogation from the provisions above under security valuation, allow for the securities included in a particular portfolio to be adjusted to reflect more accurately the fair value of the sub-fund's investments at the point of valuation. As at 30 September 2009, the sub-fund has not been fair valued.

BANK DEPOSITS AND CASH AT BANK. All deposits and cash at bank amounts are carried at face value.

INVESTMENT SECURITY TRANSACTIONS. Investment security transactions are accounted for on the date securities are purchased or sold. The computation of the cost of sales of securities is made on the basis of average cost.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS. Forward foreign exchange contracts are valued on the basis of forward exchange rates prevailing at the closing date and applicable to the remaining period until the expiration date. The unrealised gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are included in the Statement of Net Assets and in the Schedule of Investments.

FOREIGN EXCHANGE. The Fund's designated currency is US Dollar. Assets and liabilities as at 30 September 2009 have been translated at the prevailing exchange rates on that date. The Directors of the Management Company determine the designated currency of each sub-fund. All transactions denominated in foreign currencies during the year are translated into the sub-fund's designated currency at the exchange rate prevailing on the day of

transaction.

FUND UNIT TRANSACTIONS. The issue and redemption price per Unit of the sub-fund is the net asset value per Unit on the date of trade.

ORGANISATION EXPENSES. The organisational expenses of the Fund will be charged to the assets of the Fund over a period of maximum five years from inception.

INCOME. Interest is accounted for on an accrual basis.

3. Transactions with the Management Company or its Affiliates

The Management Company and its shareholder companies FIL (Luxembourg) S.A. and FIL Limited provide certain services such as administrative services, valuation, record keeping or investment management to the Fund. For the services provided by the Investment Manager, the Management Company will pay to the Investment Manager a management fee out of the assets of the Fund, calculated and accrued daily in the currency of the sub-fund. In addition to the annual management fee currently applied of 1.00% of the value of the net assets of the sub-fund, an agent company fee of 0.02% is applied.

Class B Units are subject to an annual distribution fee of up to 1.00% of the net asset value of the relevant class. This fee is accrued daily and payable monthly to the General Distributor. For the year ended 30 September 2009, the total distribution fee amounted to USD 652,173.

4. Taxation

The Fund is not liable to any Luxembourg taxes on income or on realised or unrealised capital gains, or to any Luxembourg withholding tax. The sub-fund is subject to a tax at an annual rate of 0.05% on its net assets, calculated and payable quarterly on the net assets of the sub-fund on the last day of each calendar quarter. Capital gains and interest may be subject to withholding taxes imposed by the country of origin concerned and such taxes may not be recoverable by the Fund or its Unitholders.

5. Statement of Changes in Investments

A list specifying for each investment the total purchases and sales which occurred during the year under review, may be obtained free of charge from the Registered Office of the Management Company or from any of the companies registered as Distributors of the Fund.

6. Dividend Payments

The following dividend payments were made during the year ended 30 September 2009:

Sub-fund name	Currency	Dividend per Unit	Ex-dividend date
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0358	01/10/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0317	01/10/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0345	03/11/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0307	03/11/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0357	01/12/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0322	01/12/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0340	02/01/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0297	02/01/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0311	02/02/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0274	02/02/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0323	02/03/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0288	02/03/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0290	01/04/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0255	01/04/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0305	01/05/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0272	01/05/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0384	01/06/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0345	01/06/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0351	01/07/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0322	01/07/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0363	03/08/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0334	03/08/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0400	01/09/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0380	01/09/2009

7. Rates of Exchange

The rates of exchange used for translation of assets and liabilities into USD amounts as of 30 September 2009 were:

Currency	Exchange Rate	Currency	Exchange Rate
Canadian Dollar (CAD)	1.07195	Japanese Yen (JPY)	89.495
Colombia Peso (COP)	1,925.75	Mexican Peso (MXN)	13.4825
Egyptian Pound (EGP)	5.502	Pound Sterling (GBP)	0.624863
Euro (EUR)	0.683667	Russian Rouble (RUB)	30.0305

8. Subsequent Events

The following dividend payments were made after the year ended 30 September 2009:

Sub-fund name	Currency	Dividend per Unit	Ex-dividend date
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0441	01/10/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0399	01/10/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0344	02/11/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0301	02/11/2009

Fidelity Global Bond Series – US Dollar Monthly Income

SCHEDULE OF INVESTMENTS as at 30 September 2009

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Securities Admitted to or Dealt on an Official Stock Exchange or on Other Regulated Markets					
US Treasury 3.00% 31/08/2016	US	USD	4,590,000	4,620,122	2.23
US Treasury 1.00% 30/09/2011	US	USD	4,343,000	4,345,714	2.09
Argentina 7.00% 28/03/2011	AR	USD	4,510,000	4,085,158	1.97
Fannie Mae 3.25% 12/08/2010	US	USD	3,306,000	3,386,336	1.63
US Treasury 0.875% 28/02/2011	US	USD	3,100,000	3,111,746	1.50
US Treasury 2.75% 28/02/2013	US	USD	2,857,000	2,966,370	1.43
US Treasury 6.25% 15/08/2023	US	USD	2,295,000	2,879,687	1.39
US Treasury 2.875% 31/01/2013	US	USD	2,580,000	2,690,456	1.30
Germany 3.50% 04/07/2019	DE	EUR	1,660,000	2,484,766	1.20
US Treasury 3.125% 30/09/2013	US	USD	1,930,000	2,022,881	0.97
US Treasury 1.875% 15/06/2012	US	USD	1,973,000	2,003,212	0.97
Development Bank Japan 2.30% 19/03/2026	JP	JPY	170,000,000	1,965,652	0.95
US Treasury 4.25% 15/05/2039	US	USD	1,842,000	1,907,621	0.92
US Treasury 5.125% 15/05/2016	US	USD	1,639,000	1,870,637	0.90
France 3.75% 25/10/2019	FR	EUR	1,225,000	1,822,447	0.88
Germany 3.00% 12/03/2010	DE	EUR	1,200,000	1,774,284	0.85
Germany 4.75% 04/07/2040	DE	EUR	1,040,000	1,736,444	0.84
Canada 4.00% 01/06/2016	CA	CAD	1,700,000	1,697,177	0.82
UK Treasury 3.75% 07/09/2019	GB	GBP	1,045,000	1,681,341	0.81
Fannie Mae 5.125% 15/04/2011	US	USD	1,576,000	1,679,386	0.81
Freddie Mac 5.125% 17/11/2017	US	USD	1,510,000	1,672,325	0.81
Canada 3.75% 01/09/2011	CA	CAD	1,650,000	1,611,165	0.78
Sprint Capital 6.90% 01/05/2019	US	USD	1,635,000	1,475,588	0.71
European Investment Bank 1.40% 20/06/2017	99	JPY	125,000,000	1,423,962	0.69
Venezuela 1.505% FRN 20/04/2011 Reg S	VE	USD	1,595,000	1,406,790	0.68
Russia 7.50% 31/03/2030 Reg S	RU	USD	1,287,800	1,405,505	0.68
US Treasury 1.375% 15/05/2012	US	USD	1,343,000	1,347,302	0.65
Citibank 1.875% 07/05/2012	US	USD	1,250,000	1,256,975	0.61
US Treasury 2.625% 30/06/2014	US	USD	1,200,000	1,221,562	0.59
Time Warner Cable 8.25% 01/04/2019	US	USD	1,000,000	1,214,414	0.59
UK Treasury 5.75% 07/12/2009	GB	GBP	750,000	1,211,845	0.58
Argentina 7.00% 12/09/2013	AR	USD	1,450,000	1,126,400	0.54
MGM Mirage 13.00% 15/11/2013 144A	US	USD	900,000	1,037,250	0.50
US Treasury 1.25% 30/11/2010	US	USD	1,000,000	1,008,984	0.49
US Treasury 2.625% 30/04/2016	US	USD	1,008,000	995,636	0.48
US Treasury 1.375% 15/09/2012	US	USD	995,000	993,134	0.48
US Treasury 2.25% 31/05/2014	US	USD	974,000	977,044	0.47
Global Village Telecom 12.00% 30/06/2011 144A	US	USD	936,000	964,080	0.46
Energy Future Holdings 10.875% 01/11/2017	US	USD	1,240,000	942,400	0.45
HCA 8.75% 01/09/2010	US	USD	910,000	923,650	0.45
Canada 5.00% 01/06/2037	CA	CAD	800,000	893,325	0.43
US Treasury 8.75% 15/05/2020	US	USD	584,000	854,419	0.41
Intelsat Jackson Holdings 9.50% 15/06/2016	BM	USD	790,000	829,500	0.40
Italy 5.00% 01/09/2040	IT	EUR	550,000	827,461	0.40
Cengage Learn Acquisitions 10.50% 15/01/2015 Reg S	US	USD	855,000	812,250	0.39
Canada 3.00% 01/06/2014	CA	CAD	850,000	811,193	0.39

SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Securities Admitted to or Dealt on an Official Stock Exchange or on Other Regulated Markets (continued)					
Calpine Construction Finance 8.00% 01/06/2016 144A	US	USD	790,000	801,850	0.39
Ford Motor Credit 7.375% 28/10/2009	US	USD	770,000	770,000	0.37
CSFB (EXIM Ukraine) 7.65% 07/09/2011	GB	USD	835,000	744,486	0.36
US Treasury 4.375% 15/08/2012	US	USD	682,000	739,917	0.36
US Treasury 1.875% 15/07/2019	US	USD	703,000	723,870	0.35
Charter Comm. 10.00% 30/04/2012 144A (Defaulted)	US	USD	700,000	714,000	0.34
Federal Home Loan Banks 3.625% 18/10/2013	US	USD	670,000	707,018	0.34
Charter Comm. 10.375% 30/04/2014 144A (Defaulted)	US	USD	685,000	700,412	0.34
Williams Companies 7.625% 15/07/2019	US	USD	645,000	697,231	0.34
Freescale Semiconductor 10.125% 15/12/2016	US	USD	1,025,000	695,770	0.34
Nextel Communications 7.375% 01/08/2015	US	USD	700,000	633,500	0.31
Intelsat Jackson Holdings 11.25% 15/06/2016	BM	USD	590,000	631,300	0.30
Intergas Finance 6.875% 04/11/2011 Reg S	NL	USD	630,000	623,700	0.30
HCA 9.25% 15/11/2016	US	USD	590,000	610,650	0.29
Petroleos Venezuela 5.375% 12/04/2027	VE	USD	1,250,000	599,375	0.29
TMK Capital (OAO TMK) 10.00% 29/07/2011	LU	USD	600,000	598,770	0.29
Japan Finance for Municipal Ent. 2.00% 09/05/2016	JP	JPY	50,000,000	595,089	0.29
Verizon Wireless Capital 8.50% 15/11/2018 144A	US	USD	475,000	593,856	0.29
US Treasury 2.50% 15/01/2029	US	USD	550,000	589,230	0.28
Ford Motor Credit 8.00% 15/12/2016	US	USD	625,000	582,141	0.28
RITE AID 7.50% 01/03/2017	US	USD	645,000	572,438	0.28
US Treasury 2.50% 31/03/2013	US	USD	556,000	572,159	0.28
RITE AID 10.375% 15/07/2016	US	USD	575,000	570,688	0.27
Vitro 8.625% 01/02/2012 (Defaulted)	MX	USD	1,225,000	569,903	0.27
Intergen 9.00% 30/06/2017 Reg S	NL	USD	550,000	563,750	0.27
European Investment Bank 1.25% 20/09/2012	99	JPY	49,200,000	562,726	0.27
Toys "R" Us 7.875% 15/04/2013	US	USD	580,000	553,900	0.27
US Treasury 4.75% 15/08/2017	US	USD	494,000	550,964	0.27
DaVita 6.625% 15/03/2013	US	USD	550,000	544,500	0.26
Kabel Deutschland 10.625% 01/07/2014	DE	USD	520,000	543,400	0.26
Avaya 10.125% 01/11/2015 144A	US	USD	745,000	539,442	0.26
US Treasury 4.00% 15/08/2018	US	USD	500,000	528,359	0.25
Italy 3.50% 01/06/2014	IT	EUR	350,000	526,047	0.25
TNK-BP Finance 7.50% 13/03/2013 144A	LU	USD	515,000	520,408	0.25
US Treasury 3.625% 15/08/2019	US	USD	500,000	513,750	0.25
Freddie Mac 3.00% 28/07/2014	US	USD	500,000	509,655	0.25
Hellenic Republic 5.50% 20/08/2014	GR	EUR	315,000	503,801	0.24
Digicel Group 8.875% 15/01/2015 Reg S	BM	USD	540,000	499,500	0.24
Federal Home Loan Bank 1.625% 26/09/2012	US	USD	500,000	498,900	0.24
Freescale Semiconductor 8.875% 15/12/2014	US	USD	640,000	494,400	0.24
Universal City Florida 8.375% 01/05/2010	US	USD	500,000	490,000	0.24
Servicemaster Company 10.75% 15/07/2015 144A	US	USD	510,000	484,500	0.23
US Treasury 7.50% 15/11/2016	US	USD	375,000	483,809	0.23
Six Flags Operations 12.25% 15/07/2016 144A	US	USD	530,000	479,650	0.23
US Treasury 4.375% 15/02/2038	US	USD	450,000	474,750	0.23
Venezuela 13.625% 15/08/2018	VE	USD	460,000	471,500	0.23
Edison Mission Energy 7.20% 15/05/2019	US	USD	587,000	471,068	0.23
Rabobank Nederland 1.05% 22/01/2010 EMTN	NL	JPY	42,000,000	469,521	0.23

SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Securities Admitted to or Dealt on an Official Stock Exchange or on Other Regulated Markets (continued)					
Brazil 8.25% 20/01/2034	BR	USD	355,000	468,075	0.23
Colombia 7.375% 18/09/2037	CO	USD	410,000	462,275	0.22
Tenet Healthcare 8.875% 01/07/2019 144A	US	USD	435,000	457,838	0.22
Petrohawk Energy 9.125% 15/07/2013	US	USD	445,000	453,900	0.22
Tenneco 8.625% 15/11/2014	US	USD	485,000	453,475	0.22
Citi (Indonesia Loan 1995) SLP 1.25% 14/12/2019*	ID	USD	527,725	443,289	0.21
Ford Motor Credit 12.00% 15/05/2015	US	USD	395,000	438,450	0.21
Germany 4.25% 04/07/2014	DE	EUR	275,000	435,620	0.21
Venezuela 10.75% 19/09/2013	VE	USD	440,000	434,500	0.21
Universal City Development 11.75% 01/04/2010	US	USD	425,000	425,000	0.20
Toys R US Property I 10.75% 15/07/2017 144A	US	USD	395,000	424,625	0.20
Education Management 8.75% 01/06/2014	US	USD	400,000	424,000	0.20
Ameristar Casinos 9.25% 01/06/2014 144A	US	USD	405,000	421,200	0.20
Georgia-Pacific 7.125% 15/01/2017 Reg S	US	USD	430,000	419,250	0.20
DISH DBS 6.625% 01/10/2014	US	USD	425,000	414,375	0.20
Chesapeake Energy 6.50% 15/08/2017	US	USD	450,000	411,750	0.20
First Data 9.875% 24/09/2015	US	USD	435,000	402,375	0.19
AES 7.75% 01/03/2014	US	USD	400,000	402,000	0.19
GMAC 8.00% 01/11/2031 Reg S	US	USD	491,000	400,165	0.19
NII Capital 10.00% 15/08/2016 144A	US	USD	385,000	398,475	0.19
Georgia Gulf 9.50% 15/10/2014	US	USD	315,000	393,898	0.19
CIT Group 5.00% 01/02/2015	US	USD	625,000	390,625	0.19
Apria Healthcare Group 11.25% 01/11/2014 144A	US	USD	360,000	388,800	0.19
GMAC 6.625% 15/05/2012 144A	US	USD	420,000	388,500	0.19
Airgas 7.125% 01/10/2018 144A	US	USD	375,000	386,250	0.19
Freescale Semiconductor 9.125% 15/12/2014	US	USD	577,155	385,626	0.19
Charter Comm. 8.75% 15/11/2013 (Defaulted)	US	USD	375,000	385,312	0.19
US Treasury 6.375% 15/08/2027	US	USD	293,000	381,335	0.18
Graphic Packaging Intl 9.50% 15/06/2017 144A	US	USD	355,000	375,412	0.18
Bank of America 7.40% 15/01/2011	US	USD	355,000	373,053	0.18
ARAMARK 8.50% 01/02/2015	US	USD	370,000	372,775	0.18
Uruguay 7.625% 21/03/2036	UY	USD	350,000	370,650	0.18
Wind Acquisition Finance 11.75% 15/07/2017 144A	LU	USD	325,000	365,625	0.18
Intergas Finance 6.375% 14/05/2017 Reg S	NL	USD	400,000	364,000	0.18
Nortek 10.00% 01/12/2013	US	USD	355,000	362,100	0.17
Icahn Enterprises 7.125% 15/02/2013	US	USD	375,000	361,875	0.17
Teck Resources 10.75% 15/05/2019	CA	USD	310,000	361,150	0.17
El Salvador 7.75% 24/01/2023 Reg S	SV	USD	330,000	355,245	0.17
Perusahaan Penerbit 8.80% 23/04/2014 144A	ID	USD	310,000	354,756	0.17
Owens-Brockway Glass Container 7.375% 15/05/2016	US	USD	345,000	353,625	0.17
Tenet Healthcare 10.00% 01/05/2018 144A	US	USD	315,000	348,075	0.17
Sally Holdings 9.25% 15/11/2014	US	USD	330,000	342,375	0.16
Biomet 11.625% 15/10/2017	US	USD	315,000	341,775	0.16
Staples 9.75% 15/01/2014	US	USD	284,000	341,008	0.16
Nielsen Finance 10.00% 01/08/2014	US	USD	335,000	340,444	0.16
NRG Energy 7.375% 01/02/2016	US	USD	350,000	339,500	0.16

* Security with price determined by the Directors.

SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Securities Admitted to or Dealt on an Official Stock Exchange or on Other Regulated Markets (continued)					
Fannie Mae 5.375% 12/06/2017	US	USD	300,000	339,156	0.16
Berry Plastics 8.875% 15/09/2014	US	USD	355,000	336,362	0.16
US Treasury 4.75% 15/02/2037	US	USD	300,000	335,156	0.16
Altria Group 9.25% 06/08/2019	US	USD	270,000	334,715	0.16
Mobile Telesystems Finance 8.00% 28/01/2012 144A	LU	USD	320,000	333,776	0.16
US Treasury 4.625% 15/11/2016	US	USD	300,000	332,812	0.16
Sungard Data Systems 10.625% 15/05/2015 144A	US	USD	310,000	331,700	0.16
Allison Transmission 11.00% 01/11/2015 144A	US	USD	345,000	331,200	0.16
International Paper 9.375% 15/05/2019	US	USD	280,000	328,310	0.16
Freeport-McMoRan C & G 8.375% 01/04/2017	US	USD	305,000	326,731	0.16
Cablemas 9.375% 15/11/2015 Reg S	MX	USD	300,000	323,250	0.16
Ceridian 11.25% 15/11/2015	US	USD	355,000	318,612	0.15
Corrections Corporation of America 7.75% 01/06/2017	US	USD	310,000	318,525	0.15
Bio-Rad Laboratories 8.00% 15/09/2016 144A	US	USD	310,000	316,975	0.15
Evraz Group 8.875% 24/04/2013 144A	LU	USD	330,000	316,515	0.15
Digicel Group 12.00% 01/04/2014 144A	BM	USD	280,000	312,200	0.15
Matahari International 10.75% 07/08/2012	NL	USD	309,000	311,966	0.15
Hughes Network Systems 9.50% 15/04/2014	US	USD	305,000	308,050	0.15
Texas Competitive Electric 10.50% 01/11/2016	US	USD	475,000	307,494	0.15
CSC Holdings 8.625% 15/02/2019 144A	US	USD	290,000	307,400	0.15
Intelsat Jackson Holdings 11.50% 15/06/2016	BM	USD	293,000	306,918	0.15
US Treasury 1.875% 30/04/2014	US	USD	310,000	306,367	0.15
Qwest 8.375% 01/05/2016 144A	US	USD	295,000	304,588	0.15
Michaels Stores 10.00% 01/11/2014	US	USD	310,000	303,800	0.15
Williams Companies 8.125% 15/03/2012	US	USD	280,000	303,604	0.15
YPF 10.00% 02/11/2028	AR	USD	315,000	303,152	0.15
Ford Motor Credit 5.70% 15/01/2010	US	USD	300,000	300,251	0.14
Turkey 6.875% 17/03/2036	TR	USD	300,000	299,700	0.14
Teck Resources 10.25% 15/05/2016	CA	USD	265,000	298,788	0.14
MGM Mirage 7.625% 15/01/2017	US	USD	380,000	298,300	0.14
FTI Consulting 7.625% 15/06/2013	US	USD	300,000	297,750	0.14
Forest Oil 7.25% 15/06/2019	US	USD	315,000	295,312	0.14
TRW Automotive 7.25% 15/03/2017 144A	US	USD	330,000	290,400	0.14
Range Resources 6.375% 15/03/2015	US	USD	300,000	289,500	0.14
RITE AID 9.75% 12/06/2016 144A	US	USD	265,000	286,200	0.14
Virgin Media Finance 9.125% 15/08/2016	GB	USD	275,000	283,938	0.14
Indonesia 11.625% 04/03/2019 144A	ID	USD	200,000	281,000	0.14
Digicel Group 8.875% 15/01/2015 144A	BM	USD	300,000	277,500	0.13
MGM Mirage 11.125% 15/11/2017 144A	US	USD	250,000	274,375	0.13
Vietnam 1.50% VRN 12/03/2016	VN	USD	310,870	273,873	0.13
Wendy's/Arby's Restaurants 10.00% 15/07/2016 144A	US	USD	260,000	273,650	0.13
Citigroup Funding 2.125% 12/07/2012	US	USD	270,000	272,294	0.13
Penske Auto Group 7.75% 15/12/2016	US	USD	295,000	272,138	0.13
Quicksilver Resources In 8.25% 01/08/2015	US	USD	275,000	268,125	0.13
Wynn Las Vegas 6.625% 01/12/2014	US	USD	280,000	266,700	0.13
GMAC 6.75% 01/12/2014 144A	US	USD	305,000	263,825	0.13
Venezuela 7.00% 31/03/2038 Reg S	VE	USD	440,000	263,120	0.13
Petroplus Finance 9.375% 15/09/2019 144A	BM	USD	265,000	261,025	0.13

SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Securities Admitted to or Dealt on an Official Stock Exchange or on Other Regulated Markets (continued)					
VIP Finance (Vimpel) 8.375% 30/04/2013 144A	IE	USD	250,000	260,590	0.13
Kansas City Southern Railway 13.00% 15/12/2013	US	USD	225,000	259,875	0.13
Turkey 7.25% 05/03/2038	TR	USD	250,000	258,800	0.12
HCA 6.50% 15/02/2016	US	USD	290,000	257,375	0.12
MGM Mirage 10.375% 15/05/2014 144A	US	USD	240,000	256,800	0.12
GMAC 7.50% 31/12/2013 144A	US	USD	290,000	256,650	0.12
FMG Finance 10.625% 01/09/2016 144A	AU	USD	235,000	256,150	0.12
Ford Motor Credit 8.00% 01/06/2014	US	USD	265,000	254,212	0.12
Ipalco Enterprises 8.625% 14/11/2011	US	USD	245,000	251,125	0.12
International Bank for R&D 10.00% 05/04/2012	99	RUB	7,500,000	248,897	0.12
Dominican Republic 9.04% 23/01/2018 144A	DO	USD	240,455	248,871	0.12
Sprint Capital 8.375% 15/03/2012	US	USD	240,000	248,100	0.12
Mohegan Tribal Gaming Authority 6.125% 15/02/2013	US	USD	310,000	248,000	0.12
Turkey 7.375% 05/02/2025	TR	USD	230,000	246,686	0.12
Avis Budget Car Rental 7.625% 15/05/2014	US	USD	275,000	246,125	0.12
El Paso 7.25% 01/06/2018	US	USD	255,000	246,075	0.12
Burlington Coat Factory 11.125% 15/04/2014	US	USD	250,000	245,000	0.12
US Treasury 1.375% 15/07/2018	US	USD	247,000	244,195	0.12
Indonesia 8.50% 12/10/2035 144A	ID	USD	200,000	241,000	0.12
RSHB (Russian Agri Bank) 6.97% VRN 21/09/2016	LU	USD	250,000	240,000	0.12
UBS (Vimpel Communications) 8.375% 22/10/2011 Reg S	LU	USD	225,000	239,058	0.12
Spancion 11.25% 15/01/2016 144A (Defaulted)	US	USD	250,000	238,750	0.12
UK Treasury 2.25% 07/03/2014	GB	GBP	150,000	236,720	0.11
Goodyear Tire & Rubber 7.857% 15/08/2011	US	USD	230,000	235,750	0.11
Momentive Performance Materials 9.75% 01/12/2014	US	USD	305,000	235,612	0.11
Turkey 6.75% 03/04/2018	TR	USD	225,000	235,125	0.11
HCA 8.50% 15/04/2019 144A	US	USD	225,000	235,125	0.11
Biomet 10.00% 15/10/2017	US	USD	220,000	234,300	0.11
Atlas Pipeline 8.125% 15/12/2015	US	USD	300,000	234,000	0.11
Teck Resources 9.75% 15/05/2014	CA	USD	210,000	233,100	0.11
Mirant Americas Generation 8.50% 01/10/2021	US	USD	270,000	232,200	0.11
Plains Exploration & Production 7.625% 01/06/2018	US	USD	235,000	231,769	0.11
Severn Trent Utilities Finance 5.25% 11/03/2016 EMTN	GB	EUR	150,000	230,486	0.11
Pemex Project FMT 6.625% 15/06/2035	US	USD	240,000	230,100	0.11
Serbia 3.75% 01/11/2024 144A	RS	USD	230,000	227,194	0.11
Venezuela 9.00% 07/05/2023 Reg S	VE	USD	295,000	224,908	0.11
Sensus Metering Systems 8.625% 15/12/2013	US	USD	220,000	224,400	0.11
Goodyear Tire & Rubber 9.00% 01/07/2015	US	USD	215,000	223,600	0.11
Italy 4.25% 01/03/2020	IT	EUR	150,000	222,444	0.11
Imperial Tobacco Finance 8.375% 17/02/2016 EMTN	GB	EUR	130,000	222,205	0.11
CB Richard Ellis Services 11.625% 15/06/2017 144A	US	USD	205,000	221,400	0.11
CCH II Capital 10.25% 15/09/2010 B (Defaulted)	US	USD	200,000	221,000	0.11
El Salvador 7.65% 15/06/2035 Reg S	SV	USD	220,000	220,000	0.11
Texas Competitive Electric 10.25% 01/11/2015	US	USD	295,000	219,775	0.11
VWR Funding 10.25% 15/07/2015	US	USD	245,000	219,505	0.11
Sistema Capital 8.875% 28/01/2011 Reg S	LU	USD	210,000	216,821	0.10
Mexico 8.30% 15/08/2031 MTN	MX	USD	170,000	216,104	0.10
Indonesia 6.625% 17/02/2037 144A	ID	USD	215,000	212,386	0.10

次へ

SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Securities Admitted to or Dealt on an Official Stock Exchange or on Other Regulated Markets (continued)					
AMC Entertainment 8.75% 01/06/2019	US	USD	205,000	212,175	0.10
Regal Cinemas 8.625% 15/07/2019 144A	US	USD	205,000	211,150	0.10
FMG Finance 10.00% 01/09/2013 144A	AU	USD	200,000	211,000	0.10
Halyk Savings Bank 8.125% 07/10/2009 Reg S	KZ	USD	210,000	209,884	0.10
Nextel Communications 6.875% 31/10/2013	US	USD	225,000	209,250	0.10
Allied Waste North America 6.375% 15/04/2011	US	USD	200,000	208,000	0.10
National Power 6.875% 02/11/2016 144A	PH	USD	200,000	207,000	0.10
GameStop Holdings 8.00% 01/10/2012	US	USD	200,000	206,500	0.10
Affinion Group 10.125% 15/10/2013	US	USD	200,000	206,000	0.10
IASIS Healthcare 8.75% 15/06/2014	US	USD	205,000	204,488	0.10
Mirant Americas Generation 8.30% 01/05/2011	US	USD	200,000	204,000	0.10
Southwestern Energy 7.50% 01/02/2018	US	USD	200,000	203,000	0.10
Levi Strauss 8.875% 01/04/2016	US	USD	200,000	202,000	0.10
Starwood Hotels & Resort 7.875% 15/10/2014	US	USD	195,000	201,338	0.10
Venezuela 8.50% 08/10/2014	VE	USD	225,000	200,250	0.10
US Treasury 4.625% 31/07/2012	US	USD	180,000	196,481	0.09
Ventas Realty 6.50% 01/06/2016	US	USD	200,000	194,000	0.09
Argentina 8.28% 31/12/2033	AR	USD	288,230	192,682	0.09
Tenet Healthcare 9.875% 01/07/2014	US	USD	190,000	191,900	0.09
Chesapeake Energy 6.625% 15/01/2016	US	USD	200,000	191,500	0.09
Senior Housing Property Trust 7.875% 15/04/2015	US	USD	200,000	190,000	0.09
Charter Comm. 10.875% 15/09/2014 144A (Defaulted)	US	USD	175,000	189,875	0.09
GMAC 6.00% 15/12/2011 144A	US	USD	200,000	189,000	0.09
US Treasury 4.50% 15/08/2039	US	USD	175,000	188,863	0.09
Iraq 5.80% 15/01/2028 Reg S	IQ	USD	250,000	188,250	0.09
Gabonese Republic 8.20% 12/12/2017 144A	GA	USD	180,000	187,011	0.09
Seneca Gaming 7.25% 01/05/2012	US	USD	200,000	186,500	0.09
RR1 Energy 6.75% 15/12/2014	US	USD	181,000	185,978	0.09
Targa Resources 8.50% 01/11/2013	US	USD	200,000	185,000	0.09
Sprint Capital 8.75% 15/03/2032	US	USD	195,000	184,275	0.09
Mexico 5.625% 15/01/2017	MX	USD	176,000	183,603	0.09
Apria Healthcare Group 12.375% 01/11/2014 144A	US	USD	170,000	183,600	0.09
GMAC 8.00% 01/11/2031 144A	US	USD	225,000	183,375	0.09
Turkey 8.00% 14/02/2034	TR	USD	160,000	182,168	0.09
PolyOne 8.875% 01/05/2012	US	USD	180,000	181,800	0.09
Vedanta Resources 9.50% 18/07/2018 144A	GB	USD	185,000	181,300	0.09
BNP Paribas 3.625% 16/06/2014 EMTN	FR	EUR	120,000	181,177	0.09
Pakistan 7.125% 31/03/2016 144A	PK	USD	200,000	180,680	0.09
Lafarge 8.75% 30/05/2017 EMTN	FR	GBP	100,000	180,396	0.09
Steel Dynamics 8.25% 15/04/2016 144A	US	USD	180,000	180,000	0.09
Freddie Mac 2.50% 23/04/2014	US	USD	180,000	179,982	0.09
MGM Mirage 7.50% 01/06/2016	US	USD	230,000	179,400	0.09
Navios Maritime Holdings 9.50% 15/12/2014	MH	USD	190,000	178,600	0.09
Eureko 7.375% 16/06/2014 EMTN	NL	EUR	110,000	178,297	0.09
Dollar General 10.625% 15/07/2015	US	USD	160,000	177,600	0.09
Iron Mountain 7.75% 15/01/2015	US	USD	175,000	176,312	0.08
Plains Exploration & Production 7.00% 15/03/2017	US	USD	185,000	176,212	0.08
Telecom Italia 7.375% 15/12/2017 EMTN	IT	GBP	100,000	175,145	0.08

SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Securities Admitted to or Dealt on an Official Stock Exchange or on Other Regulated Markets (continued)					
Freeport-McMoRan C & G 4.995% FRN 01/04/2015	US	USD	175,000	175,000	0.08
Goodyear Tire & Rubber 10.50% 15/05/2016	US	USD	160,000	174,800	0.08
Huntsman International 5.50% 30/06/2016 144A	US	USD	205,000	174,250	0.08
CSC Holdings 8.50% 15/04/2014 144A	US	USD	165,000	174,075	0.08
Nielsen Finance 11.50% 01/05/2016	US	USD	165,000	174,075	0.08
Congo 3.00% 30/06/2029	CG	USD	375,250	173,866	0.08
Graphic Packaging Intl 9.50% 15/08/2013	US	USD	170,000	173,400	0.08
GMAC 6.875% 28/08/2012	US	USD	185,000	169,275	0.08
Energy Transfer Partners 9.00% 15/04/2019	US	USD	140,000	169,137	0.08
GMAC 7.00% 01/02/2012 Reg S	US	USD	180,000	168,300	0.08
Pfizer 5.75% 03/06/2021	US	EUR	100,000	163,181	0.08
Tesco Property Finance 6.052% 13/10/2039	GB	GBP	100,000	163,092	0.08
Orascom Telecom Finance 7.875% 08/02/2014 144A	LU	USD	170,000	162,350	0.08
US Treasury 6.125% 15/08/2029	US	USD	126,000	162,038	0.08
United Surgical Partners 8.875% 01/05/2017	US	USD	170,000	161,500	0.08
Alestra 11.75% 11/08/2014 144A	MX	USD	145,000	160,360	0.08
Rabobank Nederland 4.00% 10/09/2015 EMTN	NL	GBP	100,000	160,116	0.08
Central American Bank 5.375% 24/09/2014 144A	99	USD	160,000	160,020	0.08
CIT Group 5.00% 13/02/2014	US	USD	250,000	159,860	0.08
Williams Companies 7.125% 01/09/2011	US	USD	150,000	158,974	0.08
Reynolds American 7.30% 15/07/2015	US	USD	155,000	158,875	0.08
Avago Technologies Finance 10.125% 01/12/2013	SG	USD	150,000	158,625	0.08
Intelsat Subsidiary Holdings 8.875% 15/01/2015	BM	USD	155,000	158,100	0.08
Telefonica Emisiones 5.496% 01/04/2016 EMTN	ES	EUR	100,000	157,991	0.08
CCH II Capital 10.25% 15/09/2010 (Defaulted)	US	USD	140,000	157,500	0.08
Thames Water Utilities 6.125% 04/02/2013 EMTN	KY	EUR	100,000	157,208	0.08
Drummond 7.375% 15/02/2016 144A	US	USD	180,000	156,600	0.08
Ukraine 6.75% 14/11/2017 144A	UA	USD	200,000	156,500	0.08
Allied Waste North America 7.375% 15/04/2014	US	USD	150,000	155,960	0.08
Urbi Desarrollos Urbanos 8.50% 19/04/2016 144A	MX	USD	155,000	155,622	0.07
Fresenius US Finance II 9.00% 15/07/2015 144A	US	USD	140,000	154,000	0.07
Vietnam 4.00% 12/03/2028	VN	USD	205,000	153,750	0.07
DnB NOR Bank 4.50% 29/05/2014 EMTN	NO	EUR	100,000	153,221	0.07
Alcatel-Lucent 6.50% 15/01/2028	US	USD	200,000	152,500	0.07
Commonwealth Bank Australia 5.50% 06/08/2019 EMTN	AU	EUR	100,000	152,129	0.07
Peabody Energy 7.875% 01/11/2026	US	USD	160,000	152,000	0.07
Fannie Mae 2.75% 13/03/2014	US	USD	150,000	151,920	0.07
American Tower 7.125% 15/10/2012	US	USD	150,000	151,875	0.07
Banco Santander International 3.875% 27/05/2014	ES	EUR	100,000	151,858	0.07
Societe Generale 4.00% 07/07/2016 EMTN	FR	EUR	100,000	151,293	0.07
Staples 7.75% 01/04/2011	US	USD	140,000	151,140	0.07
Citibank 1.50% 12/07/2011	US	USD	150,000	150,978	0.07
Indonesia 8.50% 12/10/2035 Reg S	ID	USD	125,000	150,938	0.07
Edison Mission Energy 7.00% 15/05/2017	US	USD	180,000	149,850	0.07
NXP Funding 7.875% 15/10/2014	NL	USD	190,000	149,150	0.07
Sungard Data Systems 4.875% 15/01/2014	US	USD	165,000	148,706	0.07
EXCO Resources 7.25% 15/01/2011	US	USD	150,000	148,500	0.07
Scientific Games 9.25% 15/06/2019 144A	US	USD	140,000	148,400	0.07

SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Securities Admitted to or Dealt on an Official Stock Exchange or on Other Regulated Markets (continued)					
NewPage 11.375% 31/12/2014 144A	US	USD	150,000	147,750	0.07
Targa Resources Partners 11.25% 15/07/2017 144A	US	USD	140,000	147,000	0.07
Westpac Banking 4.25% 22/09/2016 EMTN	AU	EUR	100,000	146,753	0.07
Banco Comercial Portugues 3.75% 08/10/2016	PT	EUR	100,000	146,563	0.07
Intesa Sanpaolo 5.00% 23/09/2019 EMTN	IT	EUR	100,000	146,446	0.07
TRW Automotive 7.00% 15/03/2014 144A	US	USD	160,000	145,600	0.07
Asbury Automotive Group 8.00% 15/03/2014	US	USD	155,000	144,925	0.07
Quicksilver Resources In 9.125% 15/08/2019	US	USD	145,000	144,638	0.07
Nielsen Finance 12.50% 01/08/2016	US	USD	185,000	144,300	0.07
Crown Cork & Seal 8.00% 15/04/2023	US	USD	150,000	143,250	0.07
Chesapeake Energy 9.50% 15/02/2015	US	USD	135,000	142,931	0.07
Sonic Automotive 8.625% 15/08/2013	US	USD	150,000	142,875	0.07
Us Oncology 9.125% 15/08/2017 144A	US	USD	135,000	142,425	0.07
Crown Castle International 9.00% 15/01/2015	US	USD	135,000	141,750	0.07
Omega Healthcare Investors 7.00% 15/01/2016	US	USD	150,000	141,750	0.07
US Treasury 0.875% 31/03/2011	US	USD	140,000	140,465	0.07
Steel Dynamics 7.375% 01/11/2012	US	USD	140,000	139,825	0.07
Indonesia 6.875% 17/01/2018 144A	ID	USD	130,000	139,146	0.07
Nisource Finance 10.75% 15/03/2016	US	USD	118,000	138,637	0.07
Ford Motor Credit 2.079% FRN 15/01/2010	US	USD	140,000	138,425	0.07
Egypt 8.20% 27/10/2009	EG	EGP	765,000	138,195	0.07
Georgia-Pacific 8.25% 01/05/2016 144A	US	USD	130,000	135,850	0.07
New Albertsons 7.75% 15/06/2026	US	USD	150,000	133,500	0.06
Chesapeake Energy 6.875% 15/11/2020	US	USD	150,000	133,500	0.06
Ford Motor Credit 7.00% 01/10/2013	US	USD	140,000	132,018	0.06
American Casino & Entertainment 11.00% 15/06/2014 144A	US	USD	145,000	131,950	0.06
Catalent Pharma Solutions 9.50% 15/04/2015	US	USD	160,000	131,547	0.06
Helix Energy Solutions 9.50% 15/01/2016 144A	US	USD	130,000	130,325	0.06
Ford Motor Company 6.625% 15/02/2028	US	USD	180,000	129,600	0.06
SandRidge Energy 8.00% 01/06/2018 144A	US	USD	135,000	129,600	0.06
Ghana 8.50% 04/10/2017 144A	GH	USD	130,000	129,512	0.06
Videotron 9.125% 15/04/2018 144A	CA	USD	120,000	129,000	0.06
Majapahit Holding 7.25% 28/06/2017 Reg S	NL	USD	125,000	127,975	0.06
Freeport-McMoRan C & G 8.25% 01/04/2015	US	USD	120,000	127,500	0.06
Cellu Tissue Holdings 11.50% 01/06/2014	US	USD	120,000	127,200	0.06
DirecTV Holdings 6.375% 15/06/2015	US	USD	125,000	126,562	0.06
CSN Islands Xi 6.875% 21/09/2019 144A	KY	USD	125,000	125,000	0.06
Uruguay 8.00% 18/11/2022	UY	USD	110,000	123,200	0.06
Chesapeake Energy 7.25% 15/12/2018	US	USD	130,000	123,175	0.06
Petrohawk Energy 7.875% 01/06/2015	US	USD	125,000	123,125	0.06
DISH DBS 7.75% 31/05/2015	US	USD	120,000	122,400	0.06
Sprint Capital 6.875% 15/11/2028	US	USD	145,000	121,075	0.06
Pride International 8.50% 15/06/2019	US	USD	110,000	121,000	0.06
AES 9.75% 15/04/2016 144A	US	USD	110,000	119,900	0.06
Continental Airlines RJ04 9.558% 01/09/2019	US	USD	157,740	119,882	0.06
Hellenic Republic 4.60% 20/09/2040	GR	EUR	90,000	119,835	0.06
Brazil 7.125% 20/01/2037	BR	USD	100,000	118,801	0.06
Forest Oil 7.75% 01/05/2014	US	USD	120,000	117,000	0.06

SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Securities Admitted to or Dealt on an Official Stock Exchange or on Other Regulated Markets (continued)					
Nuveen Investments 10.50% 15/11/2015 144A	US	USD	135,000	116,775	0.06
NSG Holdings 7.75% 15/12/2025 Reg S	US	USD	130,000	116,350	0.06
Royal Caribbean Cruises 11.875% 15/07/2015	LR	USD	105,000	115,500	0.06
Ipalco Enterprises 7.25% 01/04/2016 144A	US	USD	115,000	115,288	0.06
Realogy 10.50% 15/04/2014	US	USD	160,000	114,800	0.06
Freescale Semiconductor 4.174% FRN 15/12/2014	US	USD	170,000	113,900	0.05
Argentina 2.50% 31/12/2038	AR	USD	340,000	111,860	0.05
Tenneco 8.125% 15/11/2015	US	USD	115,000	111,550	0.05
Venezuela 9.375% 13/01/2034	VE	USD	145,000	110,925	0.05
RSHB (Russian Agri Bank) 9.00% 11/06/2014 144A	LU	USD	100,000	110,042	0.05
United Surgical Partners 9.25% 01/05/2017	US	USD	120,000	109,200	0.05
Tenet Healthcare 9.25% 01/02/2015	US	USD	105,000	108,938	0.05
Fannie Mae 2.50% 15/05/2014	US	USD	108,000	107,892	0.05
Lamar Media 6.625% 15/08/2015 C	US	USD	115,000	107,238	0.05
Majapahit Holding 8.00% 07/08/2019 144A	NL	USD	100,000	107,113	0.05
Turkey 7.00% 11/03/2019	TR	USD	100,000	106,390	0.05
Allied Waste North America 7.125% 15/05/2016	US	USD	100,000	105,500	0.05
Export-Import Bank of India 0.881% FRN 07/06/2012	IN	JPY	10,000,000	105,363	0.05
Connacher Oil and Gas 10.25% 15/12/2015 144A	CA	USD	130,000	105,300	0.05
Turkey 7.00% 05/06/2020	TR	USD	100,000	105,135	0.05
Global Crossing 12.00% 15/09/2015 144A	BM	USD	100,000	104,750	0.05
Allied Waste North America 5.75% 15/02/2011	US	USD	100,000	104,000	0.05
CMS Energy 8.75% 15/06/2019	US	USD	95,000	103,550	0.05
RSHB (Russian Agri Bank) 7.125% 14/01/2014 144A	LU	USD	100,000	102,962	0.05
Eurasian Development Bank 7.375% 29/09/2014 144A	99	USD	100,000	102,960	0.05
Nationwide Building Society 3.375% VRN 17/08/2015	GB	EUR	75,000	102,528	0.05
DISH DBS 6.375% 01/10/2011	US	USD	100,000	102,125	0.05
Telcordia Technologies 4.259% FRN 15/07/2012 Reg S	US	USD	120,000	102,000	0.05
Barclays 10.00% 21/05/2021 EMTN	GB	GBP	50,000	101,949	0.05
Nortel Networks 6.875% 01/09/2023 (Defaulted)	CA	USD	350,000	101,500	0.05
Crown Americas 7.625% 15/05/2017 144A	US	USD	100,000	101,000	0.05
DigitalGlobe 10.50% 01/05/2014 144A	US	USD	95,000	100,700	0.05
South East Water 5.5834% 29/03/2029	KY	GBP	65,000	100,599	0.05
Clear Channel Communications 5.00% 15/03/2012	US	USD	170,000	100,512	0.05
Continental Airlines ERJ1 9.798% 01/04/2021	US	USD	127,733	99,632	0.05
Owens-Brockway Glass Container 6.75% 01/12/2014	US	USD	100,000	99,000	0.05
Eureko 5.125% VRN (Perpetual)	NL	EUR	100,000	98,822	0.05
Petroleum Development 12.00% 15/02/2018	US	USD	100,000	98,750	0.05
Mac-Gray 7.625% 15/08/2015	US	USD	100,000	98,750	0.05
Speedway Motorsports 6.75% 01/06/2013	US	USD	100,000	98,000	0.05
HSBK Europe 9.25% 16/10/2013 144A	NL	USD	100,000	97,750	0.05
Georgia 7.50% 15/04/2013	GE	USD	100,000	97,500	0.05
Videotron 9.125% 15/04/2018	CA	USD	90,000	96,750	0.05
Foundation PA Coal 7.25% 01/08/2014	US	USD	100,000	96,500	0.05
Intelsat Subsidiary Holdings 8.50% 15/01/2013	BM	USD	95,000	95,712	0.05
RSHB (Russian Agri Bank) 6.299% 15/05/2017 144A	LU	USD	100,000	95,583	0.05
Fukoku Mutual Life Insurance 4.50% VRN 28/09/2025	JP	EUR	100,000	95,436	0.05
Liberty Media 5.70% 15/05/2013	US	USD	100,000	95,250	0.05

SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Securities Admitted to or Dealt on an Official Stock Exchange or on Other Regulated Markets (continued)					
Ukraine 6.875% 04/03/2011 Reg S	UA	USD	100,000	92,570	0.04
RSC Equipment Rental 10.00% 15/07/2017 144A	US	USD	85,000	90,950	0.04
Anheuser-Busch InBev 8.625% 30/01/2017 EMTN	BE	EUR	50,000	90,532	0.04
Deutsche Telekom 7.50% 24/01/2033 EMTN	NL	EUR	50,000	89,265	0.04
US Treasury 1.50% 31/12/2013	US	USD	91,000	89,144	0.04
Cerveceria Nacional Dominicana 16.00% 27/03/2012	DO	USD	100,000	88,980	0.04
Lamar Media 6.625% 15/08/2015	US	USD	95,000	88,350	0.04
Nortel Networks 10.75% 15/07/2016 (Defaulted)	CA	USD	155,000	87,962	0.04
Georgia Gulf 7.125% 15/12/2013	US	USD	70,000	87,533	0.04
Uruguay 6.875% 28/09/2025	UY	USD	85,000	86,912	0.04
Roche Holding 6.50% 04/03/2021 EMTN	US	EUR	50,000	86,532	0.04
Interpublic Group 10.00% 15/07/2017 144A	US	USD	80,000	86,400	0.04
UBS London 6.375% 20/07/2016 EMTN	CH	GBP	50,000	86,332	0.04
Pakistan Mobile Comm. 8.625% 13/11/2013 144A	PK	USD	100,000	86,000	0.04
GMAC 8.00% 01/11/2031	US	USD	105,000	85,399	0.04
Compagnie de St Gobain 8.25% 28/07/2014 EMTN	FR	EUR	50,000	85,206	0.04
Continental Airlines 8.75% 01/12/2011	US	USD	100,000	85,000	0.04
Nielsen Finance 11.625% 01/02/2014	US	USD	80,000	84,800	0.04
Santander Issuances 7.30% VRN 27/07/2019	ES	GBP	50,000	84,754	0.04
Linde Finance 6.75% 08/12/2015 EMTN	NL	EUR	50,000	84,420	0.04
Svenska Handelsbanken 5.50% 26/05/2016	SE	GBP	50,000	84,079	0.04
Ford Motor Company 6.625% 01/10/2028	US	USD	115,000	83,375	0.04
HCA 9.125% 15/11/2014	US	USD	80,000	83,000	0.04
GMAC 6.625% 15/05/2012	US	USD	90,000	82,350	0.04
Affinion Group 10.125% 15/10/2013 144A	US	USD	80,000	82,200	0.04
Kansas City Southern Railway 8.00% 01/06/2015	US	USD	80,000	81,200	0.04
Bank of America 6.125% 15/09/2021 EMTN	US	GBP	50,000	81,146	0.04
Sovereign Housing Capital 5.705% 10/09/2039	GB	GBP	50,000	81,090	0.04
Enel Finance 5.75% 14/09/2040 EMTN	LU	GBP	50,000	80,330	0.04
American Express Credit 5.375% 01/10/2014 EMTN	US	GBP	50,000	79,945	0.04
Cenveo 10.50% 15/08/2016 144A	US	USD	85,000	79,900	0.04
Berry Petroleum 10.25% 01/06/2014	US	USD	75,000	79,875	0.04
Cloverie (Zurich) 7.50% VRN 24/07/2039 EMTN	IE	EUR	50,000	79,425	0.04
Schering-Plough 5.375% 01/10/2014	US	EUR	50,000	79,102	0.04
Wachovia 6.00% 23/05/2013 EMTN	US	EUR	50,000	78,970	0.04
USI Holdings 4.315% FRN 15/11/2014 144A	US	USD	95,000	78,969	0.04
Bord Gais Eireann 5.75% 16/06/2014 EMTN	IE	EUR	50,000	77,992	0.04
Range Resources 7.25% 01/05/2018	US	USD	80,000	77,600	0.04
Volkswagen 5.375% 15/11/2013 EMTN	NL	EUR	50,000	77,525	0.04
Ford Motor Company 6.375% 01/02/2029	US	USD	105,000	77,175	0.04
Commercial Vehicle Group 8.00% 01/07/2013	US	USD	140,000	77,000	0.04
Station Casinos 6.00% 01/04/2012	US	USD	255,000	76,500	0.04
NXP Funding 9.50% 15/10/2015	NL	USD	115,000	76,475	0.04
SES Global Americas 4.875% 09/07/2014 EMTN	US	EUR	50,000	76,141	0.04
Petroleos de Venezuela 17.90% 10/07/2011	VE	USD	100,000	75,875	0.04
Standard Chartered Bank 5.875% 26/09/2017 EMTN	GB	EUR	50,000	75,763	0.04
CIT Group 5.40% 07/03/2013	US	USD	115,000	74,789	0.04
KPN 5.625% 30/09/2024	NL	EUR	50,000	74,327	0.04

SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Securities Admitted to or Dealt on an Official Stock Exchange or on Other Regulated Markets (continued)					
Washington Mutual 4.375% 19/05/2014 (Defaulted)	US	EUR	50,000	74,300	0.04
RBS 5.375% 30/09/2019 EMTN	GB	EUR	50,000	74,247	0.04
Enel Finance 5.00% 14/09/2022 EMTN	LU	EUR	50,000	74,056	0.04
Australia & New Zealand Banking 5.125% 10/09/2019 EMTN	AU	EUR	50,000	73,625	0.04
Wachovia 4.375% 01/08/2016	US	EUR	50,000	73,342	0.04
KBC 4.50% 17/09/2014 EMTN	NL	EUR	50,000	73,245	0.04
Verso Paper 11.50% 01/07/2014 144A	US	USD	70,000	72,800	0.04
Rexam 4.375% 15/03/2013 EMTN	GB	EUR	50,000	72,736	0.04
Gaz Capital 6.605% 13/02/2018	LU	EUR	50,000	72,556	0.03
Wal-Mart Stores 4.875% 21/09/2029	US	EUR	50,000	72,550	0.03
Credit Suisse Guernsey 3.625% VRN 23/01/2018	GB	EUR	50,000	71,036	0.03
Rabobank Nederland 1.046% FRN 28/07/2015 EMTN	NL	EUR	50,000	70,758	0.03
Morgan Stanley 4.00% 17/11/2015 EMTN	US	EUR	50,000	70,476	0.03
Wachovia 5.25% 01/08/2023 EMTN	US	GBP	50,000	70,469	0.03
Mariner Energy 11.75% 30/06/2016	US	USD	65,000	69,875	0.03
GMAC 6.625% 15/05/2012 Reg S	US	USD	75,000	69,375	0.03
US Bank 4.375% VRN 28/02/2017 EMTN	US	EUR	50,000	68,608	0.03
GMAC 6.875% 15/09/2011 144A	US	USD	70,000	66,150	0.03
Bank of America 4.75% VRN 23/05/2017 EMTN	US	EUR	50,000	65,425	0.03
Pemex Project FMT 5.75% 01/03/2018	US	USD	65,000	64,188	0.03
Noranda Aluminium Acquisition 5.43% 15/05/2015	US	USD	93,305	63,576	0.03
American Airlines 01-1 6.977% 23/05/2021	US	USD	79,335	63,468	0.03
Bank of America 4.00% VRN 28/03/2018 EMTN	US	EUR	50,000	63,221	0.03
Society of Lloyd's 5.625% VRN 17/11/2024	GB	EUR	50,000	63,123	0.03
CIT Group 5.60% 27/04/2011	US	USD	90,000	62,529	0.03
Mapfre 5.921% VRN 24/07/2037	ES	EUR	50,000	61,653	0.03
GMAC 6.875% 15/09/2011	US	USD	65,000	61,425	0.03
Credit Logement 4.604% VRN (Perpetual)	FR	EUR	50,000	59,605	0.03
Clear Channel Communications 6.25% 15/03/2011	US	USD	85,000	59,500	0.03
Mexico 7.50% 08/04/2033 MTN	MX	USD	50,000	59,000	0.03
Colombia 11.75% 01/03/2010	CO	COP	110,000,000	58,600	0.03
HCA 6.375% 15/01/2015	US	USD	65,000	57,850	0.03
General Nutrition Center 5.178% 15/03/2014	US	USD	65,000	57,200	0.03
Casella Waste Systems 11.00% 15/07/2014 144A	US	USD	50,000	52,625	0.03
UK Treasury 4.25% 07/12/2055	GB	GBP	30,000	49,968	0.02
CIT Group 4.25% 01/02/2010	US	USD	65,000	49,708	0.02
Avis Budget Car Rental 7.75% 15/05/2016	US	USD	55,000	47,850	0.02
United Mexican States 5.95% 19/03/2019 EMTN	MX	USD	44,000	46,152	0.02
Claire's Stores 9.25% 01/06/2015	US	USD	65,000	45,825	0.02
Tennessee Gas Pipeline 8.00% 01/02/2016	US	USD	40,000	45,200	0.02
Tenet Healthcare 7.375% 01/02/2013	US	USD	45,000	45,000	0.02
GMAC 6.00% 15/12/2011	US	USD	45,000	42,075	0.02
Nexstar Broadcasting 7.00% 15/01/2014	US	USD	93,297	41,894	0.02
American Airlines 01-1 7.377% 23/05/2019	US	USD	70,461	41,572	0.02
CIT Group 5.125% 30/09/2014 MTN	US	USD	65,000	40,950	0.02
GMAC 7.50% 31/12/2013 Reg S	US	USD	45,000	39,825	0.02
Clear Channel Communications 4.40% 15/05/2011	US	USD	60,000	39,600	0.02
MGM Mirage 6.625% 15/07/2015	US	USD	50,000	39,000	0.02

SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Securities Admitted to or Dealt on an Official Stock Exchange or on Other Regulated Markets (continued)					
Siemens 6.125% VRN (Perpetual)	NL	GBP	25,000	37,430	0.02
Nextel Communications 5.95% 15/03/2014	US	USD	40,000	35,600	0.02
Shingle Springs Tribal G.A. 9.375% 15/06/2015 Reg S	US	USD	50,000	35,500	0.02
Mexican Bonos De Desarrollo 9.50% 18/12/2014	MX	MXN	432,500	34,934	0.02
Ventas Realty 6.50% 01/06/2016 Ser 1	US	USD	35,000	33,950	0.02
Enterprise Inns 6.50% 06/12/2018	GB	GBP	25,000	31,847	0.02
Waterford Gaming 8.625% 15/09/2014 Reg S	US	USD	50,000	30,000	0.01
US Treasury 1.875% 28/02/2014	US	USD	30,000	29,747	0.01
General Cable 7.125% 01/04/2017	US	USD	30,000	28,575	0.01
American Airlines 01-2 8.608% 01/04/2011	US	USD	30,000	27,600	0.01
Dignity Finance 8.151% 31/12/2030	GB	GBP	15,000	26,146	0.01
NXP Funding 3.259% FRN 15/10/2013	NL	USD	35,000	25,200	0.01
Ford Motor Company 7.45% 16/07/2031	US	USD	30,000	24,600	0.01
Omega Healthcare Investors 7.00% 01/04/2014	US	USD	25,000	24,312	0.01
Rural/Metro Operating 9.875% 15/03/2015	US	USD	25,000	24,250	0.01
Station Casinos 7.75% 15/08/2016	US	USD	60,000	18,900	0.01
Nexstar Finance 7.00% 15/01/2014	US	USD	31,000	13,950	0.01
CIT Group 7.625% 30/11/2012	US	USD	20,000	13,152	0.01
Georgia Gulf 10.75% 15/10/2016	US	USD	25,000	12,135	0.01
Airgas 6.25% 15/07/2014	US	USD	5,000	5,138	0.00
Momentive Performance Materials 10.125% 01/12/2014	US	USD	7,165	4,897	0.00
MGM Mirage 6.75% 01/04/2013	US	USD	5,000	4,150	0.00
Bank of America 7.625% 01/06/2019	US	USD	3,000	3,404	0.00
Reader's Digest Association 9.00% 15/02/2017	US	USD	150,000	3,375	0.00
Marsh & McLennan Cos 9.25% 15/04/2019	US	USD	2,000	2,510	0.00
Anglo American Capital 9.375% 08/04/2019 144A	GB	USD	1,000	1,215	0.00
Bank of America 7.375% 15/05/2014	US	USD	1,000	1,115	0.00
				<u>187,474,903</u>	<u>90.33</u>
Unlisted					
Viant Holdings 10.125% 15/07/2017 144A	US	USD	558,000	524,521	0.25
CCH II Capital 10.25% 01/10/2013 144A	US	USD	300,000	306,000	0.15
Catalina Marketing 10.50% 01/10/2015 144A	US	USD	295,000	289,838	0.14
Six Flags Operations 12.25% 15/07/2016 Reg S	US	USD	234,000	211,770	0.10
Connacher Oil And Gas 11.75% 15/07/2014 144A	CA	USD	195,000	205,724	0.10
North American Energy 10.875% 01/06/2016 144A	US	USD	185,000	190,550	0.09
Crown Castle GS III 7.75% 01/05/2017 144A	US	USD	170,000	175,525	0.08
Univision Communications 12.00% 01/07/2014 144A	US	USD	70,000	75,250	0.04
Sealy Mattress 10.875% 15/04/2016 144A	US	USD	55,000	60,500	0.03
Seagate Technology 10.00% 01/05/2014 144A	KY	USD	50,000	54,625	0.03
Delta Air Lines 9.50% 15/09/2014 144A	US	USD	50,000	49,938	0.02
Tenet Healthcare 10.00% 01/05/2018 Reg S	US	USD	25,000	27,625	0.01
Tenet Healthcare 9.00% 01/05/2015 Reg S	US	USD	25,000	26,250	0.01
Sequa 11.75% 01/12/2015 144A	US	USD	5,000	3,975	0.00
				<u>2,202,091</u>	<u>1.06</u>
Total Investments (Cost USD 179,716,866)				<u>189,676,994</u>	<u>91.39</u>

SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)

	Underlying Exposure USD	Unrealised gain / (loss) USD	% Nets Assets
Forward Foreign Exchange Contracts			
Bought JPY Sold USD at 96.17210 19/11/2009	202,762	15,195	0.01
Bought EUR Sold USD at 0.70192 22/10/2009	210,850	5,627	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.70482 22/10/2009	143,298	4,433	0.00
Bought JPY Sold USD at 94.04000 19/11/2009	83,773	4,282	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.70920 22/10/2009	114,214	4,264	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.70323 22/10/2009	135,090	3,865	0.00
Bought USD Sold GBP at 1.61738 09/12/2009	313,600	3,407	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.69778 22/10/2009	161,942	3,341	0.00
Bought CAD Sold USD at 1.10706 19/11/2009	76,780	2,521	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.69817 22/10/2009	117,449	2,491	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.70318 22/10/2009	71,106	2,029	0.00
Bought JPY Sold USD at 90.21200 19/11/2009	228,018	1,899	0.00
Bought JPY Sold USD at 91.22240 19/11/2009	95,371	1,871	0.00
Bought CAD Sold USD at 1.09695 19/11/2009	78,399	1,834	0.00
Bought CAD Sold USD at 1.09227 19/11/2009	83,312	1,586	0.00
Bought CAD Sold USD at 1.08428 19/11/2009	104,217	1,207	0.00
Bought CAD Sold USD at 1.08380 19/11/2009	99,649	1,109	0.00
Bought JPY Sold USD at 90.75000 19/11/2009	77,135	1,106	0.00
Bought USD Sold EUR at 1.47801 22/10/2009	96,537	1,011	0.00
Bought USD Sold EUR at 1.47050 22/10/2009	172,597	922	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.68871 22/10/2009	116,160	855	0.00
Bought USD Sold GBP at 1.63438 09/12/2009	30,400	653	0.00
Bought CAD Sold USD at 1.07667 19/11/2009	136,532	612	0.00
Bought USD Sold EUR at 1.46521 22/10/2009	235,492	407	0.00
Bought GBP Sold USD at 0.62756 09/12/2009	78,081	319	0.00
Bought GBP Sold USD at 0.62606 09/12/2009	151,744	256	0.00
Bought USD Sold JPY at 0.01119 19/11/2009	85,115	131	0.00
Bought CAD Sold USD at 1.07096 19/11/2009	84,970	(73)	(0.00)
Bought EUR Sold USD at 0.68279 22/10/2009	130,348	(169)	(0.00)
Bought EUR Sold USD at 0.68181 22/10/2009	111,467	(303)	(0.00)
Bought EUR Sold USD at 0.67930 22/10/2009	76,550	(490)	(0.00)
Bought USD Sold EUR at 1.45463 22/10/2009	90,686	(499)	(0.00)
Bought CAD Sold USD at 1.06450 19/11/2009	77,971	(536)	(0.00)
Bought EUR Sold USD at 0.67944 22/10/2009	91,252	(565)	(0.00)
Bought EUR Sold USD at 0.68119 22/10/2009	158,545	(575)	(0.00)
Bought USD Sold GBP at 1.58941 09/12/2009	89,600	(593)	(0.00)
Bought USD Sold EUR at 1.42154 22/10/2009	23,403	(658)	(0.00)
Bought EUR Sold USD at 0.68088 22/10/2009	237,929	(975)	(0.00)
Bought EUR Sold USD at 0.67847 22/10/2009	142,968	(1,088)	(0.00)
Bought USD Sold EUR at 1.42299 22/10/2009	73,134	(1,985)	(0.00)
Bought GBP Sold USD at 0.60435 09/12/2009	74,460	(2,460)	(0.00)
Bought USD Sold CAD at 0.92554 19/11/2009	318,137	(2,527)	(0.00)
Bought USD Sold CAD at 0.92312 19/11/2009	275,221	(2,899)	(0.00)
Bought GBP Sold USD at 0.60509 09/12/2009	109,074	(3,474)	(0.00)
Bought USD Sold EUR at 1.44116 22/10/2009	267,671	(3,939)	(0.00)
Bought GBP Sold USD at 0.60476 09/12/2009	153,781	(4,981)	(0.00)
Bought USD Sold EUR at 1.43620 22/10/2009	340,805	(6,171)	(0.00)

SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)

	Underlying Exposure USD	Unrealised gain / (loss) USD	% Nets Assets	
Forward Foreign Exchange Contracts (continued)				
Bought USD Sold EUR at 1.43020 22/10/2009	498,775	(11,077)	(0.01)	
Bought USD Sold JPY at 0.01085 19/11/2009	438,888	(12,936)	(0.01)	
		<u>8,260</u>	<u>0.00</u>	
	Currency	Underlying Exposure USD	Unrealised gain / (loss) USD	% Nets Assets
Futures				
Euro Bund Future 08/12/2009	EUR	(487,520)	(3,402)	(0.00)
			<u>(3,402)</u>	<u>(0.00)</u>

SCHEDULE OF INVESTMENTS (continued)

Geographical Split				
	Country Code	%		
			Marshall Islands	MH 0.09
			Gabon	GA 0.09
USA	US	60.17	Iraq	IQ 0.09
Germany	DE	3.35	Singapore	SG 0.08
Canada	CA	3.18	Congo	CG 0.08
Argentina	AR	2.79	Egypt	EG 0.07
UK	GB	2.75	Norway	NO 0.07
Netherlands	NL	1.88	Portugal	PT 0.07
Venezuela	VE	1.84	Ghana	GH 0.06
Luxembourg	LU	1.71	Liberia	LR 0.06
Bermuda	BM	1.68	Georgia	GE 0.05
Japan	JP	1.29	India	IN 0.05
Supranational	99	1.21	Belgium	BE 0.04
France	FR	1.20	Sweden	SE 0.04
Italy	IT	0.91	Switzerland	CH 0.04
Indonesia	ID	0.88	Cash and other net assets	8.61
Mexico	MX	0.84	Total	100.00
Russia	RU	0.68		
Turkey	TR	0.68		
Australia	AU	0.40		
Greece	GR	0.30		
Brazil	BR	0.29		
El Salvador	SV	0.28		
Uruguay	UY	0.28		
Colombia	CO	0.25		
Spain	ES	0.22		
Cayman Islands	KY	0.22		
Ireland	IE	0.21		
Vietnam	VN	0.20		
Dominican Republic	DO	0.16		
Pakistan	PK	0.13		
Ukraine	UA	0.12		
Serbia	RS	0.11		
Kazakhstan	KZ	0.10		
Philippines	PH	0.10		
			Sector Split	
				%
			Government	39.81
			Financials	14.44
			Consumer Discretionary	10.65
			Telecommunication Services	5.01
			Energy	4.43
			Materials	3.94
			Healthcare	3.42
			Utilities	3.21
			Information Technology	2.47
			Industrials	2.28
			Consumer Staples	1.06
			Corporate Bonds	0.67
			Cash and other net assets	8.61
			Total	100.00

The accompanying notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

(2) 【 2008年 9 月30日終了年度 】

【 貸借対照表 】

フィデリティ ・ グローバル ・ ボンド ・ シリーズ

純資産計算書

2008年 9 月30日現在

フィデリティ ・ グローバル ・ ボンド ・ シリーズ -
米ドル ・ マンスリー ・ インカム

	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券時価評価額	128,432,396	11,529,376
銀行預金	19,490,468	1,749,659
投資有価証券売却未収金	5,561,129	499,223
受益証券発行未収金	3,398,685	305,100
未収利息	2,201,423	197,622
為替先渡契約未実現利益	81,825	7,345
資産合計	159,165,926	14,288,325
負債		
投資有価証券購入未払金	5,705,480	512,181
未払費用	54,919	4,930
為替先渡契約未実現損失	72,016	6,465
その他の未払金	683	61
負債合計	5,833,098	523,637
純資産 2008年 9 月30日現在	153,332,828	13,764,688
純資産 2007年 9 月30日現在	133,121,142	11,950,285
受益証券発行残高、2008年 9 月30日現在		
- クラス A 受益証券 (ファンド通貨)	2,694,000口	
- クラス B 受益証券 (ファンド通貨)	13,275,750口	
受益証券 1 口当たり純資産価格、2008年 9 月30日現在		
- クラス A 受益証券 (ファンド通貨)	9.60米ドル	862円
- クラス B 受益証券 (ファンド通貨)	9.60米ドル	862円
受益証券 1 口当たり純資産価格、2007年 9 月30日現在		
- クラス A 受益証券 (ファンド通貨)	10.17米ドル	913円
- クラス B 受益証券 (ファンド通貨)	10.16米ドル	912円

添付の財務書類に対する注記は、当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用および純資産変動計算書

2008年9月30日に終了した年度

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ -
米ドル・マンスリー・インカム

	(米ドル)	(千円)
投資収益		
受取利息	8,482,075	761,436
純収益	8,482,075	761,436
費用		
投資運用報酬	1,463,810	131,406
管理事務費用	240,572	21,596
保管取引報酬	16,806	1,509
保護預かり手数料	42,791	3,841
法務および監査報酬	188,133	16,889
販売報酬	608,232	54,601
国税	82,285	7,387
日本代行協会員報酬	29,274	2,628
その他の費用	12,315	1,106
費用合計	2,684,218	240,962
純投資(損)益	5,797,857	520,474
投資取引に係る実現純(損)益	626,578	56,248
為替先渡契約に係る実現純(損)益	138,316	12,417
投資未実現評価(損)益の純変動	(9,700,797)	(870,841)
為替先渡契約未実現評価(損)益の純変動	(12,919)	(1,160)
運用実績	(3,150,965)	(282,862)
受益者への分配金	(5,660,010)	(508,099)
資本取引		
受益証券発行手取金	38,931,864	3,494,913
受益証券買戻支払額	(9,909,203)	(889,549)
資本取引による増(減)	29,022,661	2,605,364
純増(減)額	20,211,686	1,814,403
純資産		
期首現在	133,121,142	11,950,285
期末現在	153,332,828	13,764,688
クラスA 受益証券：発行済受益証券数		(口)
発行済受益証券数 - 期首		2,189,900
発行済受益証券数		822,610
買戻受益証券数		(318,510)
受益証券の純増(減)		504,100
発行済受益証券数 - 期末		2,694,000
クラスB 受益証券：発行済受益証券数		(口)
発行済受益証券数 - 期首		10,907,450
発行済受益証券数		3,033,790
買戻受益証券数		(665,490)
受益証券の純増(減)		2,368,300
発行済受益証券数 - 期末		13,275,750

添付の財務書類に対する注記は、当財務書類の一部である。

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ

財務書類に対する注記

2008年9月30日

1. 一般事項

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ（「ファンド」）は、非法人形態の証券共有持分としてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたミューチュアル・インベストメント・ファンド（fonds commun de placement）である。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立され、ルクセンブルグに登記上の事務所を有しているF I L・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（「管理会社」）によって、共同所有者（「受益者」）の利益のために管理運用されている。ファンドは、ルクセンブルグの2002年12月20日の投資信託に関する法律のパート に基づき登録されている。

本書におけるファンドへの言及は、文脈上適切な場合、ファンドのために行為する管理会社を意味するものとする。

2008年9月30日現在、ファンドは一つのサブ・ファンド、すなわちフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム（「サブ・ファンド」）から構成されていた。

2. 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する法令上の要件に準拠して作成されている。

有価証券評価 - 証券取引所で取引される有価証券への投資は、かかる証券が取引されている主要な証券取引所において評価が行われる時点で入手可能な直近の価格で評価されるものとする。店頭市場で取扱われる有価証券も、同様に評価される。規制された証券取引所で取引されない短期債務譲渡可能証券および短期金融商品の評価は、償却原価法により決定される。この方法に従って、償却原価は、原初原価で証券を評価し、その後満期まで定率で額面価額に対してディスカウントを付加する（またはプレミアムを償却する）ことによって算定される。その他の資産はすべて、管理会社の取締役が適切と判断する方法で評価される。サブ・ファンドの投資明細表に明記される場合を除き、ファンドが保有するものはすべて、公認の証券取引所またはその他の規制ある市場で値が付けられるものである。

公正価額調整方針 - 公正価額調整は、マーケット・タイミング取引に対してファンドの受益者の利益を保護するために行われる場合がある。したがって、サブ・ファンドが評価される時に取引が閉鎖されている市場にサブ・ファンドが投資する場合、取締役は、市場が不安定な期間中、有価証券評価に基づく上記規定から逸脱して、評価時点のサブ・ファンドの投資有価証券の公正価額をより正確に反映するための調整を特定ポートフォリオに含まれる証券について行うことができる。2008年9月30日現在、サブ・ファンドは市場終値に対して公正価額調整を行っていない。

銀行預金 - 銀行預金はすべて、額面価額で計上されている。

投資有価証券取引 - 投資有価証券取引は、有価証券を購入もしくは売却した日に会計処理される。有価証券の売却原価の計算は、平均原価に基づいて行われる。

為替先渡契約 - 為替先渡契約は、クロージングの日付現在の実勢為替先渡レートに基づき評価され、満期までの残存期間に適用される。為替先渡契約による未実現損益は、純資産計算書および投資明細表に含まれている。

外国為替 - ファンドの指定通貨は米ドルである。2008年9月30日現在の資産および負債は、当該日の実勢為替レートで換算されている。管理会社の取締役により各サブ・ファンドの指定通貨が決定される。当期中の外貨建取引はすべて、取引日の実勢為替レートでサブ・ファンドの指定通貨に換算される。

ファンド受益証券取引 - サブ・ファンドの受益証券1口当たりの発行価格および買戻価格は、取引日の受益証券1口当たり純資産価格である。

創立費 - ファンドの創立費は、設定から5年以内の期間にわたりファンドの資産に請求される。

収益 - 償却または付加された受取利息は、発生基準で会計処理される。

3. 管理会社またはその関連会社との取引

管理会社ならびにその関連会社であるF I L・リミテッドおよびF I L（ルクセンブルグ）エス・エイは、ファンドに対して投資運用、販売、評価、記録保持および管理事務サービスを提供している。

投資運用会社により提供される業務に関して、管理会社は、サブ・ファンドの通貨で日々計算され発生する運用報酬を、ファンドの資産から投資運用会社に対して支払う。現在適用されている年間運用報酬は、サブ・ファンドの純資産額の1.02%である。

クラスB受益証券には、当該クラスの純資産価額の1.00%を上限とする年間販売報酬が課せられる。当該報酬は日々発生し、総販売会社に対して毎月支払われる。

4. 税金

ファンドは、利益もしくは実現・未実現キャピタル・ゲインに対していかなるルクセンブルグの税金も、またはいかなるルク

センブルグの源泉徴収税も課せられない。サブ・ファンドは、各歴四半期の最終日のサブ・ファンドの純資産に対し四半期毎に計算され支払われる、その純資産の0.05%の年次税を課せられる。

キャピタル・ゲインおよび利息に関して、それらの発生国で源泉徴収されることがあり、かかる税金はファンドや受益者によって回収不能である。

5. 投資変動明細表

当期中に発生した各投資対象の購入合計額および売却合計額を詳述するサブ・ファンドの一覧表は、請求により、管理会社の登記上の事務所またはファンドの販売会社として登録されている会社から入手可能である。

6. 分配金支払

2008年9月30日に終了した年度中に、以下の分配金支払が行われた。

サブ・ファンド名	通貨	1口当たり分配金	分配落日
フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム			
クラスA 受益証券	米ドル	0.0423	2007年10月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0382	2007年10月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0392	2007年11月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0340	2007年11月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0394	2007年12月3日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0353	2007年12月3日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0397	2008年1月2日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0353	2008年1月2日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0383	2008年2月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0340	2008年2月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0364	2008年3月3日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0325	2008年3月3日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0353	2008年4月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0310	2008年4月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0329	2008年5月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0288	2008年5月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0345	2008年6月2日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0302	2008年6月2日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0346	2008年7月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0306	2008年7月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0351	2008年8月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0308	2008年8月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0305	2008年9月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0262	2008年9月1日

7. 後発事象

2008年9月30日に終了した年度後に、以下の分配金支払が行われた。

サブ・ファンド名	通貨	1口当たり分配金	分配落日
フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム			
クラスA 受益証券	米ドル	0.0358	2008年10月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0317	2008年10月1日

8. 為替レート

2008年9月30日現在の資産および負債の米ドル (USD) への換算に用いられた為替レートは、以下のとおりであった。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
ブラジル・リアル（BRL）	1.9231	英ポンド（GBP）	0.561766
カナダ・ドル（CAD）	1.05985	日本円（JPY）	105.93
コロンビア・ペソ（COP）	2,186.85	ロシア・ルーブル（RUB）	25.65805
エジプト・ポンド（EGP）	5.452	トルコ・リラ（TRY）	1.2763
ユーロ（EUR）	0.710303		

[次へ](#)

Fidelity Global Bond Series

STATEMENT OF NET ASSETS as at 30 September 2008

Fidelity Global Bond Series -
US Dollar Monthly Income

USD

ASSETS

Investments in securities at market value	128,432,396
Cash at bank	19,490,468
Receivables on investments sold	5,561,129
Receivables on fund Units issued	3,398,685
Interest receivable	2,201,423
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	81,825
Total Assets	159,165,926

LIABILITIES

Payables on investments purchased	5,705,480
Expenses payable	54,919
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	72,016
Other payables	683
Total Liabilities	5,833,098

NET ASSETS as at 30.09.08 153,332,828

NET ASSETS as at 30.09.07 133,121,142

UNITS OUTSTANDING as at 30.09.08

- A Units (in fund currency)	2,694,000
- B Units (in fund currency)	13,275,750

NET ASSET VALUE PER UNIT as at 30.09.08

- A Units (in fund currency)	9.60
- B Units (in fund currency)	9.60

NET ASSET VALUE PER UNIT as at 30.09.07

- A Units (in fund currency)	10.17
- B Units (in fund currency)	10.16

The accompanying notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Fidelity Global Bond Series

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS

for the year ended 30 September 2008

Fidelity Global Bond Series -
US Dollar Monthly Income

USD

INVESTMENT INCOME	
Interest income	8,482,075
Net income	8,482,075
EXPENSES	
Investment management fee	1,463,810
Administration expenses	240,572
Custody transaction fees	16,806
Custody safekeeping fees	42,791
Legal and audit fees	188,133
Distribution fees	608,232
Government taxes	82,285
Japan agency fees	29,274
Other expenses	12,315
Total expenses	2,684,218
NET INVESTMENT INCOME / (LOSS)	5,797,857
Net realised gain / (loss) on investment transactions	626,578
Net realised gain / (loss) on forward foreign exchange contracts	138,316
Net change in unrealised appreciation / (depreciation) of investments	(9,700,797)
Net change in unrealised appreciation / (depreciation) forward foreign exchange contracts	(12,919)
RESULTS OF OPERATIONS	(3,150,965)
DIVIDENDS TO UNITHOLDERS	(5,660,010)
FROM CAPITAL UNIT TRANSACTIONS	
Proceeds from fund Units issued	38,931,864
Payment for fund Units redeemed	(9,909,203)
Increase / (decrease) derived from capital Unit transactions	29,022,661
NET INCREASE / (DECREASE)	20,211,686
NET ASSETS	
Beginning of year	133,121,142
End of year	153,332,828
CLASS A: UNITS IN ISSUE	
Units outstanding - beginning of year	2,189,900
Units issued	822,610
Units redeemed	(318,510)
Net increase / (decrease) in Units	504,100
Units outstanding - end of year	2,694,000
CLASS B: UNITS IN ISSUE	
Units outstanding - beginning of year	10,907,450
Units issued	3,033,790
Units redeemed	(665,490)
Net increase / (decrease) in Units	2,368,300
Units outstanding - end of year	13,275,750

The accompanying notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Fidelity Global Bond Series

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

30 September 2008

1. General

Fidelity Global Bond Series (the "Fund") is a mutual investment fund (fonds commun de placement), organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an unincorporated co-proprietorship of its securities. The Fund is managed in the interest of its co-owners (the "Unitholders") by FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. (the "Management Company"), a company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The Fund is registered under Part II of the Luxembourg law of 20 December 2002 relating to undertakings for collective investment.

Reference to the Fund shall, where appropriate in the context, mean the Management Company acting on behalf of the Fund.

As at 30 September 2008, the Fund consisted of one sub-fund, Fidelity Global Bond Series – US Dollar Monthly Income (USD) (the "sub-fund").

2. Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to undertakings for collective investments.

SECURITY VALUATION. Investments in securities traded on any stock exchange are valued at the last available price at the time when the valuation is carried out on the principal stock exchange on which such security is traded. Securities dealt on any over the counter market are valued in the same manner. The valuation of short-dated debt transferable securities and money market instruments not traded on a regulated exchange is determined by means of the amortised cost method. Under this method, amortised cost is determined by valuing the security at original cost and thereafter accreting (amortising) the discount (premium) to its nominal value at a constant rate until maturity. All other assets are valued in such manner as the Directors of the Management Company consider appropriate. All holdings owned by the Fund are quoted on an official stock exchange or on another regulated market, except where otherwise distinguished in the sub-fund's Schedule of Investments.

FAIR VALUE ADJUSTMENTS POLICY. Fair value adjustments may be implemented to protect the interests of the Fund's Shareholders against market timing practices. Accordingly if a sub-fund invests in markets that are closed for business at the time the sub-fund is valued, the Directors may, during periods of market volatility and by derogation from the provisions above under security valuation, allow for the securities included in a particular portfolio to be adjusted to reflect more accurately the fair value of the sub-fund's investments at the point of valuation. As at 30 September 2008, the sub-fund has not been fair valued to the closing market price.

BANK DEPOSITS AND CASH AT BANK. All deposits and cash at bank amounts are carried at face value.

INVESTMENT SECURITY TRANSACTIONS. Investment security transactions are accounted for on the date securities are purchased or sold. The computation of the cost of sales of securities is made on the basis of average cost.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS. Forward foreign exchange contracts are valued on the basis of forward exchange rates prevailing at the closing date and applicable to the remaining period until the expiration date. The unrealised gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are included in the Statement of Net Assets and in the Schedule of Investments.

FOREIGN EXCHANGE. The Fund's designated currency is US Dollar. Assets and liabilities as at 30 September 2008 have been translated at the prevailing exchange rates on that date. The Directors of the Management Company determine the designated currency of each sub-fund. All transactions denominated in foreign currencies during the year are translated into the sub-fund's designated currency at the exchange rate prevailing on the day of transaction.

FUND UNIT TRANSACTIONS. The issue and redemption price per Unit of the sub-fund is the net asset value per Unit on the date of trade.

ORGANISATION EXPENSES. The organisational expenses of the Fund will be charged to the assets of the Fund over a period of maximum five years from inception.

INCOME. Interest income amortised or accreted is accounted for on an accruals basis.

3. Transactions with the Management Company or its Affiliates

The Management Company and its affiliated companies FIL Limited and FIL (Luxembourg) S.A. provide investment management, distribution, valuation, record keeping and administrative services to the Fund.

For the services provided by the Investment Manager, the Management Company will pay to the Investment Manager a management fee out of the assets of the Fund, calculated and accrued daily in the currency of the sub-fund. The annual management fee currently applied is 1.02% of the value of the net assets of the sub-fund.

Class B Units are subject to an annual distribution fee of up to 1.00% of the net asset value of the relevant class. This fee is accrued daily and payable monthly to the General Distributor.

4. Taxation

The Fund is not liable to any Luxembourg taxes on income or on realised or unrealised capital gains, or to any Luxembourg withholding tax. The sub-fund is subject to a tax at an annual rate of 0.05% on its net assets, calculated and payable quarterly on the net assets of the sub-fund on the last day of each calendar quarter. Capital gains and interest may be subject to withholding taxes imposed by the country of origin concerned and such taxes may not be recoverable by the Fund or its Unitholders.

5. Statement of Changes in Investments

A list, for the sub-fund, specifying for each investment the total purchases and sales which occurred during the year under review, may be obtained, upon request, at the Registered Office of the Management Company or from any of the companies registered as Distributors of the Fund.

6. Dividend Payments

The following dividend payments were made during the year ended 30 September 2008:

Sub-fund name	Currency	Dividend per Unit	Ex-dividend date
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0423	01/10/2007
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0382	01/10/2007
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0392	01/11/2007
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0340	01/11/2007
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0394	03/12/2007
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0353	03/12/2007
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0397	02/01/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0353	02/01/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0383	01/02/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0340	01/02/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0364	03/03/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0325	03/03/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0353	01/04/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0310	01/04/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0329	01/05/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0288	01/05/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0345	02/06/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0302	02/06/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0346	01/07/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0306	01/07/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0351	01/08/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0308	01/08/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0305	01/09/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0262	01/09/2008

7. Subsequent Events

The following dividend payments were made after the year ended 30 September 2008:

Sub-fund name	Currency	Dividend per Unit	Ex-dividend date
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0358	01/10/2008
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0317	01/10/2008

8. Rates of Exchange

The rates of exchange used for translation of assets and liabilities into USD amounts as of 30 September 2008 were:

Currency	Exchange Rate	Currency	Exchange Rate
Brazilian Real (BRL)	1.9231	Pound Sterling (GBP)	0.561766
Canadian Dollar (CAD)	1.05985	Japanese Yen (JPY)	105.93
Colombia Peso (COP)	2,186.85	Russian Rouble (RUB)	25.65805
Egyptian Pound (EGP)	5.452	Turkish Lira (TRY)	1.2763
Euro (EUR)	0.710303		

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2010年1月末日現在)

		米ドル	円
資産総額		249,537,342.07	22,400,967,198
負債総額		12,255,854.12	1,100,208,024
		237,281,487.95	21,300,759,173
純資産総額(-)	クラスA	58,683,818.55	5,268,046,391
	クラスB	178,597,669.40	16,032,712,782
発行済口数	クラスA	5,578,830口	
	クラスB	16,987,370口	
1口当たり純資産価格(/)	クラスA	10.52	944
	クラスB	10.51	943

第 5 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は以下のとおりである。

クラス A

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	2,319,781 (2,319,781)	129,881 (129,881)	2,189,900 (2,189,900)
第 2 会計年度	822,610 (822,610)	318,510 (318,510)	2,694,000 (2,694,000)
第 3 会計年度	1,953,970 (1,953,970)	237,440 (237,440)	4,410,530 (4,410,530)

クラス B

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	11,107,911 (11,107,911)	200,461 (200,461)	10,907,450 (10,907,450)
第 2 会計年度	3,033,790 (3,033,790)	665,490 (665,490)	13,275,750 (13,275,750)
第 3 会計年度	3,888,480 (3,888,480)	1,615,440 (1,615,440)	15,548,790 (15,548,790)

(注 1) () 内の数字は、日本における販売、買戻および発行済口数である。

(注 2) 第 1 会計年度の販売口数には、当初募集期間における販売口数を含む。

第四部【特別情報】

第 1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

資本金は、50万ユーロ（約6,250万円）で、2010年1月末日現在全額払込済である。また、1株1,000ユーロ（約124,990円）の記名株式500株を発行済である。

最近5年間における資本金の額について増減はない。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は年次株主総会において選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任および/または更迭される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出することができる。取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる役員を随時任命することができる。

取締役会の招集通知は、遅くとも開催日の24時間前に取締役全員に送付されるものとする。通知は、航空便、速達、クーリエ、テレファックス、テレックス、電子メールまたはケーブルで送られる。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックス、電子メールまたはテレファックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができ、取締役会において出席または代理委任状による代表者の代理出席した取締役によって省略されたとみなされる。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面、ケーブル、電報、テレックス、電子メールまたはテレファックスにより、他の取締役を代理人として指名することができる。取締役は、電話またはビデオを使って取締役会議に出席することができる。取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理出席した場合のみ適法に審議または行為することができる。決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われる。欠席または代理委任状による代表者が代理出席していない取締役は、書面、ケーブル、電報、テレックス、電子メールまたはテレファックスで議決権を行使できる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の目的は、集団投資を設定、管理および運用し、ならびにファンドの不可分の共有権を証する証書または確認書を発行することにある。サブ・ファンドおよび受益者に代わり、受益証券、債券、投資信託の受益証券等の購入、売却、申込みおよび交換ならびにサブ・ファンドの資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。管理会社は、ファンドの受益者のためにすべての現金、有価証券およびその他資産の保管を保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに委託しており、管理事務業務および登録・名義書換の遂行業務を管理事務代行会社、所在地事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社であるF I L（ルクセンブルグ）エス・エイに委託している。

2010年1月末日現在、管理会社は4本のサブ・ファンドを有するフィデリティ・ワールド・ファンズを含む4本のルクセンブルグ籍のアンブレラ型オープン・エンド契約型投資信託を管理しており、その純資産額は、237,281,487.95米ドルおよび139,932,917,513.38円の合計額である。

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成22年1月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 124.99円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2009年6月30日現在

（ユーロで表示）

	注記	2009年		2008年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産					
流動資産					
債権					
- 1年以内に期限の到来する関係会社からの未収金	3	2,571,748	321,443	1,941,934	242,722
- 1年以内に期限の到来するその他の債権		17,547	2,193	11,338	1,417
現金預金、郵便小切手用口座、小切手および手許金		773,800	96,717	719,209	89,894
資産合計		3,363,095	420,353	2,672,481	334,033
負債					
資本金および準備金					
払込資本	4	500,000	62,495	500,000	62,495
準備金					
- 法定準備金	6	15,309	1,913	13,974	1,747
- その他の準備金	7	106,175	13,271	82,650	10,330
繰越利益	8	342,332	42,788	340,523	42,562
当期利益		25,559	3,195	26,669	3,333
		989,375	123,662	963,816	120,467
債務引当金					
納税引当金	9	27,069	3,383	18,469	2,308
その他の引当金		4,540	567	4,990	624
債務					
1年以内に支払期限の到来する関係会社に対する未払金	5	2,342,111	292,740	1,685,206	210,634
負債合計		3,363,095	420,353	2,672,481	334,033

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2009年6月30日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2009年		2008年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用					
その他の営業費用					
- 販売報酬	10	8,601,074	1,075,048	7,690,030	961,177
- 管理事務報酬		248,794	31,097	253,641	31,703
- 専門家報酬		22,959	2,870	20,105	2,513
- 銀行手数料		842	105	1,054	132
- 雑費		-	-	16,601	2,075
		<u>8,873,669</u>	<u>1,109,120</u>	<u>7,981,431</u>	<u>997,599</u>
為替差損		15,781	1,972	5,206	651
所得税		8,600	1,075	7,752	969
当期利益		<u>25,559</u>	<u>3,195</u>	<u>26,669</u>	<u>3,333</u>
費用合計		<u>8,923,609</u>	<u>1,115,362</u>	<u>8,021,058</u>	<u>1,002,552</u>
収益					
その他の営業収益	11	8,903,869	1,112,895	8,001,469	1,000,104
未収利息および類似収益		19,740	2,467	15,321	1,915
その他の収益		-	-	4,268	533
収益合計		<u>8,923,609</u>	<u>1,115,362</u>	<u>8,021,058</u>	<u>1,002,552</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

財務書類に対する注記

2009年6月30日現在

注1 - 活動

フィデリティ・インベストメンツ・マネジメント・ルクセンブルグ・エス・エイ(「当社」)は、ルクセンブルグ大公国の法律に従って株式会社("Soci é t é Anonyme")として2002年8月14日に設立された。

2008年4月8日に開催された臨時株主総会において、会社名を「フィデリティ・インベストメンツ・マネジメント・ルクセンブルグ・エス・エイ」から「F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ」に変更するために、定款の第1条を改訂することが決議された。

当社の当初の目的は、フィデリティ・ワールド・ファンズとして知られる投資信託の組成、管理事務および管理運用であり、また分割されない共有持分を証明する証明書または確認書の発行であった。

2002年12月13日付で、二番目の投資信託である日興フィデリティ・グローバル・セレクションの設定が、当社の取締役会によって承認された。

2002年12月17日に開催された臨時株主総会において、当社が複数の投資信託を組成、管理事務および管理運用をすることができるように定款の第3条を改訂することが決議された。

2005年4月28日付で、三番目の投資信託であるフィデリティ・マルチマネジャー・ファンズの設定が、当社の取締役会によって承認された。

2006年8月23日付で、四番目の投資信託であるフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズの設定が、当社の取締役会によって承認された。

当社は、これらファンドの管理運用、管理事務および販売促進に関連するいかなる活動も行う。

注2 - 重要な会計方針

2.1 - 作成の基準

財務書類は、ルクセンブルグの法律上および行政上の要件に準拠して作成されている。会計方針および評価は、法によって定められている以外は、取締役会によって決定され適用される。

当社の重要な会計方針は、以下のように要約される。

2.2 - 外貨換算

ユーロ(EUR)以外の通貨建収益および費用は、当該取引日現在の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建資産および負債は、年度末現在の為替レートでユーロに換算される。換算による為替差額は、当期の損益計算書に計上される。

実現為替利益および損失ならびに未実現為替損失は、損益計算書に計上される。未実現為替利益は記帳されない。

2.3 - 債権

債権は、額面価額で評価される。回収が危ぶまれる場合、評価調整を課せられる。かかる評価調整は、評価調整が行われている理由が適用されなくなった場合継続されない。

2.4 - 債務引当金

債務引当金は、明らかに定義される性質を有し、貸借対照表日現在発生することが予想されるかまたは発生することが確実であるが、その金額または発生日時が不確かな性質を有する損失または債務を補填することを意図するものである。

注3 - 関係会社からの未収金

当該残高は主として、投資信託の管理運用に関する費用の未収金から構成されており、当社に発生し、当社が再請求し、フィデリティ・インターナショナル・リミテッドに対して再請求される。

注4 - 払込資本

当社の払込資本は、1株当たり額面金額1,000ユーロの全額払込済500株で表章される500,000ユーロであ

る。

注5 - 関係会社に対する未払金

当該金額は、主としてファンド証券の総販売会社として業務を行うフィデリティ・インベストメント・ディストリビューターズに対し当社が支払うべき販売報酬から構成されている。

注6 - 法定準備金

ルクセンブルグの会社法に準拠して、当社は各事業年度の純利益の最低5%を法定準備金に振替えることを要求されている。この義務は、法定準備金の残高が発行済株式資本の10%に達すると必要でなくなる。法定準備金は、株主に分配することはできない。

注7 - その他の準備金：資産税（富裕税）

2002年1月1日から施行の税法に準拠して、当社は資産税（富裕税）債務を減少させており、資産税（富裕税）の減少金額の5倍に相当する金額を分配不能な準備金（科目「その他の準備金」）に計上することを決定した。この準備金は、資産税（富裕税）が減額された翌年から5年間分配することはできない。

注8 - 繰越利益

当社の年次株主総会によって決められたとおり、2008年6月30日に終了した年度の利益は、以下のように配分されている。

	(ユーロ)
2008年6月30日現在繰越利益	340,523
2008年6月30日終了年度の利益	26,669
法定準備金への割当て	(1,335)
特別準備金への割当て	(23,525)
2009年6月30日現在繰越利益	<u>342,332</u>

注9 - 税金

当社が複数の投資信託の組成、管理事務および管理運用をすることができるように定款を改訂した2002年12月17日開催の臨時株主総会以降、当社は、所得、資本および純資産に税金を課せられる。

税金債務は、貸借対照表上の「納税引当金」の科目で計上される。

注10 - 販売報酬

当社は、ファンド証券の総販売会社として業務を行うフィデリティ・インベストメント・ディストリビューターズに対し販売報酬を支払う。

注11 - その他の営業収益

その他の営業収益は、費用に対応する報酬で、直接当社に発生するもの、および投資信託の管理運用に関連して提供されたサービスに関してフィデリティ・ファンド・マネジメント・リミテッドに再請求される確定マージンから構成されている。

注12 - 親会社

当社は、バミューダ、HM19、ハミルトン、ペンブローク、クロウ・レーン42番地、ペンブローク・ホールに登録上の事務所を有するフィデリティ・インターナショナル・リミテッドの連結財務書類に含まれており、当該住所においてその連結財務書類は入手可能である。

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance sheet as at June 30, 2009
(expressed in euro)

	Note(s)	2009 EUR	2008 EUR
ASSETS			
Current assets			
Debtors			
Amounts owed by affiliated undertakings becoming due and payable within one year	3	2,571,748	1,941,934
Other debtors becoming due and payable within one year		17,547	11,338
Cash at bank and in hand, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand		773,800	719,209
Total assets		<u>3,363,095</u>	<u>2,672,481</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
Subscribed capital	4	500,000	500,000
Reserves:			
-Legal reserve	6	15,309	13,974
-Other reserve	7	106,175	82,650
Profit brought forward	8	342,332	340,523
Profit for the financial year		<u>25,559</u>	<u>26,669</u>
		989,375	963,816
Provisions for liabilities and charges			
Provision for taxation	9	27,069	18,469
Other provisions		4,540	4,990
Creditors			
Amounts owed to affiliated companies becoming due and payable within one year	5	2,342,111	1,685,206
Total Liabilities		<u>3,363,095</u>	<u>2,672,481</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Profit and loss account for year ending June 30, 2009
(expressed in euro)

	Note(s)	2009 EUR	2008 EUR
CHARGES			
Other operating charges			
- distribution fees	10	8,601,074	7,690,030
- administration fees		248,794	253,641
- professional fees		22,959	20,105
- bank charges		842	1,054
- miscellaneous		-	16,601
		<u>8,873,669</u>	<u>7,981,431</u>
Exchange loss		15,781	5,206
Income Tax		8,600	7,752
Profit for the financial year		<u>25,559</u>	<u>26,669</u>
Total Charges		<u>8,923,609</u>	<u>8,021,058</u>
INCOME			
Other operating income	11	8,903,869	8,001,469
Interest receivable and similar income		19,740	15,321
Other income		-	4,268
Total Income		<u>8,923,609</u>	<u>8,021,058</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts as at June 30, 2009

Note 1 - Activity

Fidelity Investments Management Luxembourg S.A. (the "Company") was incorporated on August 14, 2002 as a Société Anonyme under the law of the Grand Duchy of Luxembourg.

An Extraordinary General Meeting held on April 8, 2008 decided to amend Article 1 of the Articles of Incorporation to change the name of the Company from "Fidelity Investments Management Luxembourg S.A." to "FIL Investment Management (Luxembourg) S.A." .

The original purpose of the Company was the creation, administration and management of a mutual investment fund known as Fidelity World Funds and the issue of certificates or statements of confirmation evidencing undivided co-proprietorship interests therein.

As at December 13, 2002, the launch of a second mutual investment fund, Fidelity Nikko Global Selection, was approved by the Board of Directors of the Company.

An Extraordinary General Meeting held on December 17, 2002 decided to amend Article 3 of the Articles of Incorporation to allow the Company to create, administrate and manage several mutual investment funds.

As at April 28, 2005, the launch of a third mutual investment fund, Fidelity Multi Manager Funds FCP, was approved by the Board of Directors of the Company.

As at August 23, 2006, the launch of the fourth investment fund, Fidelity Global Bond Series FCP, was approved by the Board of Directors of the Company.

The Company shall manage any activities connected with the management, administration and promotion of these Funds.

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Basis of preparation

The annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements. Accounting policies and valuation are, besides the ones laid down by the law, determined and applied by the Board of Directors.

The principal accounting policies of the Company are summarised below.

2.2 - Foreign currency translation

Income and expenses expressed in currencies other than Euro (EUR) are translated into EUR at exchange rates prevailing at the date of the transaction.

Assets and liabilities expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at year-end exchange rates. Exchange differences arising are accounted for in the profit and loss account for the year.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are recorded in the statement of profit and loss. Unrealised exchange gains are not recorded.

2.3 - Debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.4 - Provisions for liabilities and charges

Provisions for liabilities and charges are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Note 3 - Receivable from affiliated companies

This balance is mainly made up of receivables for expenses, relating to the management of mutual investment funds, incurred and recharged by the Company and recharged to Fidelity International Limited.

Note 4 - Subscribed capital

The subscribed capital of the Company is equal to EUR 500,000 represented by 500 fully paid up shares with a par value of EUR 1,000.

Note 5 - Amount due to affiliated companies

Amount is mainly made up of distribution fees payable by the Company to Fidelity Investment Distributors, a company acting as the general distributor of the units of the Funds.

Note 6 - Legal reserve

In accordance with Luxembourg company law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its net profit for each financial year to a legal reserve. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the subscribed capital. The legal reserve is not available for distribution to the shareholders.

Note 7 - Other reserve: Net worth tax

In accordance with the tax law in force as from January 1, 2002 on, the Company has reduced its Net Worth Tax liability and decided to allocate under non-distributable reserves (item "other reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years starting one year after that in which the Net Wealth Worth Tax was reduced.

Note 8 - Profit brought forward

As decided by the Annual General Meeting of shareholders of the Company, the profit for the year ended June 30, 2008 has been allocated as follows:

	EUR
Profit brought forward at June 30, 2008	340,523
Profit for the year ended June 30, 2008	26,669
Allocation to legal reserve	(1,335)

Allocation to special reserve	(23,525)
Profit brought forward at June 30, 2009	<u>342,332</u>

Note 9 - Taxation

The Company is liable for taxes on income, capital and net assets as from the Extraordinary General Meeting held on December 17, 2002, which amended the articles of incorporation to allow the Company to create, administrate and manage several mutual investment funds.

Tax liabilities are recorded under "Provision for taxation" in the balance sheet.

Note 10 - Distribution fees

The Company pays distribution fees to Fidelity Investment Distributors, the company acting as the general distributor of the units of the Funds.

Note 11 - Other operating income

Other operating income is comprised of fees corresponding to expenses, directly incurred by the Company plus a defined margin, recharged to Fidelity Fund Management Limited for services rendered in connection with the administration and management of the mutual investment funds.

Note 12 - Parent Company

The Company is included in the consolidated financial statements of Fidelity International Limited whose registered office is at Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, Hamilton, HM 19, Bermuda, where its consolidated financial statements are available.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成22年1月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 124.99円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

貸借対照表

2009年12月31日現在

(ユーロで表示)

	(ユーロ)	(千円)
資産		
流動資産		
債権		
- 1年以内に期限の到来する関係会社からの未収金	593,629	74,198
- 1年以内に期限の到来するその他の債権	21,014	2,627
現金預金、郵便小切手用口座、小切手および手許金	507,674	63,454
資産合計	1,122,317	140,278
負債		
資本金および準備金		
払込資本	500,000	62,495
準備金		
- 法定準備金	16,587	2,073
- その他の準備金		
特別準備金	130,250	16,280
繰越利益	342,538	42,814
当期利益	6,710	839
	996,085	124,501
債務引当金		
納税引当金	27,069	3,383
その他の引当金	9,200	1,150
債務		
1年以内に支払期限の到来する関係会社に対する未払金	89,808	11,225
1年以内に支払期限の到来するその他の債務	155	19
負債合計	1,122,317	140,278

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

損益計算書

2009年7月1日から2009年12月31日までの期間

(ユーロで表示)

	(ユーロ)	(千円)
費用		
その他の営業費用		
- 販売報酬	2,097,571	262,175
- 管理事務報酬	114,142	14,267
- 専門家報酬	14,844	1,855
- 銀行手数料	596	74
- 雑費	0	0
	<hr/>	<hr/>
	2,227,152	278,372
為替差損	4,624	578
所得税	0	0
当期利益	6,710	839
	<hr/>	<hr/>
費用合計	2,238,486	279,788
	<hr/>	<hr/>
収益		
その他の営業収益	2,238,486	279,788
未収利息および類似収益	0	0
為替差益	0	0
その他の収益	0	0
	<hr/>	<hr/>
収益合計	2,238,486	279,788
	<hr/>	<hr/>

4 【利害関係人との取引制限】

- a) 管理会社は、F I L ・ リミテッドまたはその子会社により助言されまたは運用される他のファンドと同様に、ファンドのために、ファンドが投資する証券の購入または売却の注文を、F I L ・ リミテッドの関係会社および米国マサチューセッツ州ボストン所在のエフ ・ エム ・ アール ・ エルエルシーの関係会社に出すことができる。ただし、これらの会社が、当該取引を、当該取引を執行する資格を有する他のブローカーから取得されうると予想できる条件と同等に有利な条件で、かつ、かかる他のブローカーにより課されるであろう手数料率と同等の手数料率で執行すると合理的に予想できることなどを条件とする。
- b) 最良の執行を受けることを条件として、管理会社は、取引の執行のためのブローカーまたはディーラーの選択の際にブローカーまたはディーラーによる受益証券の販売を検討することができる。投資者またはファンドのための外国為替取引は、フィデリティ関係会社により、またはフィデリティ関係会社を通じて、対等な条件でこれを執行することができ、フィデリティはかかる取引から利益を得ることができる。

5 【その他】

a . 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の決議が必要である。

b . 事業譲渡または事業譲受

変動資本を有する会社型投資信託 (S I C A V) の株主または契約型投資信託 (F C P) の管理会社の決定に基づき、U C I は、その資産のすべてを相手方のU C I に譲渡することができ、その後、空のU C I が清算される。

U C I は、特別な状況において、またC S S F および適用法により要求される手続に従い (例えば、サブ・ファンドの合併によるかまたは分離により)、その資産の一部を相手方のU C I に譲渡することができる。

c . 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、6月30日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

管理会社の定款は、投資信託の設定、管理、運用のみを規定している。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 保管受託銀行

名称	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・エイ Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.
資本金の額	平成22年 1 月末日現在、1,209万米ドル (約11億円)
事業の内容	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・エイは、1989年ルクセンブルグの法律に基づき設立され、貯蓄銀行業務、外国為替業務、名義書換代行業務、企業資金調達業務、証券業務、投資信託保管業務、通常財産管理業務を含む一般商業銀行業務を行っている。

(2) 投資運用会社

名称	F I L ・ リミテッド FIL Limited
資本金の額	平成22年 1 月末日現在、2,000,000米ドル (約 1 億7,954万円)
事業の内容	F I L ・ リミテッドは、バミューダの法律に基づき1969年 1 月 6 日に設立された。同社は、投資運用業務およびサブ・ファンドの投資にかかわる業務 (価格評価、統計、技術、報告およびその他のサポートを含む。) を行っている。

(3) 登録および名義書換事務代行会社 管理事務代行会社 所在地事務代行会社

名称	F I L (ルクセンブルグ) エス・エイ FIL (Luxembourg) S.A.
資本金の額	平成22年 1 月末日現在、1,500,150ユーロ (約 1 億8,750万円)
事業の内容	F I L (ルクセンブルグ) エス・エイは、究極の親会社であるファンドの投資運用会社フィル・リミテッドに保有されており、1988年10月14日にルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された。F I L (ルクセンブルグ) エス・エイは、フィデリティ・グループのルクセンブルグ大公国の法律に準拠した国際的ファンドの管理事務代行、登録・名義書換・支払および所在地事務代行会社として業務を遂行している。

(4) 総販売会社

名称	F I L ・ ディストリビューターズ FIL Distributors
資本金の額	平成22年 1 月末日現在、12,245米ドル (約110万円)
事業の内容	F I L ・ ディストリビューターズは、1980年に設立され、フィデリティ・グループの国際的投資信託証券のアメリカ合衆国以外の地域 (日本を除く。) での総販売業務を行っている。

(5) 代行協会員、日本における販売会社

名称	フィデリティ証券株式会社
資本金の額	平成22年 1 月末日現在、45億750万円
事業の内容	金融商品取引法に基づき登録を受け、第一種金融商品取引業に従事している。

2 【関係業務の概要】

(1) 保管受託銀行

管理会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.) を、平成18年8月29日付契約により、受益者のためにあらゆる現金、証券その他の財産を保管する保管受託銀行に任命している。保管受託銀行は、他の銀行および金融機関を、受益者のためにファンドの資産を保管するよう任命することができる。保管受託銀行は、ルクセンブルグ投信法の第66条により指定される保管受託銀行のすべての任務を遂行しなければならない。保管受託銀行は、株式合資会社 (société en commandite par actions) として設立された銀行である。保管受託銀行は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.) の子会社である。保管受託銀行の任命は、保管受託銀行または管理会社が90日間の事前の通知によりこれを解除することができる。ただし、解除は、不可抗力の発生の場合を除き、新保管受託銀行が退任保管受託銀行に替わり解除日より就任されることを条件とする。退任保管受託銀行は、新保管受託銀行への資産の確実な譲渡を実行するために必要な期間を通じて受益者の権利の保全を確保するために必要なあらゆる措置をとるものとする。

(2) 投資運用会社

管理会社は、F I L ・ リミテッドを、管理会社の監督および管理会社の支配の下でサブ・ファンドのために日々の投資運用業務を統計的業務その他の関連業務と共に提供する投資運用会社に任命している。投資運用会社は、管理会社のために行為する権限および取引の執行を行う代理人、ブローカーおよびディーラーを選任する権限を付与されており、管理会社に対して管理会社が要求する報告を提供する。投資運用会社およびその子会社は、フィデリティの他のミューチュアル・サブ・ファンドおよびユニット・トラスト、機関投資家ならびに個人投資家に対しても投資運用業務および投資顧問業務を提供している。投資運用会社は、投資運用会社のいずれの関連当事者 (フィデリティの組織内のあらゆる会社 (関係会社を含む。)) からも投資助言を受けることができ、かかる助言に基づき行為することができ、関連当事者 (約款において定義されている。) と共に、または関連当事者を通じて、その職務、任務および義務を執行し、処理し、その他遂行することができる。投資運用会社は、このような会社によるこれらの責任の適切な履行に対して責任を負い続ける。

管理会社は、平成18年8月23日付業務契約によりF I L ・ リミテッドをサブ・ファンドの投資に係る業務 (評価、統計、技術、報告その他に補助業務) を提供するよう任命している。

(3) 登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社および所在地事務代行会社

管理会社は、平成18年8月23日付契約によりF I L (ルクセンブルグ) エス・エイをファンドの登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社および所在地事務代行会社に任命している。同契約は、各当事者による90日間の事前の書面による通知によりこれを解除することができる。

ファンドの登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社および所在地事務代行会社は、受益証券の申込み、買戻し、転換および譲渡の手続きをし、これら取引を受益者名簿に記載する。同社は、管理会社の会計書類の維持、評価日におけるサブ・ファンドの受益証券の純資産価格の決定、登録受益者への分配支払額 (もしあれば) の送金、受益者向けの報告書の作成および配布、ならびにその他の管理事務代行業務の提供について管理会社に業務を提供する。

(4) 総販売会社

管理会社は、平成18年8月23日付契約によりF I L ・ディストリビューターズをファンドの受益証券の販売推進を支援する総販売会社に任命している。総販売会社は、受益証券の販売について販売会社を任命している。販売会社は、常に総販売会社の代行会社として行為する。総販売会社は、販売会社を通じた受益証券の購入および販売において本人として行為し、受益証券は、目論見書の条件に基づきファンドにより総販売会社に対して発行され、買い戻される。

販売会社により徴収され総販売会社に支払われる申込手数料は、総販売会社により留保される。総販売会社は、販売会社により徴収された申込手数料（もしあれば）の支払を受ける。総販売会社は、管理会社を通じて直接行われた受益証券の販売につき支払われた申込手数料（もしあれば）の支払を受け、転換の際に支払われた手数料（もしあれば）を受領する。総販売会社は、申込手数料（もしあれば）から販売会社に対して報酬を支払う。約款の条件に基づき、申込手数料は、受益証券1口当たり純資産価格の最大8%にまでこれを増額することができる。継続的な委託手数料が金融仲介業者に対して支払われる場合があり、かかる委託手数料は投資運用会社によりその運用報酬から負担される。

総販売会社は、総販売会社が受領した請求につき、管理会社から直接に得られる価格よりも不利な価格をつけてはならない。

(5) 代行協会員、日本における販売会社

受益証券の販売に関して、代行協会員として行為する。また、日本における販売会社としての業務を行う。

3【資本関係】

F I L ・リミテッドは、管理会社の親会社（99.80%を保有）であり、また、F I L（ルクセンブルグ）エス・エイ、F I L ・ディストリビューターズおよびフィデリティ証券株式会社の最終的な親会社である。また、F I L（ルクセンブルグ）エス・エイは、管理会社の株主（0.20%を保有）である。

第3【投資信託制度の概要】

定義

本項において、以下の各用語は以下の通り定義される。

2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法
S I F 法	専門投資信託に関する2007年2月13日法
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE C が継承）
E U	欧州連合（特に、E C により構成）
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国である国
パート ファンド	2002年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達85 / 611 / E E C（改正済）をルクセンブルグ法に導入） - かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2002年法パート に基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する会社型投資信託
S I C A V	変動資本を有する会社型投資信託
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年にはじめて設定され、2008年12月末日現在でファンド数は1,910、その純資産総額は5,672億ユーロ（70兆8,943億円）に達している。

会社型の投資信託は1959年から1960年にかけてはじめて設立され、このタイプの代表的な投資信託として、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメント（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト

（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する会社型投資信託は1967年から1968年にかけてはじめて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2008年12月末日現在で会社型投資信託の数は1,461、その純資産総額は、9,925億ユーロ（124兆526億円）に達している。

ルクセンブルグの監督当局（以下「金融監督委員会」という。）が発表した統計によるとルクセンブルグにおける投資信託の純資産総額の推移は次のようになっている。

	契約型投資信託		会社型投資信託		合計	
	2000年までは億 ルクセンブルグ ・フランで2001 年以降は億ユー ロ	億円	2000年までは億 ルクセンブルグ ・フランで2001 年以降は億ユー ロ	億円	2000年までは億 ルクセンブルグ ・フランで2001 年以降は億ユー ロ	億円
1989年末	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1981	1,126	3,018	557	1,493	1,684	4,513
1982	1,249	3,347	644	1,726	1,893	5,073
1983	1,769	4,741	1,264	3,388	3,033	8,128
1984	2,467	6,612	1,511	4,049	3,978	10,661
1985	3,592	9,627	2,720	7,290	6,312	16,916
1986	5,375	14,405	4,686	12,558	10,062	26,966
1987	5,309	14,228	6,036	16,176	11,345	30,405
1988	10,484	28,097	10,898	29,207	21,382	57,304
1989	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1990	13,917	37,298	14,248	38,185	28,165	75,482
1991	22,202	59,501	19,368	51,906	41,570	111,408
1992	42,486	113,862	25,060	67,161	67,546	181,023
1993	61,061	163,643	38,610	103,475	99,671	267,118
1994	62,182	166,648	37,659	100,926	99,841	267,574
1995	66,428	178,027	37,991	101,816	104,419	279,843
1996	75,607	202,627	47,549	127,431	123,156	330,058
1997	90,752	243,215	67,286	180,326	158,038	423,542
1998	109,263	292,825	87,129	233,506	196,392	526,331
1999	155,628	417,083	140,676	377,012	296,304	794,095
2000	186,689	500,327	166,118	445,196	352,807	945,523
2001	4,821	602,577	4,463	557,830	9,284	1,160,407
2002	4,358	544,706	4,087	510,834	8,445	1,055,541
2003	4,662	582,703	4,871	608,826	9,533	1,191,530
2004	5,040	629,950	6,023	752,815	11,062	1,382,639
2005	6,243	780,313	9,009	1,126,035	15,252	1,906,347
2006	6,813	851,557	11,635	1,454,259	18,449	2,305,941
2007	7,487	935,800	13,107	1,638,244	20,594	2,574,044
2008	5,672	708,943	9,925	1,240,526	15,597	1,949,469

(注) 2001年1月1日まで、すなわちユーロ導入以前の期間の数値についてのルクセンブルグ・フランの円貨換算は、2002年1月1日から2002年6月30日までの間において適用される日本銀行の裁定外国為替相場(1ルクセンブルグ・フラン=2.68円)により、ユーロの円貨換算は、平成22年1月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=124.99円)による。

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引および証券発行を規制する、1965年6月19日付勅令およびその後は投資信託の監督に関する1972年12月22日勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁 (I M L) に付託され (金融庁は同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。)、 I M L は1998年4月22日法に従いルクセンブルグ中央銀行 (「中央銀行」) となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会 (「 C S S F 」) によって行使されている。金融監督委員会は、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督ならびに証券取引所理事長に付託されていた、証券取引所および証券の公募およびルクセンブルグ証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を付託されている。

ルクセンブルグの投資信託の形態

1. 前書き

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されていた。

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法 (改正済み) (以下「1988年3月30日法」という。) が制定された。1988年3月30日法は、通達85 / 611 E E C (以下「 U C I T S 通達」という。) の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法 (改正済み) (以下「2002年法」という。) により、ルクセンブルグは、 U C I T S 通達を改正する通達2001 / 107 / E C および通達2001 / 108 / E C を実施した。この法律は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

2007年2月13日以降、2002年法が、これまでの1988年3月30日法に準拠していた投資信託の唯一の準拠法となる。機関投資家向け投資信託に関する1991年法は専門投資信託に関する2007年2月13日法 (改正済み) に改訂されている。これらの投資信託は、かかるヴィークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供されなければならない。専門投資信託 (以下「 S I F s」という。) は、リスク拡散の原則に従う集団的投資スキームであり、したがって U C I s に区分されている。 S I F s は企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけ金融監督委員会に認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

2. 投資信託に関する2002年12月20日法

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2002年法は、5つのパートから構成されている。

パート U C I T S

パート その他の投資信託

パート 外国の投資信託

パート 管理会社の認可

パート U C I T S およびその他の投資信託に適用される一般規定

2002年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」 (U C I T S) とパート が適用される「その他の投資信託」 (U C I s) を区分して取り扱っている。

2.1.2. 欧州連合 (以下「 E U」という。) のいずれか一つの加盟国内に登録され、2002年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 (「パート U C I T S」) としての適格性を有しているすべてのファンドは、 E U の他の加盟国において、適用ある E U 通達が当該国において立法化されている限度において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2002年法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パート ファンドとみなされる投資信託を、

以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2002年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。
- 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

2.1.4. 2002年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその投資信託証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 設立文書に基づきEUの加盟国でない国の公衆に対してのみの投資信託証券を販売しうるUCITS
- d) 2002年法第5章によりパート UCITSに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であると金融監督委員会が判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d)の種類は金融監督委員会の2003年1月22日付金融監督委員会通達03/88によって以下のとおり規定されている。

- a) 2002年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券以外の有価証券またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する信託 (「レバレッジ・ファンド」)
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入れの方針に関して、2002年法のパート の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2002年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託 ("fonds commun de placement" (FCP), common fund)
- 2) 会社型投資信託 (investment companies)
 - 変動資本を有する会社型投資信託 (「SICAV」)
 - 固定資本を有する会社型投資信託 (「SICAF」)

上記の投資信託は、投資信託に関する2002年法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資者の複合投資からなる2002年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。FCPは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は投資者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法 (すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条) および2002年法に従っている。

投資者は、F C Pに投資することにより投資者自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、F C Pの約款 (以下参照) に基づく。投資者は、投資を行ったことにより、F C Pの受益証券 (以下「受益証券」という。) を受領することができ、「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、約款に詳細に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2002年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2002年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

2002年法第5条、第9条、第11条、第13条、第14条、第23条および第116条は、特定の特性を設定し、または、ルクセンブルグ大公規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注) 本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、大公規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも一か月に二度は計算されること。その他のF C Pの場合は、少なくとも一か月に一度は計算されること。
- 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称。
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準。
 - (c) 分配方針。
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにその報酬の計算方法。
 - (e) 公告に関する規定。
 - (f) F C Pの会計期間。
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由。
 - (h) 約款変更手続。
 - (i) 受益証券発行手続。
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件。

(注) 緊急を要する場合、即ち、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、金融監督委員会はこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

A) F C Pに適用される投資制限に関しては、2002年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C I sに適用される制限とを明確に区別している。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2002年法第41条ないし第52条に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

(1) U C I T Sは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。

- (2) U C I T S は、通達85 / 611 / E E C に従い認可されたU C I T S または同通達第 1 条第 2 項第 1 号および第 2 号に規定するその他の投資信託の受益証券に (設立国が E U 加盟国であるか否かに拘わらず) 投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- かかる投資信託は、金融監督委員会が E U 法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他の投資信託の受益者に対する保護水準は U C I T S の受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達85 / 611 / E E C の要件と同等であること。
 - かかる投資信託の業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、年次報告書および半期報告書により報告されていること。
 - 取得が予定されている U C I T S またはその他の投資信託は、その設立文書に従い、その他の U C I T S または投資信託に合計して資産の10%超を投資しないこと。
- (3) U C I T S は、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が E U 加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合は E U 法の規定と同等と金融監督委員会が判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) U C I T S は、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品 (現金決済商品と同等のものを含む。) または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品 (「 O T C デリバティブ 」 という。) に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- U C I T S が投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、U C I T S の設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - O T C デリバティブ取引の相手は、慎重な監督に服し、金融監督委員会が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - O T C デリバティブは、日次ベースで、信頼できる認証されうる価格を有し、随時、U C I T S の主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- デリバティブ商品を利用する U C I T S に適用される条件および制限について、金融監督委員会は、2007年8月2日付金融監督委員会通達07 / 308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、取引の相手方のリスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。更に、通達では、洗練された U C I T S と洗練されていない U C I T S を区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、金融監督委員会に提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) U C I T S は、当該商品の発行または発行者が投資者および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2002年法第 1 条 (すなわち上記(1)) に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 1) 中央政府、地方政府、E U 加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、E U もしくは欧州投資銀行、E U 非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または E U 加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - 3) E C 法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくとも E C 法が規定するのと同程度厳格と金融監督委員会が判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - 4) 金融監督委員会が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1) ないし 3) に規定するものと同程度の投資者保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも

10,000,000ユーロを有し、通達78 / 660 / E E C に従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのヴィークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- (6) U C I T S は、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されている U C I T S は、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) U C I T S は、その投資目的以外にも流動資産を保有することができる。
- (9) (a) U C I T S は、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T S は、O T C デリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを使用しなければならない。U C I T S は、金融監督委員会が規定する詳細なルールに従い定期的に、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法を金融監督委員会に報告しなければならない。
- (b) U C I T S は、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を金融監督委員会が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いるものとする。
- (c) U C I T S は、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーは、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、取引の相手方のリスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
- U C I T S は、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内でその投資方針の一部として、金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資制限を超過してはならない。U C I T S が指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。
- 譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。
- (10) (a) U C I T S は、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
- U C I T S は、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T S の相手方に対するO T C デリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。
- (b) U C I T S がその資産の5%を超えて投資する発行体について、U C I T S が保有する譲渡性を有する証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのO T C デリバティブ取引には適用されない。
- 上記(a)に記載される個別の制限に拘わらず、U C I T S は、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金およびそのO T C デリバティブ取引へのエクスポージャーを合計して、その資産の20%を超過してはならない。
- (c) 上記(a)の第一文に記載される制限は、E U 加盟国、その地方自治体、非加盟国、E U 加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とする。
- (d) 上記(a)の第一文に記載される制限は、その登録事務所がE U 加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別の監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体破産の場合、優先的にその元本および経過利息への支払いに充てられる債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されるものでなければならない。

U C I T S がその資産の 5 % 超を第 1 項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該 U C I T S の資産価額の 80 % を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される 40% の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該 U C I T S の資産の 35 % を超えてはならない。

通達 83 / 349 / E E C または公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

U C I T S は、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の 20 % まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反しないよう、(10)に記載する制限は、U C I T S の設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のペースで)金融監督委員会の承認する株式または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチ・マークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での異常な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体のみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、金融監督委員会は、U C I T S に対し、リスク分散の原則に従い、その資産の 100 % まで、E U 加盟国、その地方自治体、非加盟国または一以上の E U 加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することを許可することができる。

金融監督委員会は、(10)および(11)に記載する制限に適合する U C I T S の受益者への保護と同等の保護を当該 U C I T S の受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与することができる。

これらの U C I T S は、少なくとも 6 つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の 30 % をこえることはできない。

(b) (a)に記載する U C I T S は、その設立文書において、明示的に、その資産の 35 % 超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を明示しなければならない。

(c) 更に、(a)に記載する U C I T S は、その目論見書および販売促進文書の中に、かかる許可に注意を促し、その資産の 35 % 超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) U C I T S は、(2)に記載する U C I T S またはその他の投資信託に投資することができるが、一つの U C I T S または投資信託にその資産の 20 % を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2002年法第133条に定める複数のコンパートメントを有する投資信託の一つのコンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、第三者に対するコンパートメントの債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) U C I T S 以外の投資信託の受益証券への投資は、合計して、当該 U C I T S の資産の 30 % を超えてはならない。

U C I T S が他の U C I T S および投資信託の受益証券を取得した場合、それぞれの U C I T S および投資信託の資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用され

ている他の U C I T S または投資信託の受益証券に、U C I T S が投資する場合、当該管理会社または他の会社は、他の U C I T S または投資信託の受益証券への当該 U C I T S の投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他の U C I T S および投資信託にその資産の相当部分を投資する U C I T S は、その目論見書に、当該 U C I T S 自身および投資を予定する U C I T S および投資信託の両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。その年次報告書において、当該 U C I T S 自身および投資する U C I T S および投資信託の両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、U C I T S が投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品への取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、この運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面における金融デリバティブ商品の使用による起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) U C I T S が、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) U C I T S の純資産価格が、資産構成または使用する資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料は、その性格に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、U C I T S のリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および主たるカテゴリーの商品のリスクおよび利回りについての直近の評価に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2002年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) 更に、U C I T S は、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債券の10%
 - () 同一 U C I T S またはその他の投資信託受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済み当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) E U加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) E U非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) E U加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) E U非加盟国で設立された会社の資本株式で、U C I T S がその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がU C I T S による当該国の発行体の証券へ唯一の投資方法である場合に限る。しかし、この例外は、その投資方針中に、E U非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本株式で一つまたは複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) U C I T S は、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権

の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。

リスク分散の原則の遵守確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。

- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益証券保有者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家およびそのコンパートメントの設立、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社または保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその営業に直接必要である不動産を取得するためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために活動する管理会社または保管受託銀行は貸付けをし、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a)は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済みのものの取得を妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために活動する管理会社または保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の定義に関する2008年2月8日付大公規則（「1996年12月24日付大公規則」）（「大公規則」）は、定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する2007年3月18日付EU通達2007/16/CE（「2007/16通達」）をルクセンブルグにおいて実施した。

CSSFは2008年2月19日、大公規則を参照して大公規則の条文を明確化する金融監督委員会通達08/339（「通達」）を示達した。

通達は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かの評価に当たって、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。当該通達は、2008年11月26日にCSSFより示達された通達08/380により修正された。

CSSFは2008年6月4日、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技術と商品の詳細について示した通達08/356を示達した。

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITSのカウンター・パーティ・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の順守を損なつてはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- B) パート ファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2002年法第67条第1項に従い、金融監督委員会の提案に基づき発せられる大公規則によって決定され得る。

(注) かかる大公規則は未だ出されていない。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドのみを管理するすべての管理会社には、2002年法第14章が適用される。

パート ファンドを管理する管理会社には、2002年法第13章が適用される (以下参照)。

2.2.1.2.1. 2002年法第14章

同法第91条および第92条は、第14章に基づき管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務は金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

管理会社は、投資信託の管理以外の活動を行ってはならない (ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠する投資信託でなければならない。

本店 (中央管理機構) および登記上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(2) 金融監督委員会は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有しなければならない。この最低金額は、ルクセンブルグ大公規則により625,000ユーロまで引き上げることができる (現在はかかる規則は存在しない)。

b) 第93条第3項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

c) 管理会社の株主またはパートナーの識別情報が金融監督委員会に提供されなければならない。

d) 申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

(5) 金融監督委員会は、以下の場合、第14章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上第14章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、管理する投資信託の資産を使用してはならない。

(7) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

2.2.1.2.2. 2002年法第13章

同法第77条ないし第90条は、第13章に基づく管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 第13章の意味における管理会社の業務は、金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

(2) 管理会社は、通達85 / 611 / E E Cに従い認可されるU C I T Sの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていない投資信託の管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達85 / 611 / E E Cの下で他のE C加盟国に販売できない。

F C Pおよび会社型投資信託の管理のための活動は、2002年法別表 に記載されているが、す

べてが列挙されているものではない。

(注) リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下のサービスを提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資資産の管理 (年金基金が保有するものも含む)

(b) 付随的業務として、投資顧問業および投資信託の受益証券に関する保管および事務業務
管理会社は、本章に基づき本項に記載されたサービスのみの提供または(a)のサービスを認可されることなく付随的サービスのみの提供を認可されることはない。

(4) 通達93/22/EEC第2条第4項、第8条2項、第10条、第11条および第13条は、管理会社による上記(3)のサービス提供に適用される。

(5) 金融監督委員会は、管理会社を以下の条件の下に認可する。

(a) 管理会社の当初資本金は、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、ポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、0.02%である。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

() 管理会社が運用機能を委託したFCPのポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。

() 管理会社が指定管理会社とされた会社型投信

() その他の管理会社が運用機能を委託した投資信託のポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。

- これらの義務とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達93/6/EEC別添 に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から保証を受ける場合は、当該金額分自己資本の追加分の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または追加機関は、EU加盟国または金融監督委員会がEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する場合は、当該非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

(c) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した活動計画を添付しなければならない。

(d) 中央管理機構と登録上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(6) 更に、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令または行政規定により、その監督機能を行行使することが困難な場合は、認可を付与しない。

金融監督委員会は、管理会社に対して、本項に記載する条件を監視するに必要な情報の提供を継続的に求める。

(7) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(8) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

(9) 金融監督委員会は、以下の場合、第13章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。

(a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載する一任ポートフォリオ運用を含む場合、通達93 / 6 / E E Cの施行の結果である金融業界に関する1993年4月5日法に適合しない場合。
 - (e) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (10) 金融監督委員会は、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー（直接・間接、自然人・法人を問わず）の識別情報が提供されるまで管理会社の業務を行うことを認可しない。管理会社への一定の関与資格は、上記1993年4月5日法の規定と同様の規定に服する。
- 金融監督委員会は、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な理由がある場合、金融監督委員会は、かかる会社に一定期間に事態を是正するか、活動を停止することを許すことができる。
- (13) 管理会社が管理するU C I T Sの性格に関し、またパート ファンドの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、U C I T Sの各取引を構成し、かつ管理会社が管理するF C Pまたは会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。
 - (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反によるU C I T Sまたは顧客の利益を最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用サービスの認可を受けている各管理会社は、
- () 事前の包括的許可がない場合、投資家のポートフォリオを自身が管理するF C Pまたは会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。
 - () (3)のサービスに関し、金融業界に関する1993年4月5日法（改正済み）に基づく通達97 / 9 / E Cの施行する2000年7月17日法の規定に服する。
- (15) 管理会社は、事業のより効率的な運用のため、自らの機能のいくつかを遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。
- a) 金融監督委員会に上記を適切に報告しなければならない。
 - b) 当該委託が管理会社に対する適切な監督を妨げることのないこと。特に、管理会社が投資家の最良の利益のために活動し、U C I T Sがそのように管理されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、資産運用の認可を得ているまたは登録されている機関で慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の機関に付与される場合、金融監督委員会と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資管理の中核的機能の権限付与は保管受託機関または管理会社の利益と相反する機関に付与してはならない。

- f) 管理会社の事業活動を行う者が、常に権限が付与された機関の活動を効果的に管理することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、常に機能が委託された者に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合直ちに権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される機関は当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) U C I T S の目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。管理会社および保管受託機関の責任は、第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはなく、管理会社が郵便受けとなるようなかたちの機能委託をしてはならない。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2002年法第13章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- a) 事業活動の遂行に際し、顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に活動しなければならない。
 - b) 顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって活動しなければならない。
 - c) 事業活動の遂行に必要な資源と手続きを保有し、効率的に使用しなければならない。
 - d) 利益相反の回避につとめ、それができない場合は、顧客が公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
 - e) その事業活動に適用されるすべての規制上の義務に適合し、顧客の最良の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

設立の権利およびサービス提供の自由

- (17) 通達85 / 611 / E E C に従い、E U加盟国の他の国において認可された管理会社は、支店を設置またはサービス提供の自由の下に、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続きと条件を定めている。
- (18) 第13章に従い認可された管理会社は、支店を設置またはサービス提供の自由の下に、他のE U加盟国で、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続きと条件を定めている。

2002年法第13章に従い管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付金融監督委員会通達03 / 108により更に整備された。かかる通達の目的は2002年法の規定および要件を繰り返し主張することであり、より重要なこととして、当該規定および要件をいかに解釈するべきかに関する情報を提供している。その範囲において、通達では、管理会社が事業を開始するためには事前に金融監督委員会の認可を必要とすることを確認している。

また通達の規定により、業務プログラムを金融監督委員会に提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達は更に、人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。また、業務は、個々に名声と経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する2名の者について、通達では、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるU C I T S の保管会社の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らまたは委任を通じその職務を遂行する程度に依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。

更に、通達では、管理会社はその職務の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から職務を委任された企業を監視することができるように用意されるべきシステムと取決めである。これについて、通達はまた、かかる2名が、職務の委任先企業が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。更に、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を保管者に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用機能をかかる企業に委託できると重ねて規定している。

最後に、通達は付属書類として、四半期毎に作成の上金融監督委員会に提出すべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係している。

2.2.1.3. 保管受託銀行

金融監督委員会により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パート ファンドのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が約款に従って処分されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、その業務の不履行または不適切な履行の結果蒙った損失につき責任を負う。保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追求することができる。保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登記上の事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登記上の事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融業界の監督に関する1993年4月5日ルクセンブルグ法に定める銀行および貯蓄機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価と関連のUCITSに関し経験を有していなければならない。このため、取締役および後継者の識別情報は金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。

2.2.1.4. 関係法人

() 投資運用・顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用・顧問契約を締結し、この契約に従って、投資運用・顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内であつ約款中の投資制限に従い、組入証券の組入および証券の売買に関する継続的助言をファンドに提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2.の(15)に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一つまたは複数の販売会社もしくは販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年8月10日法に基づき、通常、公開有限責任会社 (*sociétés anonymes*) として設立されてきた。

この形態で設立された会社型投資信託のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または一人の者が保有し得る株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において一株につき一票の議決権を有する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、一度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金 (プレミアム) を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における一株当り純資産価格を下回ることはいできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。この規定および手続はS I C A Vには適用されない (下記参照) 。

2.2.2.1. 変動資本を有する会社型投資信託 (S I C A V)

2002年法に従い変動資本を有する会社型投資信託 (*société d'investissement à capital variable - SICAV*) の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社 (*société anonyme*) として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年8月10日法 (改正済み) の規定は、2002年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2002年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロである。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。大公規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更は金融監督委員会に届け出ることを要し、金融監督委員会の異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額は金融監督委員会の提案または助言に基づき大公令により決定することができる (このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従い金融監督委員会が決定する) 。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。

- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること (パート ファンドについては最低一か月に2回、または金融監督委員会が許可する場合は一か月に1回とし、パート ファンドについては最低一か月に1回とする。)。
- 定款中に S I C A V が負担する費用の性質を規定すること。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資信託

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資信託においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資信託の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、一株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない会社型投資信託が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づいてなされ、買戻手数料がある場合は、それを差し引き、販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資信託においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、更に1か月以内に官報「メモリアル」に公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

(注) S I C A V は、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる株式の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの定款に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が定款に従って処分されるようにすること。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、同様に、ファンドの投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2002年法27条に S I C A V に関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型ファンドにも適用される。

(1) S I C A V が、通達85 / 611 / E E C に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可申請は、S I C A V の組織構造等を記載した活動プログラムを伴わなければならない。

- S I C A V の取締役は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理する U C I T S に関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。S I C A V の事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- 更に、S I C A V と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令、行政規定により、その監督機能を行行使することが困難な場合は、認可を付与しない。

S I C A V は、金融監督委員会に対して、要求される情報の提供を提供しなければならない。

完全な申請書が提出されてから 6 か月以内に、申請者に対し、認可が付与されるか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A V は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

金融監督委員会は、以下の場合、S I C A V に付与した認可を取り消すことがある。

- (a) S I C A V が 12 か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または 6 か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2002 年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (e) 2002 年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

- (2) 上記 2.2.1.2.2. の (15) および (16) は、通達 85 / 611 / E E C に従い認可された管理会社を指定している S I C A V に適用される。ただし、「管理会社」を S I C A V と読み替える。

S I C A V は、自身のポートフォリオ資産の運用のみを行い、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達 85 / 611 / E E C に従い認可された管理会社を指定していない S I C A V は、適用ある慎重なルールを遵守しなければならない。

特に、金融監督委員会は、S I C A V の性格に配慮し、管理会社が健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）を要求する。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、U C I T S の各取引を構成し、かつ管理会社が管理する契約型投資信託または会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関するその他の規定

1983 年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかった。法律に基づく大公規則により、政府は投資信託を監督する権限を与えられており、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告ならびに運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状態は、投資信託に関する 1983 年 8 月 25 日法施行後変化した。1983 年法は廃止され、投資信託に関する 1988 年 3 月 30 日法が施行された。2003 年 1 月 1 日に投資信託に関する 2002 年法が施行された。

2002 年法は 2007 年 2 月 13 日に 1988 年 3 月 30 日法を完全に廃止した。

2.3.1. 設立関係法令

2.3.1.1. 1915 年 8 月 10 日商事会社法（改正済み）

この法律は、F C P の管理会社、（2002 年法により明確に適用除外されていない限り）S I C A V であると公開有限責任会社であるとを問わず投資法人（会社型投資信託）（および会社型投資信託における買戻子会社）に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、S I C A V にもある

程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件 (1915年 8 月10日法 (改正済み) 第26条)

最低一名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロである。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項 (1915年 8 月10日法 (改正済み) 第27条)

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 発起人の氏名
- () 会社の形態および名称
- () 本店の所在地
- () 会社の目的
- () 払込資本および授權資本の額
- () 募集に際し払い込まれた額
- () 払込資本および授權資本を構成する株式の種類の記事
- () 記名式または無記名式の株式の形態および転換権 (もし存在すれば) に対する制限規定
- () 現金払込以外の出資の内容および条件および出資者の氏名
(注) 1915年 8 月10日法 (改正済み) に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に発行される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- () 発起人に認められている権利または特典の内容およびその理由
- (x) 資本の一部を構成しない株式 (もし存在すれば) に関する記載
- (x) 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を排除する場合、その規約およびかかる機関の権限の記事
- (x) 会社の存続期間
- (x) 会社が負担するすべての費用および報酬の見積または会社の設立に際しまた設立に伴って負担すべき費用および報酬の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件 (1915年 8 月10日法 (改正済み) 第29条)

会社が公募によって設立される場合、以下の要件が適用される。

- () 設立定款を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立定款の公告から 3 か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任 (1915年 8 月10日法 (改正済み) 第31条および第32条の 1)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込責任、および会社が当該法令に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害に対し、それに反する応募者に不利益な定めがあったとしても応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2002年法

投資信託に関する2002年法には契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込に関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

主要な特定要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2002年法第93条および第94条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルグの金融監督委員会から正式な認可を受けることを要する。
 - (a) ルクセンブルグの投資信託は設立もしくは設定の日から 1 か月以内に監督当局の認可を受けること。

(b) E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託でないものについては、その証券がルクセンブルグ国内またはルクセンブルグから外国に向けて募集もしくは販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

- () 認可を受けたUCIsは、金融監督委員会によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則および金融監督委員会の通達の条項に適合しない投資信託は認可を拒否、または登録を取り消されることがある。なお、金融監督委員会の決定に対し不服がある場合には、決定通知日から1か月以内に、投資信託を監督する大臣に不服申立をすることができる。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。同決定に対する最終抗告は、行政裁判所 (the Council of State) に提出される。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は検察官または監督当局の要請に基づき、当該ルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日の大公規則に規定する投資信託の定義は、1991年1月21日IML通達91 / 75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、「投資信託とは、その法的形態のいかんにかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人またはその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、またはかかる証券もしくは証書を表象しもしくはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集合的に投資することを目的とするものをいう。」とされている。上記の定義は、2002年法の第5条、第25条、第39条、第65条、第69条および第73条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁 (Institut Monétaire Luxembourgeois) によりとってかわられた。金融庁は、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会に移転された。

金融監督委員会の権限と義務は、2002年法第97条に定められている。

2.3.1.3.3. 2002年法第109条は、ファンドに、目論見書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。また同条は、パート ファンドに平均的投資家が容易に理解することができるように構成され記載された簡易な目論見書を義務づけている。

2002年法第109条および第110条は、以下の公告に関する要件を定めている。

- ファンドの完全な目論見書、簡易な目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければならない。
- 簡易な目論見書は、契約締結前に無料で買付申込者に提供されなければならない。更に、完全な目論見書、直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、要求により無料で買付申込者に送付されなければならない。
- 年次報告書および半期報告書は、完全なまたは簡易な目論見書に特定する場所または金融監督委員会が承認する方法で一般公衆に入手可能でなければならない。
- 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
- 監査済年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。

2.3.1.4. 2002年法によるその他の要件

- () 公募または販売の承認

2002年法第93条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためには金融監督委員会の認可を受けなければならない旨規定している。

- () 設立文書の事前承認

2002年法第93条第2項は、金融監督委員会が設立文書を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

- () 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて金融監督委員会に提出された場合の事前の承認

金融監督委員会の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、金融監督委員会に事前の承認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付金融監督委員会通達05 / 177に基づき、販売文書が利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合でも、意見を求めるためかかる文書を金融監督委員会に提出する必要はない。ただし、金融監督委員会の監督に服するUCIsは、誤解を招くような宣伝文書を発行してはならず、必要に応じてUCIsに固有の特別リスクを言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

- () 目論見書の記載内容

完全なおよび簡易な目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が的確な理解に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特にリスクに関する情報を含むものでなければならない。完全な目論見書は、投資対象の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、2002年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する文書に記載される場合はこの限りではない。

- () 誤解をまねく表示の禁止

2002年法第112条は、完全なおよび簡易な目論見書の主要事項は常に更新されなければならない旨規定している。

- () 財務状況の報告および監査

1915年8月10日法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主総会に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2002年法第113条は、年次報告書に記載される財務情報は承認された監査人 (réviseur d'entreprises agréé) による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、投資信託の報告書またはその他の書類に投資家または金融監督委員会に提供された情報が投資信託の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちに金融監督委員会に報告する義務を負う。監査人は、金融監督委員会に対して、監査人がその職務遂行に知り知りまたは知るべきすべての点についての金融監督委員会が要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効な金融監督委員会通達02 / 81に基づき、金融監督委員会は、監査人 (réviseur d'entreprises agréé) に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。金融監督委員会通達02 / 81により、監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用 (その中央管理事務および保管会社を含む。) および (資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別管理について) 適切な監督手続の評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIsの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的に検討することであると述べている。

- () 財務報告書の提出

2002年法第114条により、ファンドは年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出することが要求されている。

2002年法第118条は、金融監督委員会が投資信託に対して、その義務の遂行に関する情報の提供を要求でき、このため、自らあるいは任命する者を通じて、投資信託の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

金融庁通達97 / 136 (金融監督委員会通達08 / 348により改正) に基づき、2002年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類を提出しなければなら

らない。

() 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法および2002年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または5万ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.4. 清算

2.4.1. 投資信託の清算

2002年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または株主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.4.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

a. 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。

b. 管理会社が破産宣告を受けた場合。

c. 6か月以上の間純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

(注) 純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、金融監督委員会は清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.4.1.2. S I C A Vについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。

b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

2.4.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、金融監督委員会による登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.4.2. 清算の方法

2.4.2.1. 通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もし存在すれば)に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、金融監督委員会がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2002年法第106条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、または金融監督委員会が提案された清算人の選任を承認しない場合は、金融監督委員会を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.4.2.2. 裁判所の命令による清算

裁判所は、金融監督委員会の請求によって投資信託を解散する場合、2002年法第104条および裁判所商事部門の命令に基づく手続に従い金融監督委員会の監督のもとで行為する清算人に選任する。清算手続は、清算人が裁判所に清算人の報告を提出したのち裁判所の判決によって終了する。未配分の清算残高は2.4.2.1.に記載された方法で預託される。

2.5. 税制

2.5.1. ファンドの税制

2.5.1.1. 発行税

2002年法第128条および2003年4月14日付大公規則の廃止に従い、2002年法に準拠する投資信託の設立に際しては、発行税は課されなくなった。

2.5.1.2. 年次税

2002年法第129条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2002年法第129条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 専門投資信託に関する2007年2月13日法に服するルクセンブルグの投資信託
- 2002年法に規定された複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントおよび投資信託の中、または複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントの中で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2002年法第129条における「短期金融商品」の概念は、2002年12月20日法第41条における概念より広いものであり、1996年12月24日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書 (C D)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証券として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に關係する金融上の諸手当 (金融デリバティブ商品等) を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

上記の第129条はまた、第3項 (改正済) において、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のサブ・ファンドについて免責を規定している。

- その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合
- その専属的目的が短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金である場合
- その投資対象の満期までの加重残余期間が90日を超えない場合
- 最高の格付けを受け得ると認められた場合

最後に、2004年6月15日法の改正第129条により、かかる免税が同様に適用されるのは、() その従業員のため同一グループの主導により創設された専門年金機関または類似投資ヴィークルおよび() 従業員に年金給付を提供するため会社が保有するファンドに投資する当該グループ会社に対し受益証券が限定される U C I s である。

2.5.2. 日本の株主の税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の株主もしくは受益者が、当該ファンドの株式または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税 (キャピタル・ゲイン課税)、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該株主または受益者がルクセンブルグに住所、居所または恒久的施設を有している場合およびかつてルクセンブルグの居住者であった特定の者については、この限りでない。

会社型投資信託の株主が当該投資信託の発行済株式の10%を保有する場合、かかる株式の全部または一部売却する際に、かかる売却が取得後6か月以内に行われた場合、当該投資家が、ルクセンブルグと二重課税回避条約を締結していない国の居住者であったなら、キャピタル・ゲインに対し課税されることがある。

(注) 二重課税回避条約はルクセンブルグと日本との間で締結されており、それゆえルクセンブルグの国内税法は日本の居住者に影響を与えない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

3. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「S I F法」という。）を承認した。

S I F法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

新制度に基づき創設されるヴィークルと2002年法に準拠するU C I sを更に区別するため、S I F法では新規ヴィークルを「専門投資信託」（以下「S I F s」という。）と称する。

既存の機関U C I sは、自動的に2007年2月13日付で、S I F法に準拠するS I F sになった。

3.1. 範囲

S I F制度は、（ ）その証券が一または複数の情報通の投資家向けに限定されるU C I sおよび（ ）その設立文書によりS I F制度に服するU C I sに適用される。

S I F sは、リスク分散原則に従う投資信託であり、U C I sとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I F sは、当該ヴィークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報通の投資家向けのものである。

S I F法では、機関投資家および専門投資家を含む情報通の投資家のみならず、その他の情報通投資家で、情報通の投資家の地位を確保する旨および最低125,000ユーロの投資を行うか、または想定上の投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する通達2006/48/ECに定める信用機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2001/107/ECに定める管理会社が実行した査定から利益を得る旨を書面で確認する投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報通の投資家は、洗練された個人投資家がS I F sへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ヴィークルの募集書類を提供しなければならない。そのため、一または複数の情報通の投資家向けの投資ヴィークルが、必ずしもS I F制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ヴィークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 投資規則

EU圏外の統一U C I sについて定める2002年法パート と同様に、S I F法は、S I F sが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、本制度については、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するヴィークルが、選択することができる。

S I F sはリスク分散原則を遵守する。S I F法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。金融監督委員会は、個人投資家への販売が可能なU C I sよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売できるU C I sに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限よりもむしろ、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

3.3. 構造的側面および機能上の規則

3.3.1. 法律上の形態および仕組み

3.3.1.1. 法律上の形態

S I F法は、特に、契約型投資信託（「F C P」）および変動資本を有する会社型投資信託（「S I C A V」）について言及しているが、S I Fが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくS I Fの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1.項を参照のこと。

F C Pへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 会社型投資信託 (S I C A VまたはS I C A F)

特性の要約については、上記2.2.2.項を参照のこと。

S I F法に基づき、S I C A Vは、2002年法に準拠するS I C A V sの場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A Vの形態で創設されるS I Fは、S I F法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

S I F法が適用除外を認める場合を除き、会社型投資信託は、1915年8月10日のルクセンブルグ法 (改正済) の条項に服する。しかし、S I F法は、S I F sについて柔軟な会社組織を提供するため一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.3.1.2. 複数クラスの仕組み

S I F法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F (いわゆる「アンブレラ・ファンド」) を創設できると規定している。

更に、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内に、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.3.1.3. 資本構造

S I F法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2002年法に準拠するU C I sについては6か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは、その形態を問わず、一部払込済の株式 / 受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。更に、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく (買戻しおよび / または申込みについて) オープンエンド型またはクローズドエンド型とすることができる。

3.3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2002年法に準拠するU C I sに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、S I F法の規定により、証券の発行および適用ある場合の証券の買戻しまたは償還に適用ある条件および手続は、更に厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2002年法に準拠するS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、買戻価格または償還価格が純資産価額に基づくことを要求されない。新制度の下で、S I F sは、このため、(例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に) 所定の確定価格で株式を発行することができる、または (例えば、クローズドエンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため) 純資産価額を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部で構成される可能性もある。

S I F sは一部払込済株式を発行することができ、そのため、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式および、追加の割賦で支払われる当初に発行された株式の発行価格の残額によっても、異なるトランシェの申込みを行うことができる。

3.4. 規制上の側面

3.4.1. 慎重な制度

S I F sは、金融監督委員会による恒久的監督に服する規制されたヴェークルである。しかし、情報通の投資家は個人投資家に確保を要するものと同様の保護を要しないという事実を照らし、S I F sは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2002年法に準拠するU C I sの場合に比べやや「軽

い」規制上の制度に服する。

2002年法に準拠するUCI sについて、金融監督委員会は、設立文書、SIF sの取締役/マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記のサービス提供者の変更もまた、金融監督委員会の承認を必要とする。

しかし、SIF法の規定により、SIF sは、規制当局の承認を得る前に創設することができる。ただし、認可申請書が、創設された月の翌月のうちに金融監督委員会に提出されることを条件とする。これにより、SIF sを設立し、運用を開始し、それ以後に金融監督委員会の承認を得ることができる。

3.4.2. 保管受託銀行

UCI sと同様に、SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関またはEUの他の加盟国に登記上の事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管預託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が提供される場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な安全保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

SIF法は、保管受託銀行に対し、2002年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益になると思われる。

3.4.3. 監査人

SIFの財務書類は、十分な専門経験を有するので正当であると証明され得るルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、SIF法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の本質的要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

SIF sは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIF sは、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

3.5. SIFの税制の特徴

SIF sは、0.01%の年次税(2002年法に基づき存続する大部分のUCI sについて、0.05%)を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2002年法と同様の方法により、SIF法は、かかる税金を課される他のルクセンブルグUCI sに投資された資産部分、一定の機関の現金および年金プール基金に対し年次税を免除している。年金プール基金について、SIF法が新たに取り入れた点は、参加している年金制度が同一グループに属することを(2002年法とは異なり)要求しないことおよび年金制度向けの個々のコンパートメントおよびクラスに対し同じく免税の利益を認めていることである。

SIF sが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

SIF法第67条の廃止に従い、会社型SIF sは、設立時に1,250ユーロの発行税を支払う必要はなくなった。

第4【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面は発行されない。

第5【その他】

- (1) 交付目論見書において、有価証券届出書「第一部 証券情報」「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」および「第四部 特別情報 第2 その他の関係法人の概況」の主要内容を要約した有価証券届出書「別紙B」を「目論見書の概要」として冒頭に記載することがある。
- (2) 目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、販売取扱会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。



ファンドの概要

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ 米ドル・マンスリー・インカム (ドルの実り)

サブ・ファンドの名称	フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ 米ドル・マンスリー・インカム (愛称：ドルの実り) (「米ドル・マンスリー・インカム」または「ドル の実り」と呼ぶことがあります)
商品分類	ルクセンブルグ籍オープン・エンド契約型外国投資 信託 (米ドル建)
サブ・ファンドの 形態	米ドル・マンスリー・インカムは、アンブレラ・フ ァンドであるフィデリティ・グローバル・ボンド・ シリーズのサブ・ファンドです (以下「サブ・ファ ンド」といいます。)
サブ・ファンドの 特色	<ul style="list-style-type: none"> • 米国ハイ・イールド債券、米国国債／政府機関債、エマージング債券、先進国債券 (除く米国) の4つの債券セクターに分散投資をし、高水準のインカム収益および元本増加を追求する債券ファンドです。 • 原則として、毎月分配金をお支払いすることをめざします。 • グローバルに展開するフィデリティ^(注)の債券運用・調査力を活用します。 <p>(注) FIL Limited および FMR LLC とそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。</p>
主な投資対象	米国ハイ・イールド債券、米国国債／政府機関債、エマージング債券、先進国債券 (除く米国) の4つの債券セクターに分散投資を行います。



基本資産配分	<p>サブ・ファンドの基本資産配分は以下のとおりとします。</p> <p>（基本資産配分）</p> <p>米国ハイ・イールド債 40%</p> <p>米国国債／政府機関債 30%</p> <p>エマージング債券 15%</p> <p>先進国債券（除く米国）15%</p> <p>※運用にあたっては上記の基本方針でのぞみますが、資金動向および市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
管理会社	FIL・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
主な投資制限	<p>◆ 純資産の10%を超える金銭の借入れを行なうことができません。</p> <p>◆ サブ・ファンドは株式または株式関連商品に投資することができません。</p>
信託期間	無期限
決算と収益分配	<p>◆ 決算・・・毎年9月末日</p> <p>◆ 分配・・・原則として、毎月第1評価日を分配宣言日とし、純投資収益のほぼすべてを分配する予定です。（通貨＝米ドル）</p>
受益証券の種類	<p>◆ クラスA 受益証券</p> <p>◆ クラスB 受益証券</p>
設定日	2006年10月16日（月）
取得のお申込み	<p>お申込日</p> <p>申込期間 平成22年4月1日（木）から平成23年3月31日（木）まで</p> <p>ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日および12月25日、1月1日を除く月曜から金曜までの各日で、かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日にお取扱いができます。^(注)詳細はフィデリティ証券株式会社（「フィデリティ証券」または「日本における販売会社」）までお問い合わせください。</p>

②

	お申込 単位	<ul style="list-style-type: none"> ◆ クラス A 受益証券 100 口以上 10 口単位 ◆ クラス B 受益証券 100 口以上 10 口単位
	お申込 価格	通常、お申込受領日に計算される各クラス受益証券 1 口当たりの純資産価格
	お申込 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ◆ クラス A 受益証券 発行価格の3.4125%（税抜き3.25%）。 なお、お申込み手数料に関する照会先は<u>フィデリティ証券</u>です。 ◆ クラス B 受益証券 購入時にお支払い頂く、お申込み手数料はありません。ご購入後 5 年未満までの買戻（換金）の場合、経過年数に応じて、買戻（換金）時に 4%～1%の条件付後払申込手数料（「CDSC」または「条件付後払手数料」ということがあります。）がかかります。（日本の消費税は課せられません。）

（注）分配の宣言が行われる各暦月の第一評価日が日本における販売会社および販売取扱会社の営業日でない場合、当該暦月の前月の日本における販売会社および販売取扱会社の最終営業日については、申込みの取扱いが行われません。



買戻し (換金)	お申込日	ニューヨーク証券取引所の休業日および 12 月 25 日、1 月 1 日を除く月曜から金曜までの各日で、かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に、販売取扱会社にてお申込みが可能です。 ^(注)													
	ご換金 単位	◆ クラス A 受益証券 10 口以上 10 口単位 ◆ クラス B 受益証券 10 口以上 10 口単位													
	ご換金 価格	通常、換金お申込受領日に計算される各クラス受益証券1口当たりの純資産価格。													
	受渡日	国内約定日は通常、日本におけるお申込日の翌営業日、受渡は国内約定日から起算して日本における 4 営業日目に行われます。													
手数料	<p>◆ クラス A 受益証券 買戻手数料はありません。</p> <p>◆ クラス B 受益証券 ご購入後 5 年未満までの買戻し (換金) の場合、経過年数に応じて買戻し (換金) 時に 4%~1% の条件付後払手数料が徴収され、総販売会社に対して支払われます。条件付後払手数料の金額は、当初購入価格か買戻時の市場価格のいずれか低い方の金額に対して計算されます。なお、本日現在条件付後払手数料に、日本の消費税は課せられていません。</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>購入後経過年数</th> <th>条件付後払申込手数料 (CDSC/条件付 後払手数料)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年未満</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>1 年以上 2 年未満</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>2 年以上 3 年未満</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>3 年以上 4 年未満</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>4 年以上 5 年未満</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>5 年以上</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>		購入後経過年数	条件付後払申込手数料 (CDSC/条件付 後払手数料)	1 年未満	4.0%	1 年以上 2 年未満	4.0%	2 年以上 3 年未満	3.0%	3 年以上 4 年未満	2.0%	4 年以上 5 年未満	1.0%	5 年以上
購入後経過年数	条件付後払申込手数料 (CDSC/条件付 後払手数料)														
1 年未満	4.0%														
1 年以上 2 年未満	4.0%														
2 年以上 3 年未満	3.0%														
3 年以上 4 年未満	2.0%														
4 年以上 5 年未満	1.0%														
5 年以上	0%														

④

管理報酬等	<ul style="list-style-type: none"> 投資運用報酬 (純資産に対して年率 1.00%)、代行協会員報酬 (純資産価額の平均額に対して年率 0.02%) その他保管受託報酬等が課せられます。 クラス B 受益証券には、上記に加え純資産価額に対して年間 0.50%の販売報酬が課せられます。
税金	<ul style="list-style-type: none"> 日本の所得税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われるため、個人の場合、分配金は 20%の源泉分離課税となります。なお、税法等が改正された場合には変更されることがあります。
運用報告書	<p>毎決算後、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、組入有価証券の明細などを記載したファンドの運用報告書が作成され、日本の知れている受益者に交付されます。</p>

(注) 分配の宣言が行われる各暦月の第一評価日が日本における販売会社および販売取扱会社の営業日でない場合、当該暦月の前月の日本における販売会社および販売取扱会社の最終営業日については、買戻請求の申込みの取扱いが行われません。



投資信託への投資に関する留意点・リスクについて

サブ・ファンドは、債券等に投資を行ないませんが、組入債券等の価格は、債券の値動きや発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化、ならびに為替の値動き等（基準通貨以外の通貨や債券等に投資する場合）で変動し、これによりサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格も変動します。したがって、投資元本を割り込むことがあります。サブ・ファンドは元本が保証されている商品ではありません。

投資信託にかかる主なリスク

金利変動リスク	債券の価格は金利の変動を受けて変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。金利が上昇した場合、債券価格の下落に伴い、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格も下落することがあります。
信用リスク	債券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。これらを信用リスクといいます。信用リスクを測る尺度として、債券もしくは発行体の「格付」があり、ムーディーズ社やS&P社などが格付を付与しています。一般に格付が高いほど信用リスク、利回りともに低く、格付が低いほど信用リスク、利回りが高くなる関係にあります。
カントリー・リスク	投資先の国や地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、受益証券1口当たり純資産価格に大きな変動をもたらす可能性があります。とくに、エマージング・マーケットの場合には、特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの高い変動、外国への送金規制等）が想定される場合もあります。



為替変動リスク	<p>投資信託は、株式、公社債などの値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります(外貨建では投資元本を割り込んでいない場合でも、為替相場の変動により円建で換算すると投資元本を割り込むことがあります))に投資しますので、受益証券1口当たり純資産価格は変動します。よって、保有期間中もしくは売却時の投資信託の価額はご購入時の価額を下回ることもあります。これに伴うリスクはお客様ご自身のご負担となります。</p> <p>※サブ・ファンドは米ドル建のため、米ドル以外の通貨から投資をする投資家にとっては、為替リスクが伴います。米ドル建で投資元本を下回っていても、日本円など他通貨に換算したときには、元本を下回る可能性があります。</p>
----------------	---

投資信託への投資に関するリスクは上記に限定されるものではありません。その他のリスクについては目論見書本文をご参照ください。

フィデリティ ・ グローバル ・ ボンド ・ シリーズ

独立監査人の報告書

フィデリティ ・ グローバル ・ ボンド ・ シリーズの受益者各位

我々は、フィデリティ ・ グローバル ・ ボンド ・ シリーズおよびその唯一のサブ ・ ファンドの2008年9月30日現在の純資産計算書および投資明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、詐欺もしくは過誤の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、企業検査院 (“ Institut des Réviseurs d'Entreprises ”) が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、詐欺もしくは過誤の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、フィデリティ ・ グローバル ・ ボンド ・ シリーズおよびその唯一のサブ ・ ファンドの2008年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続を課されていないが、我々に対する委任に関連して検討されている。従って、我々にかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

プライスウォーターハウスクーパース ・ エス ・ エー ・ アール ・ エル

ルクセンブルグ、2008年12月16日

企業監査人

代表して署名

ジョン ・ パークハウス

[次へ](#)

Fidelity Global Bond Series

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Unitholders of
Fidelity Global Bond Series

We have audited the accompanying financial statements of Fidelity Global Bond Series and of its only sub-fund, which comprise the statement of net assets and the schedule of investments as at 30 September 2008 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Board of Directors of the Management Company's responsibility for the financial statements
The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Fidelity Global Bond Series and of its only sub-fund as of 30 September 2008, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.
Réviseur d'entreprises
Represented by

Luxembourg, 16 December 2008

John Parkhouse

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ
の株主各位

財務書類に関する報告

我々は、F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (旧フィデリティ ・ インベストメンツ ・ マネジメント ・ ルクセンブルグ ・ エス ・ エイ) の2008年6月30日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、詐欺もしくは過誤の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、企業検査院 (" Institut des Réviseurs d'Entreprises ") が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、詐欺もしくは過誤の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイの2008年6月30日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法令上の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営報告書は、財務書類と一致している。

ルクセンブルグ、2008年9月18日

プライスウォーターハウスクーパース ・ エス ・ エー ・ アール ・ エル

企業監査人

代表して署名

クリストファ ・ ピッティ

[次へ](#)

Independent Auditor's report

To the Shareholders of
FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Report on the annual accounts

We have audited the accompanying annual accounts of FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. (formerly Fidelity Investments Management Luxembourg S.A.) which comprise the balance sheet as of June 30, 2008, the profit and loss account for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these annual accounts give a true and fair view of the financial position of FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. as of June 30, 2008, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers S. à r.l.

Luxembourg, September 18, 2008

Réviseur d'entreprises

Represented by

Christophe Pittie

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

独立監査人の報告書

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズの受益者各位

我々は、フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズの2009年9月30日現在の純資産計算書および投資明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、詐欺もしくは過誤の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、企業検査院 (“ Institut des Réviseurs d'Entreprises ”) が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、詐欺もしくは過誤の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズの2009年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続を課されていないが、我々に対する委任に関連して検討されている。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2009年12月15日

プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エル

企業監査人

代表して署名

ジョン・パークハウス

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of
Fidelity Global Bond Series

We have audited the accompanying financial statements of Fidelity Global Bond Series which comprise the Statement of Net Assets and the Schedule of Investments as at 30 September 2009 and the Statement of Operations and Changes in Net Assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Board of Directors of the Management Company's responsibility for the financial statements
The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Fidelity Global Bond Series as of 30 September 2009, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.

Luxembourg, 15 December 2009

Réviseur d'entreprises

Represented by

John Parkhouse

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ
の株主各位

財務書類に関する報告

我々は、F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (旧フィデリティ ・ インベストメンツ ・ マネジメント ・ ルクセンブルグ ・ エス ・ エイ) の2009年6月30日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、詐欺もしくは過誤の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、企業検査院 (" Institut des Réviseurs d'Entreprises ") が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、詐欺もしくは過誤の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイの2009年6月30日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法令上の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営報告書は、財務書類と一致している。

ルクセンブルグ、2009年9月15日

プライスウォーターハウスクーパース ・ エス ・ エー ・ アール ・ エル

企業監査人

代表して署名

クリストファ ・ ピッティ

[次へ](#)

Independent Auditor's report

To the Shareholders of
FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Report on the annual accounts

We have audited the accompanying annual accounts of FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. (formerly Fidelity Investments Management Luxembourg S.A.) which comprise the balance sheet as of June 30, 2009, the profit and loss account for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these annual accounts give a true and fair view of the financial position of FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. as of June 30, 2009, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers S. à r.l.

Luxembourg, September 15, 2009

Réviseur d'entreprises

Represented by

Christophe Pittie

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。